

192
55

故實
叢書
武家名目抄

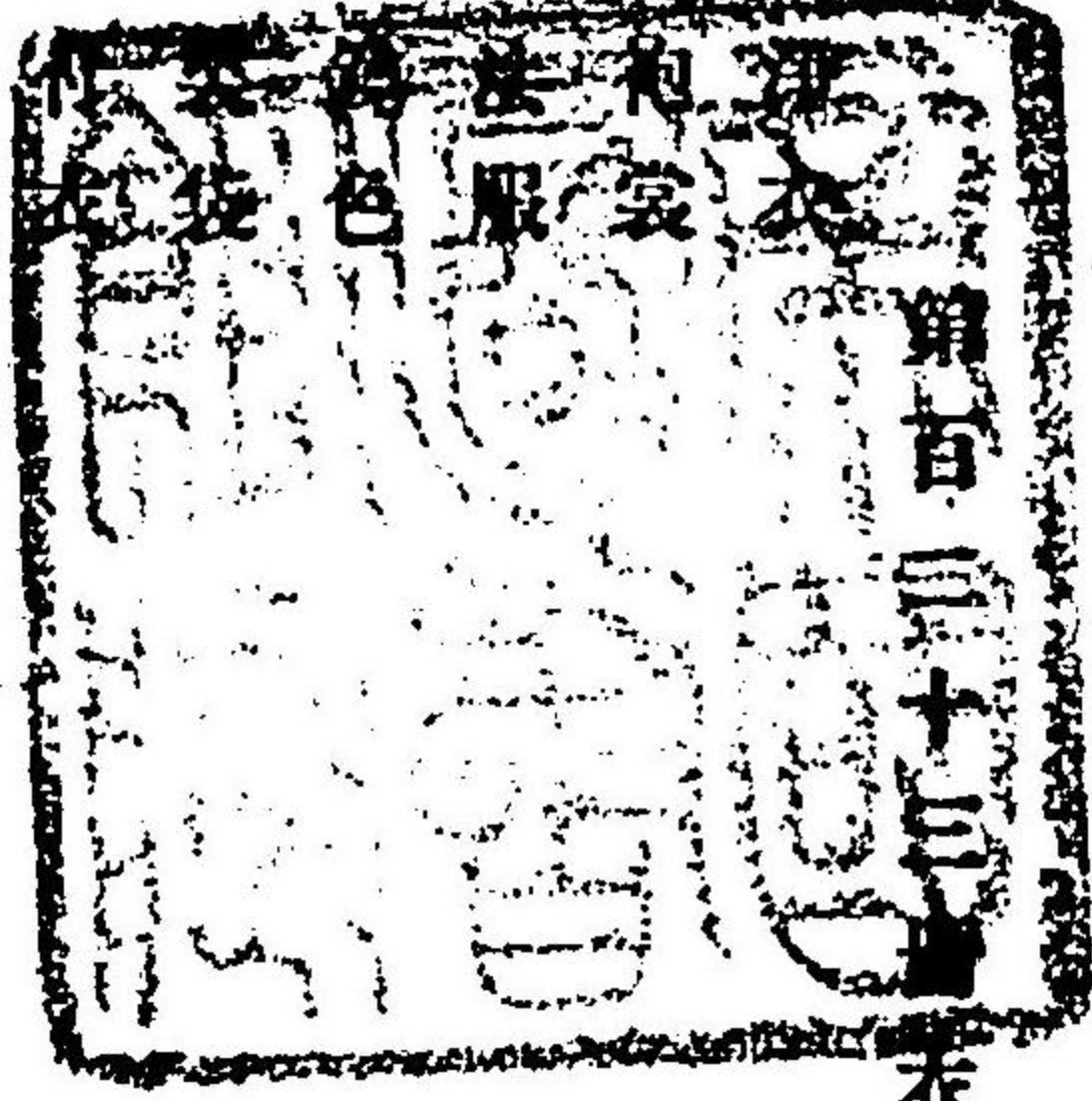
衣服部

卷六



武家名目抄稿十八目次

第三百三十三卷 衣服部十



打懸	素服	八德	十德	道服	編綴	直綴	衣袴	黑衣	指狩	和装	袴	袴	袴	袴	袴
第一百二十四册衣服部十一															
一九〇五	一九〇三	一九〇三	一九〇二	一九〇一	一九〇〇	一九〇〇	一八九九	一八九九	一八九九	一八九八	一八九八	一八九七	一八九六	一八九六	一八九五

桐衣	桐服	廣袖桐服	唐織桐服	猩々耕桐服	韋桐服	木綿桐服	雨桐服	側次	桐肩衣	猩々皮桐肩衣	段子桐肩衣	羽織	長羽織	廣袖羽織	平袖羽織	袖無羽織	具足羽織	陣羽織	錦具足羽織	
一九〇五	一九〇五	一九〇六	一九〇六	一九〇六	一九〇六	一九〇六	一九〇六	一九〇七	一九〇七	一九〇八	一九〇八	一九〇九	一九一〇	一九一〇	一九一〇	一九一一	一九一一	一九一二	一九一三	

明治
36 12 22
内交

武家名目抄稿十八目次

金襴羽織	一九一三
唐織羽織	一九一三
唐織袖無羽織	一九一三
緝珍羽織	一九一四
段子羽織	一九一四
猩々緋陣羽織	一九一四
猩々緋陣羽織	一九一五
羅紗羽織	一九一五
烏毛羽織	一九一五
烏毛陣羽織	一九一五
烏毛袖無羽織	一九一五
山鳥尾羽織	一九一五
羊皮羽織	一九一六
皺章羽織	一九一六
縮衲袖無羽織	一九一六
練具足羽織	一九一六
練陣羽織	一九一七
麻羽織	一九一七
繩羽織	一九一七
紙子羽織	一九一七

雨羽織	一九一七
合羽	一九一八
第百二十五册衣服部十二	
小袖	一九一八
御服	一九二〇
時服	一九二〇
被物	一九二一
薄小袖	一九二一
厚綿小袖	一九二一
直垂付小袖	一九二一
內衣	一九二二
上着	一九二二
白小袖	一九二二
白衣	一九二二
錦小袖	一九二三
綾小袖	一九二三
唐綾小袖	一九二四
白綾小袖	一九二四
白綾	一九二四
緝子小袖	一九二四

段子小袖	一九二四
縫物小袖	一九二四
織物小袖	一九二四
唐織物小袖	一九二五
廣東織物小袖	一九二五
島織物小袖	一九二五
織筋小袖	一九二六
紅筋小袖	一九二七
一交小袖	一九二七
練緯小袖	一九二七
練緯	一九二七
志々良小袖	一九二八
熨斗目	一九二八
福建小袖	一九二八
紬小袖	一九二八
丹後紬小袖	一九二八
布小袖	一九二八
布子	一九二八
箔小袖	一九二九
摺小袖	一九二九

染付小袖	一九二九
染小袖	一九二九
紫小袖	一九三〇
紫裏小袖	一九三〇
梅染小袖	一九三一
懸蒨黃小袖	一九三一
懸淺黃小袖	一九三一
藍染小袖	一九三一
茶染小袖	一九三一
茜小袖	一九三一
目結小袖	一九三二
鹿子小袖	一九三二
無紋小袖	一九三二
無紋織色	一九三二
第百二十六册衣服部十三	
袷衣	一九三三
袷小袖	一九三三
袷	一九三五

志乃良裕	一九三五
白裕	一九三五
織色裕	一九三五
紫裕	一九三五
紅梅裕	一九三六
緯白膚	一九三六
赤裕	一九三六
赤膚	一九三六
牡丹裕	一九三六
朽葉裕	一九三六
黑梅裕	一九三七
丸生絹	一九三七
大身替裕	一九三七
片身替裕	一九三七
帷子	一九三七
紋紗帷子	一九三八
福建帷子	一九三八
生絹帷子	一九三九
一重生絹	一九三九
厚絹帷子	一九三九

越後布帷子	一九三九
唐布帷子	一九三九
太布帷子	一九三九
白帷子	一九四〇
梅染帷子	一九四〇
赤帷子	一九四〇
紺地白帷子	一九四〇
筋帷子	一九四一
目結帷子	一九四一
宿帷子	一九四一
鳥毛帷子	一九四一
藍摺帷子	一九四一
片身替帷子	一九四一
澁帷子	一九四一
單物	一九四一
暑衣	一九四二
湯帷子	一九四二
湯力夕	一九四二
腰明	一九四三
腰白	一九四三

第二百二十七册衣服部十四

腋明	一九四三
振袖	一九四三
小御衣	一九四三
産衣	一九四三
宿衣	一九四四
宿直衣	一九四四
夜物	一九四四
夜着	一九四四
蒲團	一九四五
褥	一九四五

第二百二十八册衣服部十五

襦	一九四七
織	一九四八
章襦	一九四八
脚囊今无	一九四八
單皮	一九四九
足袋	一九四九
白單皮	一九五〇
皮單皮	一九五〇
皮之接單皮	一九五〇
差單皮	一九五一
鏤單皮	一九五一

冬毛行騰	一九五六
大星行騰	一九五七
大星夏毛行騰	一九五七
陰星秋二重毛行騰	一九五七
斑行騰	一九五七
大斑行騰	一九五七
塗行騰	一九五七
豹皮行騰	一九五八
虎皮行騰	一九五八
熊皮行騰	一九五八
熊行騰	一九五八
麋行騰	一九五八
割合行騰	一九五九
腰當	一九五九
狐皮腰當	一九五九
引敷	一九五九
大引敷	一九六〇
豹皮引敷	一九六〇
虎皮引敷	一九六〇
熊皮引敷	一九六〇
羚羊皮引敷	一九六〇
敷皮	一九六〇
冠	一九六一
鳥帽子	一九六一
薄塗鳥帽子	一九六二
立鳥帽子	一九六二
折鳥帽子	一九六二
萎鳥帽子	一九六三
細鳥帽子	一九六三
むくのみ色の鳥帽子	一九六三
鳥帽子懸	一九六三
老懸	一九六三
打かけ鳥帽子	一九六四
一寸またら	一九六四
豹文の鳥帽子懸	一九六四
革鳥帽子掛	一九六四
紙より	一九六四
馬尾鳥帽子掛	一九六五
小結	一九六五

長小結	一九六五
紙よりの小結	一九六五
衣冠	一九六五
束帶	一九六五
直衣	一九六六
直垂	一九六六
錦直垂	一九六六
赤地錦直垂	一九六七
布直垂	一九六七
一重直垂	一九六七
白直垂	一九六七
白地松竹畫直垂	一九六八
地白桐唐草	一九六八
紅色	一九六八
紫色	一九六八
淺黄色	一九六八
金みかき	一九六八
はくろ	一九六九
とくさ色	一九六九
かちん	一九六九
濃直垂	一九六九
黒直垂紋ニ蝶	一九六九
ふたへ物	一九六九
細布直垂	一九六九
直垂の色年による	一九六九
染直垂	一九六九
繡物直垂	一九七〇
葛地直垂	一九七〇
藍摺直垂	一九七〇
紺村濃の直垂	一九七〇
かちの直垂	一九七〇
蝶の圓の直垂	一九七〇
唐きぬ山はと色の直垂	一九七〇
直垂の袖	一九七〇
ヒヲ括の直垂	一九七一
裏打	一九七一
狩衣	一九七一
水干	一九七二
白水干	一九七三
袍	一九七三

大紋	一九七三
布衣	一九七三
素袍	一九七三
小素襖	一九七三
隨身裝束	一九七三
細長	一九七四
淨衣	一九七四
第百三十冊衣服部附録二	
長絹	一九七四
裨襦	一九七四
上下	一九七四
小袴	一九七五
衣袴	一九七五
布袴	一九七五
狩袴	一九七五
奴袴	一九七五
革袴	一九七五
下の袴	一九七六
葛袴	一九七六
裨	一九七六

襦	一九七六
たうさき	一九七六
桐ノ莖	一九七六
肩衣	一九七六
はつとく	一九七六
袷袋	一九七六
直綴	一九七六
道服	一九七六
御服	一九七六
上のきぬ	一九七七
下重	一九七七
重衣	一九七七
時服	一九七七
四季之着服	一九七七
御かう	一九七七
御おり物	一九七七
御おりすち	一九七八
御はた	一九七八
御こをんそ	一九七八
御あかふくろ	一九七八

十徳	一九七八
猩々緋羽織	一九七八
紅の羽織	一九七九
紅梅裏の羽織	一九七九
茜根の着物	一九七九
行膝行履	一九七九
脛巾行履	一九八〇
きやはん	一九八〇
も、は、き	一九八〇
頭巾	一九八一
第百三十一冊衣服部附録三	
小袖	一九八一
紫の小袖	一九八二
紫裏の小袖	一九八二
紅裏の小袖	一九八二
無紋の小袖	一九八二
白小袖	一九八三
白綾	一九八三
織物	一九八三
格子	一九八三

小格子	一九八三
紅格子	一九八三
筋	一九八三
簾	一九八三
すたれ	一九八三
二重織物	一九八五
唐織物	一九八五
島織物	一九八五
北絹	一九八五
北絹袖	一九八五
袖の小袖	一九八六
丹後袖	一九八六
まゐな袖	一九八六
白袖	一九八六
紅梅	一九八六
ぬめの紅梅	一九八六
め結の小袖	一九八七
茜の小袖	一九八七
遠江茜	一九八七
紅筋の小袖	一九八七

一つませの小袖	一九八七
梅染の小袖	一九八七
加賀梅染	一九八七
あや袖	一九八七
茶染の小袖	一九八八
え、らの小袖	一九八八
練	一九八八
練貫の二重小袖	一九八八
練衣の二ツ小袖	一九八八
浅黄裏	一九八八
掛蒔黄	一九八八
織筋	一九八九
浅黄小袖	一九八九
かたすそ	一九八九
おりもん小袖	一九八九
白小袖 藍墨のもん	一九八九
赤の小袖	一九八九
赤裏の小袖	一九八九
ぬいはくの小袖	一九八九
さく染小袖	一九九〇

かうまき染の小袖	一九九〇
第百三十二册衣服部附録四	
裕	一九九〇
白裕	一九九〇
浅黄	一九九一
唐茶	一九九一
柳色	一九九一
玉蟲色	一九九一
とかげ色	一九九一
こき蒔黄	一九九一
蒔黄	一九九一
織色裕	一九九一
紫の裕	一九九二
ひわた色	一九九二
生練貫	一九九二
こん	一九九二
空色	一九九二
茶	一九九二
え、らの裕	一九九二
紅梅	一九九二

ぬき白	一九九三
朽葉	一九九三
ひわ	一九九三
牡丹裕	一九九三
ぬめの紅梅裕	一九九三
大身かわり	一九九三
片身替の裕	一九九三
練貫の裕	一九九三
丸生しの事	一九九四
生裏	一九九四
單物	一九九四
大帷子	一九九四
帷子	一九九四
白帷	一九九四
梅染	一九九五
浅黄帷	一九九五
紺地白帷	一九九五
菖蒲帷	一九九五
赤き帷	一九九五
唐布帷	一九九五

紅の入たる	一九九六
蒔黄帷	一九九六
生絹	一九九六
辻か花	一九九六
はく	一九九六
せすり	一九九六
あふら布	一九九六
さらし白帷	一九九六
越後布帷	一九九六
一重生	一九九六
北絹帷	一九九六
帯の事	一九九七
上帯	一九九七
有文巡方帯	一九九七
赤き帯	一九九七
から物	一九九七
かうし	一九九七
織物の帯	一九九七
はたの帯	一九九七
ぬきしろはた	一九九七

赤はた	一九九七
足袋	一九九八
短鼻	一九九八
類貫又ツナメキト云	一九九八
豹の皮の貫	一九九九
水豹の貫	一九九九
獺糊の貫	一九九九
熊の皮の貫	一九九九
羚羊の貫	一九九九
牛皮の貫	一九九九

武家名目抄稿第二百二十三册

搦檢校保己一編

衣服部十

○淨衣

古今著聞集云頼光鬼同丸打條頼光あんのこづくに來りけり淨衣に
 太刀をそはきたりける綱公時定通季武等皆共に有けり
 保元物語云義朝高松殿せうな入道しんせいはつさに候
 ぬそてちいささしやうる家につたはるこきつねといふ木
 工さやのたちをはきたりけり
 平治物語云自熊野清盛引返條きよもりしけもりしやうえによろひを
 き給へりみくまのにたのみをくるしよ人かさしにさした
 るなきのはをむけのそてにそつけれり

吾妻鏡云文治元年四月廿六日己卯今日前内府已下生虜依
 召可入浴之間法皇爲御覽其體一蜜々被立御車六
 條坊城云々申冠各入浴前内府平大納言各駕入葉車上前右
 衛門督兼交車後各淨衣立局御子

又云建久二年正月廿八日丁丑幕下朝爲二所御精進出
 御子由比浦著水干二駕轡毛馬給云々令浴潮後被

衣服部十

改著御淨衣云々

又云二月四日癸未前右大將家二所御參辰別橫大路西行先
 御參鶴岡宮御奉幣後進發給若宮大路南行至稻村崎
 整行列御先達次先陣隨兵中略次前右大將家御淨衣
 新式目云弘安七五廿七評定力者裝束止淨衣可爲直
 衣凡下輩烏帽子懸足袋可上之云々

有職抄云應永十年三月廿八日勝定院將軍八幡宮參詣ニ布
 ノ淨衣ニ蘇芳ノ袖ヲ重ネラル應永十六年六月十五日同將
 軍同宮の參詣ニ路次織物ノ小直衣文社頭ニテ絹ノ淨衣紅
 打衣等ヲ改メ用ラル

花營三代記云應永廿八年辛丑三月廿一日甲申北御所ヨリ
 御網代與也先三條坊門八幡御社參有布衣六人近衛河原
 ヲリ乘馬也阪本大鳥居マテ乘馬也一七箇日日吉有御參
 籠大宮彼岸所御所成毎日御淨衣ニテ有御社參公卿二
 人殿上人六人布衣六人番頭八人殿上人布衣二人毎日御社
 參云々

建内記云永享貳年二月廿五日新中納言送使鹿苑院殿
 義初頃八幡御社參供奉人等可注進之由被仰下之旨
 示之註申了云々狀云八幡御詣事來月九日必定候哉目出
 候至德三年之後御參事明德元年以前更不得所見候但

廣可被尋問候哉件度之儀非家記候間雖尤不詳候一
公私淨衣之由注付候云々

新撰長祿寛正記云夏ノ頃ヨリ公方ノ御母君高倉殿御不例
ノコト有リ同八月八日ノ曉高倉ノ御所ニテ御他界有リ同
十一日寅刻等持院へ出シ奉ル白衣ノ御力者十二人御棺ヲ
昇奉ル將軍家（義）ハ御與ニテ御出真如寺ニテ御直垂ヲメ
シ改テ淨衣ヲ召御車ニノリ給

季瓊日録云延徳二年正月十九日相公以禮部曰來廿三日
茶毘過者可_レ有_レ還御收骨ニハ不可_レ有_レ御座云々愚謹
白跡爲_レ御相續者挽_レ綿下_レ火拾_レ骨等事御沙汰無_レ餘儀
云々（中略）大公御服白綾薄黒平絹御道服精好御袴蒔黃唐
羅奉公帽小公御服平絹白小袖淨衣御袴御立鳥冠樺皮拉御
刀云々

按、淨衣は潔齋の服にて社參の時着_レ之又送葬の日も
服_レ之絹又は布にてこはくと調す上下のものなり白
さも黄なるもあり上は狩衣のいさ、かつ、まりたるま
てにて裁縫かはることなし只かりきぬは袖をうしろに
て五分ばかり下て五寸程ぬひつくるを淨衣は前へ登す
ぬひこすのみなり袖のく、りは白す、しの丸組をぬひ
く、みにもし又略しては露ばかり入れもす前後のすそ

一日同日受戒之時赤色法服同色打裳文
桐唐草同袍白地金襴袈裟文社
丹横
皮同

按、法服といふは即袍裳のこと也法中裝束抄に袍裳何
程法會着_レ用之_レ乎若傳法結縁灌頂并万茶羅供阿闍梨并
職乘必着_レ用之_レ又御齋會内論議顯密法事晴儀號_レ法服
着_レ用之_レ云々又鈍色は俗中の直衣に准するよし見えた
りさらば袍裳は俗中の束帯衣冠に准して法中の服の寂
重き物なる故うちまかせて法服と稱するなるべし

○鈍色

園太曆云延文三年六月十九日斯波左衛門佐入道和此間有
示事_二故將軍尊贈官事爲_二畏申可_レ參内之由雖_レ存之凶服
非無憚宰相中將爲_レ代官可_レ參示之間領狀了就_レ其裝束行
粧以下事談_レ之御裝束事鈍色袈裟袴袈裟粗機平
鼻廣祭祭
洞巳下

法體裝束抄云鈍色を可_レ令_レ着用_二次第正道又法師
入道同之先大口次
大帷次單拍次表袴次裳次鈍色香白同裳丈數三丈三尺四寸袖なる
は四丈なるべしこころし下具へちへ
ちにたいむなり又かさ
ねはかりしたむなりまへを引ちかへて御帶をあて、むす
ふをひより下を三にをりて帶のみへぬ様にうへにをしあ
て、まへもおなしくをりてひきちかへて帶によくくお
ちぬやうにはさむ帶のはしもみへぬ様にかふへき也又そ

をはひねらす其外は皆ひねる也十五歳迄は、た袖のほ
しをもひねりて白す、しの平絹をさす又は白絲のより
く、りを二筋つ、五たん入る狩衣のことし下は狩襖の
はかまに同じ又生絹淨衣あり童形もしは上臈の若き時
用_レ之下さまはいたく着せず絹の袖く、りは必平組又
は絲を用るとなりひねるといふは端のほつれさらんか爲に先少し
経糸をほつし取りて線糸の先をひねりつくるな
なり

○袍裳

法體裝束抄云布袍裳兩面夏冬無_レ差別表袴面薄墨平絹
なり此外下具は常の法服におなし受戒の人
又は如法經導師等着_レ之歟此色目應永二年九月十六日室
町殿御受戒愚記に委細注_レ之

按、袍裳は法中の服の最貴き物也冬は浮織物堅織物綾
等夏は薄物并に有文色に赤色を貴とし香これに次き黒
又これに次く布を下品とするはいふも更也猶次の條と
併せ見るべし

○法服

法體裝束抄云應永二年九月十六日室町殿於_二東大寺_一御受
戒之時布御法服同御平袈裟着給
法體裝束抄裏書云應永三年五月廿日室町殿武家太政入
道准三后山門
大講堂供養日着座之時香法服金襴袈裟唐地文社
丹唐草横皮同甘

うかう能々たつへし次に衣文をかへし袖の下をしたし
たとよく重ねて身より入わきに中高にしわを三入て大袖
の中のと、みめにしわを入袖の上のをりめよりをりくた
す又はた袖のぬいめのほとをさきのやうにをりてなつの
袖袍の衣文のやうにうへにかへすなり此外袖のうちとの
しわかりきぬにおなしくはた袖のはしをちとはねさする
やうにた、みよきやうにかくへし室町殿御出家後御衣の
御衣文は大袖の中のと、みより下にしわをた、一入てそ
のしはのもとにはた袖をかへさる、なり又わきのしわも
た、一入なり御このみによりてはかやうにめさするなり
只公方の御好によりてさたすへき也此室町殿の御衣をは
予毎度めさする也又とんしきのすそのひねりめみえぬや
うた、みて帯のみえぬ様にかいたるか見よきなり

教言卿記云應永十三年正月廿九日後光殿院御卅三回御佛
事禁裏御懺法講始北山殿有_二御結縁_一御直衣短被_レ着北山
殿は御鈍色金襴御袈裟云々

按、鈍色はもと推鈍の袍裳なるを其織色の終に服の名
となりたる也裁縫全く袍裳に同じ只袍裳は必有_レ文鈍
色は無文の穀織也服の名となりては必しも推鈍のみ
ならず香の鈍色もあり鈍色は俗中の直衣に准するよし

法中裝束抄に見えたり

○裘袋

法體裝束抄云裘袋事丈數六丈三尺此内ひろは一丈五寸ひろは二丈五寸下具かざりながらし、ら綾のしめ綾又平絹俗の直衣の調様也文法皇竹園は菊八葉其外は家々文不同白裏若人ありぬひやう付衣に同じ夏は裘袋を不着用之云々又夏も冬を通用の別にす、しはなきなり凡上さたはかりめさる、ものなり大納言入道まではゆりて着用參内すと云々僧正又同也是以下人不_レ着_レ之歟應永三元三院殿室町殿九御出座之時御裘袋しら白綾御袖文白綾御指貫殿目文白下御袴五帖香御袈裟桐唐草御繪扇垂御機平御衣文御はかまきは以下予沙汰之

又裏書云應永三年四月廿八日尊道法親王青蓮院天台座主宣命之時爲_二御見物_一有_レ入_二御彼門跡_一室町殿御裝束御裘袋如白張單文長大帷御指貫白平香御袈裟同白生御帶香御扇御念珠余奉

教言卿記云應永十五年二月廿一日北山殿御參内有_二御靴_一主上短直衣北山殿御裝束裏松直飛鳥井中納言入道宗雅親長卿記云文明十九年四月十日參内重今日東山殿御參

親長卿記云文明十九年四月十日參内重今日東山殿御參

歟答或云上古大略褌衫歟大師一門等影像如此也今此衣は或山僧ノ申シ、ハ天台祖師慈覺之時猿衣トテ如此シイタル、由語_レ之但猿衣ト名ツケラル其由不審大帷タルヲ多分付衣ト號歟袖ヲモ冬は重事如_レ注_上といふこと見えたり

○指狩

法體裝束抄云指狩事はかまのひろさ一尺三四白薄墨地綾色又平絹裏あか色面にしたかふなりぬいやう淨衣の袴に同じほそき物なり又はす、し也あしくひにく、りをゆひすへて着す下の袴なし又しわも別してさためて入す大口をも着せよ裘袋付衣に此さしかりを着する時は長大帷なり下具はみなさしかりの上にあるへし下具はいくへもかさねて一まへその上に衣は一前にひきちかゆるなり裳のうしろの中をちと、りにかむへし又下具とも指狩の下へ入てもさせ申也此指狩は青蓮院門跡久々着_レ之他門跡は着せず其故は慈鎮和尚指貫を着する事をさらひてこれをさたしいたさる、也云々室町殿はさしかりをよしとしてさいく御出などの時御裘袋御付衣にめさる、なりし、ら綾文藤丸只調様指貫のことし予めさする也其様以前の如し

内同御臺御參内御先於_二常御所_一東山殿御裘袋

按、裘袋の袋は代衣の二字を合せたるにて糸奈麻等の類也法體裝束抄に夏は御裘袋を不着用之ともいひ又夏も冬を通用之別にす、しはなきなりとも見えたりは此物もと寒氣を防んか爲皮衣の代に用ひたりしより裘袋衣と名付たりけんを頓て代衣を二合して裘袋と書なるへし三内口決には宮體の字を用られて下は指貫上は如_レ袍着_二袈裟_一としるされたり

○付衣

法體裝束抄云付衣事無丈數六丈五尺くひたらる香薄物白薄物薄墨長絹布可_レ令_レ着様先大口次長大帷次柏次付衣を着す下具は一まへ又衣はそのうへに一まへなりまへふくらなし次帯をあつその、ちそうかうをたつ衣文以下とんしきに同じ又内々はくひを半にをりても着す又指狩を着せは大口を略す其外はさきのことし若又付衣に指貫を着せすには下具はさしぬきの中へ入へし着様裘袋のことし室町殿は御付衣に香の織物の御衣を袖の上にかさねらる、なり常の御出にかくのことし袈裟は五帖云々

按、付衣は僧綱さる衣なり法中裝束抄に問當寺一座道常着用の衣上古之祖師之影像に不_レ見_レ之自_二何時_一出來

○黒衣

常照愚草云一跡を子に渡し隠遁の身體にて諸家へ參會事(中略)次に黒衣御免之事面目の至りなり其例數多有_レ之衣にも禪衣又墨染其品は其身可_レ任_レ心云々

伊勢常真返答書云入道進體の事黒衣御免として上様より黒衣御免のよし被_レ仰出_一候は、黒衣を可_レ着時は黒衣下より袴を可_レ着小刀指也

○衣袴

吾妻鏡云正嘉元年四月九日甲午申剋御所御靴也露拂已後將軍家(宗尊)令_レ立御下野前司泰綱付_二禪靴於雞冠木枝_一進_レ之之行忠入道付_レ之(中略)遠江太郎清時水干鎌田次郎兵衛尉行俊布衣行忠入道衣袴重敷三百落中薩摩七郎左衛門祐能申計云々

園太曆云延文三年六月十九日左衛門佐入道新波此間有_二示事_一故將軍宗尊贈官事爲_二畏申_一可_レ參内_一之由雖_レ存_レ之凶服非_レ無_レ憚宰相中將宗尊爲_二代官_一可_レ參示_一之間領狀了就_二其裝束行粧以下事談_一之御裝束事鈍色裳表袴袈裟長絹平鼻廣禁仙洞已下參入儀布衣袴薄紗袈裟同色裏無或仙洞已下式可爲_二此分敷_一鹿苑院殿龜葬記云管領宗尊勘解由小路入道直諸大名沙彌等各直垂奉行已下如此云々

薩戒記云嘉吉二年八月廿二日庚戌今日新管領山三位入道始口有評定始事禪門着衣袴懸袈乘輿綱且乘馬郎等十人在共

按、衣袴はもつはら入道の服にして正道法師は不着之貴人は薄墨生絹を以て調す布なるは貴賤通用之身四袖の物にてうらなしをうかうは直垂のゑりのことくにしてうちへ折返し兩の脇をは袖つけより裳のもとまで明てはたぐにひねり裳の左右の脇まへうしろにひた三つ、ありたけはきひすに及さること貴人は四五寸下さまは七八寸也袴はうらあり生の白絹或は練をも用ふ腰は白生平絹長さは腰より下のたけに増ること貴人は五六寸下さまは三四寸裁縫すへて淨の袴に同じ衣袴は俗人の布衣に相當するよし應永十五年二月九日教言卿記に見えたり

○直綴

教言卿記云應永十五年三月廿五日御翰在之堅固密々儀云々仍人々不及見物一歎飛鳥井貞貞入道仲久等依召參仕云々大御所様御直綴也

花營三代記云應永卅二年三月廿三日戊刻鷹司東洞院炎上依大内仙洞近御所様御出也布直綴御刀御太刀着アリ御

候座席へ石田治部少輔へントツ着シ不圖參候故人々仰天ノ由也

○道服

太平記云手越河原先日矢矧手越ノ合戦ニ討レテ候シ敵ノ虜ノ守リニ候シ給旨共是御覽候へ加様ニ候上ハトモ通ヌ一家ノ勅勘ニテ候へハ御出家ノ儀ヲ思召翻サレテ氏族ノ浮沈ヲ御助候ヘカシト被申ケレハ將軍此給旨ヲ御覽シテ謀書トハ思モ寄リ給ハス誠ニサテハ一門ノ浮沈此時ニテ候ケルサラハ無力尊氏モ旁テ共ニ弓矢ノ義ヲ專ニシテ義貞ト死ヲ共ニスヘントテ忽ニ脱道服給テ錦ノ直垂ヲ被召ケル

御産所日記云若君御誕生永享六年二月九日同廿七日酉時又七夜御祝山名右衛門督入道常照道服ニテ參勤云々伊勢貞満筆記云就道服御免之儀太刀一腰馬一疋青舳三千疋到來喜入候也十二月大内左京大夫入道とのへ新撰長祿寛正記云高倉殿御御茶毗終シカハ將軍家方丈ニ御入有テ淨衣ヲ召替御道服ニテ御看經數刻也

蛭川親元記云文明十七年七月廿三日朝倉孫右衛門方より御道服絹二疋上品進上之

馬河原毛御參内御院參云々

薩戒記云應永卅三年正月一日入道内大臣殿持院參令着直綴給人々皆衣冠

伊勢貞満筆記云直綴之事任例可有着用候也二月十一日御判山左衛門督入道とのへ

常照愚草云一跡を子息に渡隱遁の身體にて諸家へ參會事かみしも可着用事本儀也はかまかたきぬなどの事は可爲略儀次に黒衣御免の事面目の至なり其例數多有之衣にも禪衣又墨染其品は其身可任心黒衣又はちきとつ何にても御免にしたかひて着用あるへし昔はまつ衣を御免にて以後より然ちきとつ御免有し事も有之尤可依時儀一歎

按、褌衫褌子を綴り付て直綴といふ今僧の常に服する物也色薄墨にて生絹練或は布等を以て調す絹の直綴は三位以上の入道布は四位以下の入道着用す夏は公卿も布薄物心にまかせて用るよし法體裝束抄に見えたり

○偏綴

玉露叢云慶長四年三月十一日ニ大納言殿病氣散々ノ由ニ付内府公大坂へ被成御座御船ヨリ直ニ利家卿へ被爲入候ハ不ニ大形一忝ナカリ給ヒ例ノ相口ノ衆中計御寄合

御袴蒲黃唐雜奉公帽小公植御服平絹白小袖淨衣御袴御立鳥冠樺皮拉御刀云々

大館常興記云天文十一年五月廿二日能登守護島山匠作入道たうふく御免事内々御尋旨佐申之間如此一紙に言上之能登の守護島山匠作入道たうふく御免の事くるしからす令存候むかし三職被下少々御免にて着用しつるよし申つたへたる御事にて此趣よろしく可有言上候寛永十一年御上洛記云七月十六日渡邊圖書助被召出御召之御道服御直ニ拜領之今度御上洛之節於濃州山中當番之剋鐵炮持并同道五人搦捕之穿鑿ニ被下神妙ニ思召依御褒美也

按、道服の名目は古今一にして裁縫は同じからずまづ古の道服は西三條裝束抄に地は狩衣ノコトシ出家着用ノコトシ月形ナキ物ナリ大臣至極ノ裝ニ用是ニ立鳥帽子ヲ着用ストいへる是也月形はうしろの等持院殿の是を着給ひしは出家せられんとて也慶雲院殿は母公の茶毗おはりて看經の時新撰長祿今出川殿は東山殿の送葬の日これを着せらる日録其他道服參勤御産所道服御免伊勢貞満大館等は皆入道なりされは武家にて道服用することは入道の外は佛事凶事に限れること、見えたり又近

世別に道服又胸服のといふものあり全く燕服にして羽織といふ物の類なりそは次の巻に載たり

○十徳

花營三代記云應永廿九年九月十八日壬申有伊勢大神宮御參宮御供事路次十徳也

又云應永卅一年十一月十九日御參宮自北御所御立御供事皆十徳

建内記云永享十一年六月十八日周全侍者來入自勢州去十三日還向云々彼言談條々伊勢國中太覺寺前門主可被

奉搜索云々北畠中將持康朝臣是又爲搜索向伊勢今月七日出京都去十月定侍者於路次見物中將十徳之體

着塗笠一向族姿也其勢着小具足五十騎許也歩兵及三百餘人云々

又云嘉吉元年三月廿三日室町殿爲伊勢御參宮今朝令進發給路次之儀内々十徳如例云々

岡本記云御參宮の御ともなとはなかをひに上に十徳きてしろさうはおひをしてきてこしあてをしむしやわうん

つをはいてむちしんとう、つほのうへにさしてもとよりかさきて御ともなり弓はくろくぬりて三所とうたるへし見聞雜記云寛正七年室町殿伊勢御參宮三月十七日都出廿

三日都入紫ノ御十徳御供衆悉十徳云々

貞順豹文書云十徳も紋を付て可_レ用_レ候紋のなきは略儀にて候是主人社參の時馬上の供衆いづれも十徳を可_レ着候我家之紋を可_レ付候

宗五大雙紙云十徳の事にしへはくすをしろくても又黒く染ても被_レ用候つる十徳の上に帯をし候つる又奉公の人などは犬追物などの時はすはうはかまの上に十徳をぬ

きて烏帽子をきて被_レ出候よしなと申しはなら十徳は御禁制のうち也

齋藤親基記云文正元年三月十七日御參宮(中略)走衆六人

手替六人乘馬打御供衆後次御與被_レ着御十徳

嘉良喜隨筆云宇治布大津ノネリヌキ等カ山城國ノ十徳ノ内ナリ今興昇着スル上ギ又法體ノ着スル衣コノ布ニテスル故ニ十徳ト云カ十徳布ニテスルヲ下略シテ云カ

高忠聞書云主の供の時腰當をする事すまじきなりことにるはし上下きていすまじき也但旅の時十徳なときてはし

てもくるしからす

犬追物記云十徳は廣袖にして脇のあかざる物也素袍は少脇のあく物也

布衣記云しはかけをにて左の肩へ懸右の脇の下へひき

十徳入_ニ子圍内_ニ修理者_ニ羽織袴_ニ在_レ外云々

按、十徳は裁縫素襖の上のことくにして只兩脇をあけす縫ひあはせたる物なり布葛等を以て調し色は定らす

素襖のことく紋を代て菊綴あり又地紋にもする也今世醫師の着する黒き紗にて制し紋をも付さるものも十徳

といふとは其さまかはれるもの也

○八徳

伊勢貞宗記云肩衣の上にはつとくなどの事一はつとく又わかたきぬなど打かけ貴人の御前へ参り候事如何にて候ぬかれ候て可_レ然候肩衣打掛候て着候事慮外にて候由也

時慶卿記云文祿二年五月十二日午刻已前初當座探畢殿下

吉肩衣袴各其分也云々鷹司殿ハ烏帽子ノ續ヲ召候聖門ハ素絹袷袷ヲ被_レ着候各堂上ハ長袴チイサ刀也紹巴昌叱

ハ禪衣也玄仍ハ八徳也

按、八徳は其體十徳にや、似て下れるものなればこの名あるにや十徳に對へていへる名なるべし又是を羽織

といふそは次の巻に載たり

○素服

吾妻鏡云文治元年八月卅日庚辰今日公朝下著仍二品爲_レ令_レ奉_レ迎_レ之參_ニ向_ニ自_ニ稻瀬河邊_ニ給御遺骨者文學上人門弟

まはしつるまきをかたにもたせ次白布を十徳のおひのことく平くけにして其帯をもつてゑひらを腰に付云々

大名出仕記云社參の十徳には常の巡方スバクのことく紋を付申候又地紋にも付る人候次袴も後こしと又兩のもの、たちと

に付候是も地紋にも仕候但地紋は略儀に候

私刀記云公方様御參宮御出立之事御十徳御こはかま何れも色はむらさき也御紋は桐を被_レ付候御供衆出立之事同

十徳こはかま十徳のたけは常のより長し十徳之上に帯をして腰あてをして太刀をはきうつほを付弓を持候歎毛

利家記云然ハ藥院へ御出有テ内ニ御入候カ隆景參リタル由可_レ申ト仰ニテ其通ヲ申達ケレハ藥院十徳ノ袖ヲトシ

シ々々々被_レ出是ハ扱忝候何方へノ御立寄ニテ御座候乎ト被_レ申シ

増補家忠日記云慶長十年八月廿六日台徳院殿將軍宣下ノ拜賀トシテ車ニ駕シテ朝ニ入給フ行列三番御先行右長刀

青山常陸介忠成傘持十徳白布

駿府記云慶長十九年十二月廿四日今朝將軍家渡御暫有_ニ御相談_ニ還御以後本多佐渡守土井大炊助猶在_ニ御前_ニ有樂

修理出_ニ御前_ニ獻_ニ御服三領宛_ニ織田武藏守獻_ニ御服二領_ニ大野信濃守獻_ニ御服二領_ニ同時京極若狹守出_ニ御前_ニ有樂着_ニ

家にて素服と稱するは墨染の事なりけり

僧等奉懸頸二品自奉請取之還向于時改以前御装束練色水干著素服給云々
又云正治元年六月卅日庚寅午刻姫君三遷化今夜戌刻姫君奉葬于親能龜合堂也江馬殿兵庫頭小山左衛門尉三浦介結城七郎八田右衛門尉畠山次郎足立左衛門尉梶原平三宇都宮彌三郎最末著素服佐々木小三郎藤民部丞等供奉素服云々

穴太記云斯て比叡社の御所にて御除服の事有消息宣下にて大内記中原枝賢朝臣宣旨を持って下向す酉の刻はかりに室泉寺の屏重門の外に屏風を立てて燈して刑部卿有春卿参りて御衣を吉服に改めて中臣祓を修して祓ひ奉りて御素服をは有春卿取て出たり

按、皇朝にて素服と稱するは黒平絹の袍黒生絹の直衣鼠色平絹の狩衣等なり吾妻鏡穴太記等只素服とのみ記したればいつれの服にやありけん知るへからず慶雲院殿母公送葬の日茶毗のあり淨衣看經の時逆服事終りて眞如寺にて直垂に改めて懸らせ給ひしこと新撰長祿寛正記にあるを季瓊日録に至眞如寺方丈脱舊服着黒色御直垂と記し又長徳院殿茶毗の時管領道端舍弟道親黒直垂を着けるよし花營三代記に見えたりされは武

武家名目抄稿第二百二十四册

塙檢校保己一編

衣服部 十一

○打懸

鹿苑院殿嚴嶋詣記云むかしもいつくしまには高倉院御幸なり平のおほきおほいまうち君もたひくまうてられしためしも侍けめとも此たひはひきかへてめつらしき御すかたともにてはなれた色にめゆひとかやいふもむをそめて袖口はそくすそひろさうちかけといふものをおなしすかたにき給赤き帯に青色のは、き赤色のみしかき袴也

按、この物うち懸て着るか故にうちかけといふ猶六衛府の大儀に着する襦袢を和名抄讀て宇知加介といふとおなし心なり

○胴衣

應仁私記云小者裳束者同絹股纏袖細四布袴
長門國守護職次第云大内權大夫殿義興御社參明應六年丁巳正月廿二日午刻御幣御取次杉兵庫助弘隆同御騎馬五番御弐御神馬在之御陣御首途御筒絹御小袴也

氏郷記云斯リシカ共蒲生左兵衛大夫實秀并ニ香津畑勘六左衛門ナトハ無貳味方シ奉リテ案内ハ知タリ千草越ニ下シ進ラセ御供申ケリ曲節ナル山中ヲ通ラセ給フ處ニ間近ク鐵炮ノ音シテ信長卿ノ著シ給タル胴衣ノ兩袖ニ中リタリ危ウカリケル事トモ也

○胴服

太閤記云山中鹿母もよのつねの女性にはにけなく武のみちにかしこき事一かたならず見えしとなり鹿助に與し侍る人々に帷子或筒服或肩衣袴手巾やうの物を送りしかは鹿助か下知に附ぬる事骨筋の相救ふかことし

増補家忠日記云秀吉亦向坂近藤兩輩ヲ笠掛山ニ招テ近藤登之助馬兩部胴服紅授向坂傳藏ニモ共ニ良馬ヲ與ル板坂卜齋慶長記云慶長元年春秀頼公三歲上洛日本大小名裝束にて馬に乗り伏見より京迄十間に一騎口とり二人侍一人小者一人充なり(中略)家康公利家は東福寺門前まで京より迎に出御家康公は大きな紋のつき候青をめの道服あかさうらのはかまをめし利家はくろきしゆすの道服はかま兩人ながら馬上にてたか／＼御咄云々

東武實錄云元和七年五月三日細川内記忠利後越中守休暇ヲ

賜リ領國下着ニ依テ御禮トシテ使者ヲ以テ胸服五ヲ獻ス
是ニ依テ奉書ヲ忠利ニ賜ル

按、胸服を又道服ともかけと別に道服といふ一種の物
ありて其物は前
巻にありまきはしければ今標目には胸服の字を
用ふこの物うちふりて着るか故に又の名を羽織とい
ふ猶その條にいふへし

○廣袖胸服

板坂卜齋慶長記云慶長五年七月廿一日江戸御立岩付へ渡
御御乗物先へ法師武者四騎御前には廣袖の御道服御持筒
御持弓などはなしいつもの鍵二本長刀一御跡小性衆百騎
計云々

○唐織胸服

續武家閑談云今度山中の城責秀次卿秀勝朝臣手柄のよし
ふいてうにも中村式部武剛にて落城秀次を宜取伺申として
事の外感せられ秀次卿へは太刀刀良馬少將秀勝へは刀并
駿馬被遺之一氏には秀吉公被着ける唐織の胸服を賜
り今一戦の功成就あらは國を可宛行の由被仰

○猩々緋胸服

關八州古戦録云上方勢攻落
山中城條中村才次郎ハ式部少輔カ小性ニ
テ十六歳ニテ有シカ随分心剛ナル者ニテ藪渡邊ニ押續キ

續武家閑談云權現様御上洛御約束は無之候得共信雄よ
り達て御す、めゆる御和談に定り秀吉よろこひの餘り公
の御子義丸君を養子とす是後に權中納言秀康公と稱し越
前の大守にならせ給ひし也右御上京の御供は石川勝千代
但州
二男本多仙千代成瀬藤六且又小栗大六高力與次郎牧野主
殿なり御供は伯州數正と云々鈴鹿山にて風吹雪降て諸人
難儀也時に高力與次郎木綿の雨胸服を秀康卿にさせ奉る
按、和名抄行旅の具に雨衣和名阿萬岐沼今案一云ニ油
衣一と見えたる其裁縫は知るへからされと蠟油など引
て調したる物とは知るへしこの雨胸服も亦然せしにや
又是を雨羽織ともいふ下に見えたり

○側次

立入宗繼記云信長の御出立ははたにこうはい敷慮より白
ふく御拜領則色々御小袖をめされ度と候へとも御ふく拜
領を御うはきにてきんらんのをはつきしやうふかはの皮
袴云々

安土日記云天正九年二月廿八日五畿内隣國ノ大名御家人
ヲ被召寄一駿馬ヲ集於天下被成御馬揃聖王へ被備
御覧覽訖(中略)面々之裝束下ニハ過半紅梅紅筋上卷ハ
薄繪唐縫物金襴唐綾狂文ノ小袖側次袴同前各腰袋被付

塚ニ乘騰リケルカ未タ若年ナリシ故物具ヲ帶シテハ働キ
難クヤ思ケン猩々緋ノ道服ヲ着シケルヲ敵城内ヨリ長刀
ニテ車切ニシタリシマ、才次郎ニツニ成テ胸ヨリ上ハ城
中へ腰ヨリ下ハ塚ノ外へ落タリケルコソ無慙ナレ

○草胸服

増補家忠日記云天正六年十一月三日于時武田カ臣強ク
諫ル依テ勝頼不戰シテ兵ヲ引テ高天神ニ退ク大須賀康
高カ軍士渥美五郎鷺山傳八郎淺井九左衛門柘植又十郎等
勝頼カ後軍ヲ追撃テ渥美柘植二人首級ヲ得タリ大神君其
軍功ヲ褒セラレ渥美ニ革胸服ヲ賜ル

○木綿胸服

關八州古戦録云信長後卷
無雙卷條輝虎ハ甲冑ヲ帶セス黒キ木綿ノ道
服ヲ著シテ白綾ニテ挂包シ驪ノ馬ノ繫アルニ金覆輪ノ鞍
置テ乘シメ云々

大閑記云竹中兵
衛尉條戰場之出立は静かなる馬に乗虎御前と云
刀を常の加くにさし具足は馬皮のうらを表に用わつふ漆
にてあしくぬりたるをあさ黄の木綿糸にておとし立甲は
一谷の立物打たるを猪首に着なし餅の付たる青黄の木綿
筒服を長々と打はをりゆらりと打見へしなり

○雨胸服

候或ハキンヘイ或ハ紅ノ絲織物ヲ切サキニシテ被付タ
ル有ニ馬具ニ押カケ韃三尺繩各上品之紅ノ絲ヲ以テ大房ニ
組マセラレ云々

按、側次は肩衣の前を取しめす小袖をもて兩様を縫ひ
つけたるもの也又側續と云ものあり其名はや、似てそ
の實はいたく異れり

○胸肩衣

關八州古戦録云北條氏康河
越後條條氏康ハ千餘ヲ四隊ニ分ケ一備ハ
遊軍トシテ多米大膳亮ニ預シメ戰終ルノ砌マテモ見物シ
テ相守リ備ヲ亂スヘカラストナリ(中略)味方ノ相印白ケ
レハ假令敵ソト見受タリトモ白キ物ヲ着タルヲハ開キ避
テ討事ナカレ若亦敵ヲ切ツテ鎗付タリ共味方ヨリ揚螺吹
カハ彼ヲ捨テ引擧ケ速ニ一所ニアツマルヘシト法令ヲ嚴
密ニ下シ含メ白紙ヲ裁テ胸肩衣トシ鎧ノ上ニ是ヲ懸ケ重
キ甲冑馬鎧ヲ停止シ相詞ヲ定テ松明ヲ手々ニ持柏原ニ扣
タル兩上杉ノ陣所ヘ子ノ后刻許ニ押寄せ嘯ト喚テ蒐入タ
リ

甲陽軍鑑末書公甲州勢モ人々手前ニマキレ信玄公何方ニ
マシマスヲ知ラス越後勢モシカナリ然ル處ニ萌黄ノ胸肩
衣著タル武者白手拭ニテツフリヲ包月毛ナル馬ニ乘三尺

計ノ刀ヲヌキ持テ信玄公牀机ノ上ニマシマス所へ一文字ニ乗ヨセ切先ハツシ三刀伐ル

紀伊國物語云川中島合戦條謙信は袖なしのもよきの胴肩衣を着思惟なく甲州の備へ乗込云々

奥羽永慶軍記云眞時兄弟家後條ソノ翌日ハ四方山ノ霞モ晴テ長閑

ナレハ幸ノ事ニ思ヒ花見ニッ出ニケル成方ハ下ニ小袖ヲ重ネ小具足ハカリニ袴ノソハヲ高ク取テ筋ノ胴肩衣ヲ着

シ黒塗ノトカリ笠ヲヒツカウテ茸毛ナル馬ノ一二三行ニ打乗云々

接、胴肩衣といふは胴服の袖なきもの一名を袖なし羽織といふ也紀伊國物語に袖なしの胴肩衣といへるは胴服にむかへて袖なしと書るにて袖付たる胴肩衣もありしにはあらず甲陽軍鑑越後軍記等には袖なしといふことなし

○狸々皮胴肩衣

奥羽永慶軍記云佐竹勢働白川條山頼ノ城トテ有ケルカ白川與力近藤兎毛同對馬守同豊後守同六郎兵衛尉籠城シケルカ敵ヨ

スルトキ近邊ノ地下人マテ走集其比東國ニハイマタ鐵炮稀ナリシカトモ山頼ノ中ニ名譽ノ上手アツテ鐵炮ヒツサ

ケ大手ノ柵ノ際ニハシリイテ敵ノ旗先ヲハルカニ見テト

松隣夜話云謙信其日ハ態ト大躍ノ鎧ニ青キ段子ノ胴肩衣ヲ着シ三尺九寸ト聞シ國吉ノ打刀ヲ拔持云々

○羽織

宮參次第云一の先へ騎馬一騎其跡にゆみの者十人も廿人も立へし弓をかたけ靴を付てはをり袴を着し返し股立を取あし中をはくなり

氏郷記云義昭卿重テ御謀叛有テ二條城ニ人數ヲ籠置給フヨシ聞エケレハ信長卿頓テ攻上リ二條城ヲ破却シ其ヨリ

槇島ヲモ責破リ給フニ蒲生父子ノ人々モ御供申サレケリ氏郷其比ハ十八歳父子共ニ拔群ノ働也トテ左兵衛大夫賢

秀ニ長光ノ太刀子息忠三郎秀賦ニハ御羽織ヲ被レ下ケル

太閤記云大明之使於船入之地秀吉公催船遊條將軍其日の出立いかにも花やかにかるしく物し武具など船に入虎尾のなげさやの鎧二百本十文字長刀何も金を以かなくしあかねの羽織着したる中間三百餘人一やうに出立せて持せ給へり

義殘後覺云江州北郡ニ江上次五大夫トテ千貫餘リノ身上持タル人御座ケリ或時他領ヨリ客ノ到來シテ晝ヨリ夜半過ル迄御座ケル比ハ十二月初ツ方ノコトナレハ北風ハケ

シクテ雪ハ村々吹付ル比ナレハ供ノ士トモ十四人アリケ

モアレ今日ノ大將ヲハ只一鐵炮ニコソ打テ落サント打笑ヒ立ニケル(中略)鐵炮ヲツトリ暫クタメラフテ動ト打ソノ玉アヤマタヌ大將ノ馬手ニ乗タル狸々皮ノ胴肩衣着タル武者ヲ打落ヌ

○段子胴肩衣

甲陽軍鑑云萌黃の胴肩衣きたる武者白手巾にてつふりをつ、み月毛の馬に乗三尺斗の刀を抜持て信玄公の牀机の上

に御座候所へ一文字に乗よせきつさきはつしに三刀伐奉る原大隅と申御中間頭青貝の柄の御鍵を持月毛の馬に

乗たる萌黃の段子の胴肩衣武者をつけは突はつしたるに

より具足のわたかみをかけうちつれば馬のさんつをた、

き馬さうたつてはしり出候後さきは其武者輝虎なりと申候

越後軍記云謙信馬上ナレハ見付給ヒ一文字ニ乗寄セ三刀

伐信玄ハ牀机ヨリ立テ軍配團扇ニテ受ナカシケル處へ大

剛ノ兵二十騎ハカリ驅フサカリ敵味方ノ知サル様ニ信玄

ヲ引包ミ近付者ヲ切拂フ其中ニ原大隅ト云フ信玄ノ中間

頭青貝ノ柄ノ持鎗ヲ以テ信玄ニ切付タル月毛ノ馬ニ乗萌

黃ノ段子ノ胴肩衣着タル武者ヲ突ハツシケレハ具足ノワ

タカミケテ打付ケケリ

ルカ外ニ堪兼テ座敷ノ次ナル長縁ニ羽織被リテ戸ニ懸

リテ主人ノ立ヲ今ヤ々々ト待退屈シテ居睡居タリケ

リ

武蔭叢話云小田原夜討時氏郷内結西十郎兵衛と城方奥村

桐之助と鍵を合て桐之助白羽織黒き桐の塔付たるを着し

跡に除きける結西追付て奥村か股を突

又云上田主水入道宗古は關か原御陣の時治部少方に着故

に淺野紀伊守幸長に御預一萬石取り元來茶の湯者にて

其名高し或時紀州若山城普請あり大石を引するに其身柿

の木綿の羽織に馬乗を明け舟の楫を大紋に付濫手拭にて

鉢巻し石の上に登り下知する若侍共見て殿様も大名也一

萬石取の茶道坊主御抱候と嘲る云々

又云天正十二年四月九日に池田勝入父子森武藏守と御旗

本にて御一戰大事に及候處に御人數加りかね候時平松金

四郎苗羽織に十文字の鎧をもち唯壹人勝入か數萬の陣へ

鎧を入突崩し候

東遷基業云神君は水野大久保か一陳二陣へ乗込て武藏守

か備の亂れたつを見給ひて采幣をふりあげ給ひ狸めか備

はみたる、に勝入備を若者とも何とて追崩さぬそと御身

をもんて下知し給ふ此御下知とひとしく御馬の先より平

松金次郎昔の羽織に十文字の鍔を持道筋をか、り行勝入か二萬餘の備の真中へ鍔を大聲を揚て戦へは鳥居金次郎も同じく鍔を入れてともに一番鍔となる

家忠日記云文祿三年六月二日太閤ヨリ御羽織帷子被下候

板坂下齋慶長記云安國寺は毛利宰相殿騎馬とひとつに十六日にすりはりをかさをかふりくろき羽織にて通り候よし沙汰あり

慶長見聞記云二月廿五日加賀大納言利家病中ナカラ從大坂二家康公へ爲御見舞(御登(中略)利家御屋敷ノ下ヨリ舟ヨリ上リ乗物ニテ御屋敷へ被參候加藤主計頭長岡越中守淺野左京大夫乗物ノ傍ヲ咄ナカラ步行ニテ同道也利家并各ハ羽織ヲ被着候家康公御小性衆ハ長袴

當代記云慶長十六年四月二日秀頼公ヨリ右兵衛主(被)進物御脇指吉木貞宗段子百卷刈田ノ小鼓ノ胴皮共是ハ右兵衛主小鼓ヲ數寄給故也小袖同羽織云々

按、羽織は即前に見えたる胴服のことなりはふり懸て着するか故はふりといふはふりをなたらかにいへははおりのことくいひなざる、故字訓を假借して羽織と書るなり太閤記に竹中半兵衛尉のことを記して餅の付た

袖の御羽織を召鹿毛の御馬にて堀際に御立被成候

按、平袖といふは即廣袖といふのなまりたるなり白襖白雪輕尻馬の類のヲに轉するは常のこと也

○袖無羽織

東遷基業云大坂勢は河原に於て龜田を取籠れとも龜田少々もひるます待懸たるに敵此勢を見て引返す龜田は樫井の村中へ乗入て上田主水と相并て挑戦けり二番の鍔は村中なりしか上田は敵を鎗付て小性横關新三郎に頭をとれと下知す新三郎は昔の袖なり羽織に金にて向鬼の紋付たるを着て一刀斬て足輕の小頭金左衛門に首をとらせ同彦左衛門に持せて本陣へ送りけり

又云十人の足輕大將敵の間近く打合ける故仰に不從しかは神君怒らせ給ひ又村越茂助を被遣次に加々爪式部を被遣ける故兩度にやうく鐵炮三四拾挺來りけるを彦兵衛差圖の山へ上げ筋違に打かくる敵はこれにて大に痛む體にみゆる時森武藏守長可白き袖なし羽織を着て母衣武者四五十人歩行立にて馬廻につれて御旗本の向にあたりたる丸山へ取上りけるを水野太郎作正重下知して透間なく放かくる武藏守か旗本打立られおくれ色付たるを武藏守せきてあれを追立よと大音をあけて下知すれとも

る青黄の木綿筒服を長々と打はふりゆらりと打見えしなとあるにてもおもふへし

○長羽織

雑兵物語云小六々々我刀はあんとした長羽織をきて御のりもの、先へ立侍衆の刀とかされはおれは長羽織のまねしてちつくりそら鞘があつたか今朝もみたれたれた時鐘をへしおられた此様になつてきつ先かてた

○廣袖羽織

續武家閑談云秀頼五歳の時伏見より行列にて參内あり太閤は二三日前入洛し中立賣の最上義光の屋敷に住し參内の日迎ながら出給ふ立髪の馬に乗てむりやうのひろ袖の羽織に鳥を脊縫になし襟は摺薄をし底なし投頭巾にて馬の先へ歩兵五十人はかり二行に列す

按、是即前に見えたる廣袖の胴服なり

○平袖羽織

大坂軍記云慶長十九年霜月十七日大御所様は住吉に御着陣將軍様には平野へ御着馬大御所様は只御一騎にて黒川筋堀際まで御乗廻しいかにも悠々と城中御巡見なり皆々御供に可罷出と仕候處を本多佐渡守正信堅く禁制仕候に付大御所は御すはたにて應の羽ちらしに付たる花色平

打すくめられてか、り得す

續武家閑談云大御所様御馬印を見付申追留り申候則十人の頭衆下知仕鐵炮を良久しくうたせ申候へは敵方多くうたれ申候其内に大將と見え候武者壹騎差物もさ、す候て白き袖なしの羽織を着味かたより六七間ほど先へす、み出歩行武者四五十人左右に置下知を仕り候

按、袖なし羽織は前に見えたる胴肩衣の一名なり猶胴服を羽織ともいふの例也

○具足羽織

室町殿日記云義長調物ノ條先日御誂之馬具大總轡象限の鍔三掛并具足羽織十調下申候いつれく念をいさせ申候御受取可有之候

末森記云村井具足羽織ニ矢鍔ニテ多ツキツラヌキタルヲ御覽シテ利長卿御具足羽織下サレ御陣ワキサシモ下サレケル

大阪軍記云家老古澤四郎兵衛同小源太豊田與右衛門津田勘三郎を始後藤か近習の士七八騎討れ又兵衛も鐵炮にて胸板うしろへ打拔れ金方平右衛門を呼甲を脱首を討せ申候又兵衛首を具足羽織に包田の中へ隠し申候

按、甲冑を具足といふ故よしは具足下の所に説たり具

足羽織といふは次にみえたる陣羽織のことなりなほかの條にいふへし

○陣羽織

見聞雜録云信長其日は極暑と云御具足甲を脱置れ白き帷子に黒き陣羽織に銀箔にて桐蝶の紋押たるを被_レ召黒き唐人笠を被らせ給ひ床机に腰を掛諸卒の剛愎諸手の進退を御下知有云々

關八州古戦録云^{甲州勢小田}晴信使番初鹿傳右衛門昌次(中略)渠ハ加藤駿河守昌邦カ次男ニテ初彌五郎ト申シケルカ生得徑廷ノ者ナル故信玄秘藏ニ存セラレ初鹿源五郎忠次カ川中島ノ大合戦ニ討死シタリシ名述ヲ繼セ原美濃守虎胤カ聲トセラレタリ此度ノ陣中ニモ陣羽織ノ脊ノ紋ニ香車ト云字ヲ書タリシヲ晴信信ト見答ラレ指過タル事仕タリトテ譴責ヲモ受シカ共今年廿五歳ニテ一稔ノ瀬踏ヲシ傍ノ眼ヲ驚カセリ

又云^{太田三樂}太田美濃入道三樂ハ近年義重ノ手ニ屬シテ領内ニ在住ノ由兼テ開召及ハレタリ(中略)秀吉公則石垣山ノ陣中ニ於テ對顔シ玉ヒ類暮ノ齡タルニ遠路ノ參入感悅有トテ着用シ玉ヒ陣羽織ヲ脱テ即坐ニ是ヲ與ヘラレテ寧ノ擬應ヲ賜リ雜談刺ヲ移シケル

り少し異同あるへけれと具足羽織と陣羽織との名によりて裁縫異なるにあらす然るに陣營にありて寒氣を防く料なるを陣羽織といひ甲冑の上に着して目印となすへきを具足羽織と稱すといふ説あるにや本據もなき妄説なるへし又この物を唯羽織とのみ稱するも常の事なり下に見えたり

○錦具足羽織

大阪軍記云増田兵太夫は右衛門長盛か子也冬陣には大將の御供致し寄手に有しか寄手負色なれば悦ひ城方弱と聞ては口惜かり候此段大御所被_レ開召_レ奇特なる心入兵太夫には似合候との御内意也終に夏陣には大阪へ籠り候其日は秀頼公より被_レ下候赤地の錦の具足羽織にて立留防戦候藤堂親の者磯野平三郎増田と組兵太夫を討取申候

○金襴羽織

道明寺合戦覺書云物頭ノ片山助兵衛赤地の金ランノ羽織ニ金ノ團扇ヲコシニサシ鎗ヒツサケ候へハ山本外記ソノ鐵炮ヲステ鳥毛半月ノサシモノニテ十文字ノ手鎗ヒツサケテ飛オリ各一同ニ立ナラヒヒタ、トヲリシキシコロヲカナムケ鎗フスマヲツクリマチカケマウシ候

按、こゝに羽織といへるは具足羽織のことなりなほ鎧

老談一言記云陣羽織の事を右の序に申は羽織といふも羽を以て織て甲上に被て軍容とせるかと存ると申せばすくに被羽の訓なり負といふ字マクルと讀故に忌てヲリといふと宣ふ但これは織と見たる方まさるへきかと某は存す

續武家閑談内藤家傳云酒井右衛門尉忠次申上けるは勝頼たとへ出陣なり共敗軍の後なれば手痛き合戦あるへからす若合戦あらは幸なり敵に向ひ伊呂崎へ御掛り退せらるへくもや候らんと言上有ければ東照宮是に御同意なされ伊呂崎御馬を向らる、時朝比奈彌兵衛と云もの城より出て松平彦九郎を討殺す件の彦九郎は松平彌右衛門の男家長の小男なりければ家長則彌兵衛を射る其矢彌兵衛が鞍の跡輪より彌兵衛共前輪に射抜て矢先白く見えたり彌兵衛弟彌藏彦九郎が首を捕んと蒐にするを家長又二ノ矢を番ひて彌藏か小腕を射る兄弟共に痛手なれば其ま、引退其後城主菅田下野守二ツの矢を抜て札を付て石川日向守家成か陣へ送る其札に此矢は何者の射たるやらん昔の爲朝か平家の能登殿の御矢かと出付たり東照宮大に感し給ひ家長に陣羽織を下さる、云々

按、陣羽織は即具足羽織の一名なり裁縫は人の好によ

直垂を直垂とのみ云かことし下此類倣_レ之

○唐織羽織

見聞雜録云信長御對面の上にて今度徳川家之手柄へつして奥平武田勢數万をひきうけて籠城無類の武功近代の勇士なりとことのはか御馳走被_レ仰付_レ武者之助_平には一文字の御腰物召料御帷子唐織羽織被_レ下_レ之

渡邊事記云太閤様内府公信雄公を御相手に被_レ成今度山中にて中納言殿つきには丹後の少將殿御仕形を御吹聴なされ但そのたんも中村式部少輔こときの者を中納言殿へ御付なされ候はこんとのことと裁判をさせ取かはせ候やうにとおほしめし候通を段々被_レ仰上_レにて御ほうひとして中納言殿へ御こしもの御馬つかはされ候さて式部少輔をめし出され唐織の御羽織をぬかせられ式部少輔に御手つからさせさせられ候

○唐織袖無羽織

最上義光物語云慶長十七年正月十五日に仰いたされしは來る四月天堂原におゐて馬揃可_レ有_レ之(中略)義光公も卯の刻に御出城これあり御供には近習衆兒小性ならひに日讀番の内より器量のよき若者卅騎抜出され一様に唐織のそてなし羽織を御させしつれ給けり

按、この袖なし羽織といふも陣羽織のことなり下倣之

○羅珍羽織

大阪軍記云秀頼公へは井伊掃部を以仰いられ候はいつかたにも少の御案堵にて御座あるへく候は、御いて成されへく候太閤秀吉以來いろ／＼の御固今更いたはしくおほしめし候はやこれまでにて候間御いて候やうにと仰つかはされその御取次速水甲斐守は朱具足のうへに羅珍の羽織そのうへに繩帯して門口までまかりいて候掃部近藤石見に對面し其子細を問答仕候云々

○段子羽織

氏郷記云小田原諸大名ノ中ニ頭ヲ取者只此河北彌次一人ニ限レリ然レハ關白殿ヨリ段子ノ羽織ニ赤裏打タルヲ被レ下ケリ氏郷ヨリハ青ノ馬一匹ニ鞍皆具添テ給リ右兵衛佐ヨリ馬一匹ニ鍵一本添テ當座ニ出サル

甲陽軍鑑云三年前信玄公御他界の節ケ様あるへきと高坂彈正存候て信玄公青貝の御持鍵に小熊のたれの鍵しるし甘本龍の甲の御鍵二本合廿二本鍵持のはおり迄段子にして内々支度仕爰かしこにかくし二人三人宛二日の間に出し甲府へ勝頼公御着之時は少も御旗本にも障なきやうに

仕り候は高坂彈正やさしくも信玄公御工夫の深きをおはえて如件

○猩々緋羽織

渡邊事記云何も持候て引入候時に岩田七左衛門と申者は猩々皮羽織を着申候一人後して參候を敵是を見候て鍵にて突候時七左衛門聊爾するなと申候得者敵は味方と存鍵を引申候其子細は阿波守殿にも岩田七左衛門と申者の在レ之これも猩々皮の羽織を着申故裝束も同事に御座候故鍵を引申候

東遷基業云城兵に岩田七左衛門と云猩々緋の羽織を着して士卒におくれて引けるを蜂須賀か兵よき敵とや思ひけん追懸けるを七左衛門かへり見て我は岩田七左衛門なるを過すなと云ければ蜂須賀か兵に同名ある故さては味方ぞと心得て鎧を引とりしかは七左衛門難なく城に引入けり寄手の七左衛門も猩々緋の羽織を着しければ城に入しを見て臍を嚙たりけり

大阪軍記云本多左京家老山澄某猩々緋羽織佐目馬に乗り一番に逃來候日向守見知候由詞を懸鍵伏候を見て本多人數もふみ止る

武蔭叢話云岡左内は角榮螺の甲にそほちの立物打て居頭

になし猩々緋羽織に鹿毛の馬に乗川端にて引下り防戦ひ候政宗よき敵と見請て馬を乗付左内と貳太刀付られ候(中略)岡左内猩々緋の羽織に政宗と太刀打せし太刀跡貳ツ有金絲のより絲を入縫合して其跡を顯はし是を着す

水野勝成記云本田左京ものともおひくつされ其橋のきはまた逃か、り申候時右四人のもの見申馬よりおり鍵を取か、り申候左京おとな猩々皮の羽織を着申人つれ候てのほりなとをも皆すて申候

○猩々緋陣羽織

見聞雜錄云矢師の藤藏は是も官領の召料か猩々皮の陣羽織あるここ、を金銀にて五三五七亂桐打たるを着し甲は窮屈なりとて鉢巻金にて引しめ山鳥の尾を以刺たる二十五指たる籠を携へ云々

平塞錄云主水殿今日ノ武具出立ハ緋威ノ鎧ニ星兜ヲ着ラレ猩々緋ノ陣羽織ヲ着シ千鳥鎌ノ鎗ヲ提ケ朱ノ瓢箪ノ圍居ヲ推立テ胸勢ヨリ先ニ張出シ大音上ケ板倉内膳正嫡子主水佐重矩亡父ノ爲ニ吊合戰ヲ始候天草四郎ニ見參セン出會候ヘヤ鎗參ラント呼リ圍居シタヘ扣ラル

○羅紗羽織

増補筒井家記云定次些モ不ノ騒近習百餘人名張以下ト渡

シ合自ラ敵二人切テ落サレシ所ニ名張八平惣大將ト見テケレハ無二無三ニ打テ掛ル定次八平カ羅紗ノ羽織ヲ二太刀切ル

○鳥毛羽織

東遷基業云五月四日に大將軍伏見を發し給ふ(中略)黒絲の鎧に鶏の毛の御羽織唐人笠を召されたり

○鳥毛陣羽織

續武家閑談云關白秀次武器の物數寄を好み馬印は柴田勝家か金の御幣こそ見事なれとて是を用ゆ(中略)木村常陸介か鳥毛の陣羽織乞て是を用ひ云々

○鳥毛袖無羽織

難波戰記云五月七日兩御所御出陣條巳ノ刻大樹於ニ平野一御參會有大樹今朝未明ヨリ矢尾堤出御有御裝束黒縫延御鎧頭巾御冑鳥毛袖ナシ御羽織白熊白施御手被レ掛二寸餘候ケル栗毛立髮馬被レ召

○山鳥尾羽織

大阪軍記云五月五日巳の刻京都御進發尾張宰相騎河宰相御供也將軍は伏見より御立山鳥の尾の御羽織羅紗の唐人笠の御甲櫻野と云十寸三分の栗毛糟毛の御馬に孔雀尾の馬鎧をかけ召候

○羊皮羽織

豊臣家譜云四月秀吉使攻岩石城中本多豊後守廣孝來會共攻城有戰功秀吉感之賜羊皮羽織及金銀脇指一柳家記云山中五郎ヲ初十二人馳付候故敵早々城中へ引取候市助感悦不斜金熨斗付之脇差羊之革羽織爲褒美四郎右衛門ニ給之

増補家忠日記云天正十五年四月廿五日駿府本城經營成ル

此月秀吉軍ヲ引テ豊前筑前ノ境岩石ノ城ヲ攻ム大神君本多豊後守廣孝ヲシテ軍ノ雌雄ヲ問ハシメ給フ廣孝能戰テ軍功有秀吉コレヲ褒メ金銀ノ脇指并羊ノ皮ノ羽織ヲ廣孝ニ授ク

○皺革羽織

東遷基業云大津城黒田出雲尼子宮内安養寺長門丸毛万五郎尾關甚右衛門銚子五郎兵衛等は京口南の扉裏を堅めけるか三の丸へ乗込たる敵と相戦ひ城兵死傷するも少からず中にも銚子栗色のしほ革に金の筋付たる羽織を着し雪の如くなる白熊を冑の上より亂しかけ十文字の鎧を取のへてか、り逢敵を追ひけ其場を不_レ去して討死す

○縮紬無羽織

東遷基業云眞田信乃は黒絲の鎧に抱角の冑に白熊を引廻

着候て手前悪敷候故名を不_レ申家中にてはたるまくと斗申候

○練陣羽織

續武家閑談云秀吉聞給ひて大にいかり敵戦はんとするともかならず手出しすへからず島津をつり置て吾西國下向を可_レ相待旨申付處に惣成軍ししかも敗軍する事不届なりとて仙石か領分被_レ沒收仙石四ヶ年の間は流浪にて小田原發向の時無祿なれとも白練に日の丸の陣羽織を着し冑の緒をしめ諸軍の眞先に唯一騎乗出たり

○麻羽織

奥羽永慶軍記云浦村五郎被討五郎ハカ、ル事ノ有ヘキトハ夢ニモ不_レ知小具足ノ上ニ麻ノ羽織ヲ着皆ノ笠ヲ冠リ爽ニ出立タル若黨二十餘人中間倅者以上五十人ニテ通ル處ニ云々

○繩羽織

甲陽軍鑑云花澤城門脇へ五人つきたる衆は四郎勝頼公長坂長閑名和無理介諏訪越中初鹿傳右衛門也城のあけ鎖子を無理介あけられよと初鹿傳右衛門申候へは矢鐵炮しけくしてあけらる、所にてなしと無理介挨拶なりそにて傳右衛門立あかり鎖子を押し上る諏訪越中つ、いてわかも

したるを被り今朝秀頼公より賜たる緋縮緬の袖なし羽織に桐のとうを金紋に付たるを着して芦毛の馬のふとく違きに木地に六文錢の金具鞍金象眼の鍔青漆に金にて浪頭書たる泥障さし紫の手綱に原總の三かいかけたるに打乗て白庵を振而衆を勵し三千斗の兵を眞丸に立て相戦ける

○練具足羽織

武蔭叢話云彌平次宅三後は明智日向守一老臣と成明智左馬介秀俊と號二千の大將に成り白練の羽織に狩野永徳に雲龍を墨繪に書せ具足の上に着し二の谷と云名物の甲を着光秀先手を勤度々の高名類ひなし

又云其後左馬介小性を呼日來着したる白練雲龍の具足羽織と秘藏せし二の谷の甲を渡し是を持坂本の西教寺へ参り左馬介た、今自害いたし候此甲羽織を差上候間百ヶ日迄御吊頼たると金子百兩添て遣し腹十文字にかき切名を青天に上たり其後青箱五十年過寛永年中の初に至つて白練の羽織は矢せ二ノ谷の甲は西教寺に残りし云々

續武家閑談云杉野小左衛門と申者は内藏之助古京のものにて御座候越中より付候て越中者にて候其日の働きに具足羽織白きねりに達磨を墨繪にせなかに書申其羽織を

ちたる鎌鎧をもつてつきあけて歸傳右衛門越中兩人にて無理介か具足の上きたるなはの羽織をはき取以來無理介とは名のらるまじきと申勝頼公扱なされ繩の羽織は其場において返し候

○紙子羽織

續武家閑談云善祥坊先達テ但州退治の時水尾と云所に鹽屋駿河守三千人を率て高き地に張陣す此時に宮部は手廻り十八騎赤母衣かけ惣軍纒五六百にて馳入を田中は長刀持て紙子羽織を着て黒の馬にのり一番に馳入鹽屋方大阪新左衛門と云但馬丹後にかくれなき勇士か放つ矢に胸板を左右共にかするかけて通され兩矢尤身の眞中へはあたらぬと云ながら兩矢をぬかて乗込敵を討云々

大阪軍記云長門組青木七左衛門黒き切さきの指物にて乗込一番に首を取申候藤堂新七白紙子の羽織金の御幣の腰さしにて名乗懸參候長門人數多勢にて押懸候ゆる新七強戦候へ共不_レ相叶一場も不_レ去討死仕候

○雨羽織

翁物語云大阪陣ノ時横田甚右衛門ヲ攝州住吉邊ニテ物見ニ被_レ遣ケルニ横田一騎ニテ具足ノ上ニ雨羽織ニ編笠ヲ着シ住吉ヲ乘リ越シテ云々

按、雨羽織は前に見えたる雨胴服の一名なり其裁縫いかにありけん常のと猶同きや又異なる所ありしにや未詳
古代雨雪には篋を用ひしを室町家の末つかたより雨胴服とも雨羽織ともいふ物世にいてきて其後又合羽といふものをなへて用ること、なりたり

○合羽

東遷基業云三成承て兎も角も御意に従ふへし伏見の城中小勢にして手に立へくもあらずといへとも若御人數の不
足あらは某か手の者も指加へ申へくとて二千餘人大阪に留め其身は居城へ馳下る途中より大津宰相高次へ使を立
て追付立寄申さんと云遣す(中略)折節細雨降ければ羅紗の合羽に塗笠を着し手廻り斗にて城内へ入高次對面あり
ければ三成は手をつき頭を下て云々

按、伊勢貞丈か秋草に慶長の頃より阿蘭陀國の日本朝に渡り來れりかの國の人袖もなく裾廣き物を服せり是をカツハといふそれを學ひて紙にて調し油引てかの蘭語によりてカツハと名付く今丸桐油といふもの也坊主
いふ又袖を付て猶カツハと稱し又羅紗或は木綿等にて製したるものあり合羽と書けるは言と訓とをかりてカツハに當たる迄にて文字に義なしといへり

そめ物三十前にて女房ともにてうせさせて後につかはされけり

建武年間記云武者所輩可_レ存知_レ條々(中略)一小袖織物綾練貫之類細々不可_レ用

太平記云瓜生判官其後判官己カ館ニ歸テ兩大將へ色々ノ小袖二十重調進ス此外御内外様ノ軍勢共ノ餘ニ薄衣ナルカイタハンケレハ先小袖一充仕立テ送ルヘシトテ倉ノ内ヨリ絹綿數千取出シテ俄ニ是ヲ裁縫セケル

大名出仕記云男の着候小袖にはいつれも綿をは入れ候又女房の小袖の上着には綿を入ぬものにて候上着の外の小袖には皆々綿をえ入れ候

又云小袖の上に縫上をする事有ましき事なり同小袖のこしの當に縫上することも無_レ之但又喝食の小袖にはこしの下に縫上を必仕候

又云小袖恰などの色のかはりたるを着候か能候赤恰に同茜の小袖などは又悪候又朽葉の恰に同朽葉のおり筋などは又悪候また黒茶の小袖などは着候つる時また紺の恰是れも如何にて候此等を以て自余の儀分別あるへし

蟻川記云恰の上に小袖數多くいかほと着候ても不_レ苦候哉の事數多く着候は悪敷候何時も時分よりもかろくと

武家名目抄稿第百二十五册

塙檢校保己一編

衣服部 十二

○小袖

吾妻鏡云元暦元年十月廿一日丙午今朝武衛有_レ御要_レ召_レ筑後權守俊兼_レ俊兼參_レ進御前_レ而本自爲_レ事_レ花美_レ者也只今殊刷_レ行粧_レ着_レ小袖十餘領_レ其袖妻重_レ色々_レ武衛覽_レ之召_レ俊兼之刀_レ即進_レ之自取_レ彼刀_レ令_レ切_レ俊兼之袖妻_レ給後被_レ仰_レ曰汝富_レ才幹_レ也盍_レ存_レ儉約_レ哉如_レ常胤實平_レ者不_レ分_レ清濁_レ之武士也謂所領者又不_レ可_レ雙_レ俊兼_レ而各衣服已下用_レ麤品_レ不_レ好_レ美麗_レ故其家有_レ富有之聞_レ令_レ扶_レ持數輩郎從_レ欲勵_レ勳功_レ汝不_レ知_レ產財之所_レ費太過分也俊兼無_レ所_レ于述申_レ垂_レ面敬囑

徒然草云最明寺入道鶴岡社參の次に足利左馬入道の本へまづ使をつかはして立いられたりけるにあるしまうけられたりける様一獻にうちあはひ二獻にゑひ三獻にかいもちいにてやみぬさてしことにたまはる足利のそめ物心もとなく候と申されければよういしふらふとて色々

出立候様可_レ仕候帷子の時はせ裕の時小袖着候事慮外にて候也

宗五大雙紙云小袖を人に參らする事裕をかさぬる事も候又小袖はかりをも出候數は不定十廿又五三二なともつかはし候二は不_レ及_レ見候あはせのかさなりたるは二にては有まじく候小袖はかりの事にて候練貫は一重とて二なり公方様へも進上候分別あるへし公方様へ御小袖進上又被_レ下候など申はねりぬきの事也又一重進上被_レ下とも申候十重にても十五重又廿重又一重二重三重なども進上候御服にて進上と申は常の小袖の事也

常照慈草云小袖の下かい上かいとある本も在_レ之又上かへ下かへとも在_レ之所詮上かさね下かさね上まへ下まへの事なるへし然は上かへ下かへと申て可_レ然歟云々猶ほ可_レ相究_レ歟

板坂卜齋慶長記云家康公秀吉公御全盛の時御めし使候もの小性共に小袖を被_レ下候御前に罷在候者か御服や榮仁茶屋四郎次郎などに小袖を一つ二つ羽織を添てとらせ候へと被_レ仰付_レ候御服や所より小袖は何様のを仕立可_レ申候哉袖のゆきたけは何程綿をいかほと入可_レ申と問にこし候時存候ことくにこのみ候常の小袖より五わり一倍も

物入候一年中に小袖すくなきは九つおほきは十四十五被
下候ものあり其身小身なれば小袖はいらす小袖の入り
ほと金をこし候へと申請取候御服屋は勘定の時は小袖と
かき金を渡し候とは不申年々の事に候へは小袖に物の
入候様にこのみ小袖をもとりかねをも取候か様の事世上
の小袖にひろまり天正の末文祿年中よりの事なれば日本
の衣裳結構になり候

按、小袖といふは素襖直垂以上の大袖なる物に對へて
いふ稱なりさるからに綿入たるも裕なるも又かたびら
なるも皆通して小袖といひしを足利家中頃より專綿
入たる物の稱となり來れり

○御服

吾妻鏡云建長四年四月一日甲寅寅一點親王自關本御出
未一剋出御固瀬宿(中略)中下馬橋東行經小町口入
御相州御亭(中略)亦砂金百兩南庭十羽一箱被奉之次
御服二重織物御狩衣蒔黃二御衣白御單二重織物御奴袴濃
下袴御直垂十具御小袖十具御大口一唐織物御衣一
領御明衣一今木一云々

年中恒例記云十二月廿九日一御服十五御ハタ御コヲン
御ムシロ御マクラ御ハダノ帯五スズ御ユカタ御アカフク

セ伊勢守調進之云々

宗五大雙紙云公方様御服と申は織物色御紋白きあや又は
綾つむきを地を色々に染御紋むらさきなどに付候其外加
賀梅染又しいなつむぎ遠江あかねなとにて候おりすちな
と申物は慈照院殿御時まではめされ候はぬ由候又から織
物は一段御賞翫の儀に候公方様の外御臺様日野殿三條殿
女中管領の御母御免にてめし候又三職は拜領とてめし候
又云公方様へ御小袖進上又被不候なと申はねりぬきの事
なり(中略)御服にて進上とまうすは常の小袖の事なり
伊勢貞助雜記云御服と申は御小袖以下御かたひらなどの
總名にて候吳と書申は吳服の字の心は相叶て候へとも未
及見候た、御服にて可然候

駿府記云慶長十七年壬子五月四日爲御使自江戸神尾
五兵衛參則爲端午之賀儀帷子五領被進之今日國々諸
大名獻五日之御服云々
按、御服といふはもとすへて御衣類のことなるを足利
家中の頃より專御小袖のこといふと見えたり

○時服

松隣夜話云永祿四年信長ヨリ越後へ御見舞使者來ル去年
東國へ御進發御歸陣以後上方筋へ手間取事候テ不通音

信一旨演達ナリ進物謙信公へ時服三十重地紙三千枚北城
伊豆宇佐美駿河へ各自鳥十把

關八州古戦録云朝比奈藤豆 北條氏直ヨリ今度親事成リ
且ハ婚姻ノ約相整リタル祝詞トシテ大神君二十種十荷ヲ
進セラル使者石巻隼人佐三川尻下野守差副ヒ濱松ニ至テ
大神君ニ拜謁ヲ遂ケ時服等賜テ小田原ニ歸レリ云々
東遷基業云慶長十二年今年池田利隆江戸に來謁しけるに
大將軍松平氏を授給ひ武藏守となり佩刀一雙鷹馬時服を
賜りて還る時駿府において神君に謁し鷹馬を賜る云々

○被物

吾妻鏡云文治五年五月廿九日戊子帥中納言經房使者到着
所被進塔供養願文一通也草新藤中納言兼光清書堀河大
納言忠親又錦被物二重綾被物二重被進之云々

又云承元二年七月五日壬寅神宮寺上棟相州武州前大膳大
夫等監臨之又總奉行善信朝光同以參向匠等給祿大工
馬二疋一疋被物一重各納布五段小工馬一疋各納空衣一領各納被物
二布三段各納行光奉行之

秀頼記云慶長十九年十二月廿日晚常高院二位局櫻場局三
人城中より被物三領緞子三十端秀頼公より奉る阿茶局上
野介披露

按、被物は音讀にもし又カツケモノとも訓してもと上
より祿に給る衣類のことなるを後代は上に奉り人に贈
るをも被物といふにや

○薄小袖

了俊大草紙云犬追物の時は尋常よりも力革を長くするな
り(中略)射時は寒中にも薄小袖はかりきるなり先年關
東に參て侍しに見奉しは基氏の鎌倉殿は淺黃の帷の袖を
細くして只其はかりをめてして小手をさ、せ給ひき面白事
なり

奉公覺悟記云裝束の事三月中うす小袖たるへし此時あわ
せをしたにちやくすることくるしからす

按、薄小袖といふは薄らかに綿を入たる小袖をいふな
り

○厚綿小袖

今川大雙紙云小袖をおほく出す事一重二重までは只持て
參るなり五重とも有はひろふたに置也三重の時もあつ綿
にて持にく、は廣蓋に置て出すへし

○直垂付小袖

鎌倉年中行事云正月廿三日鶴岡御社參公方様ハ香之御直
垂ニ精好ノ大口御直垂付の御小袖白綾烏帽子ヲ被召

○內衣

佐竹宗三聞書云射手たとうかみを內衣と水干との間に
て持也

按、直垂付の小袖といひ內衣といひ皆次の條の上着と
いふもの、こと也

○上着

大名出仕記云上着とはいち上にきられ候小袖のことにて

寶篋院殿將軍宣下記云延文三戊戌十二月廿二日卯刻御車
井諸侍之先に乗騎馬の事都合三十騎二行に乘其次に隨身
馬上以上十四騎也赤き金鍔の上着に豹虎の尻鞆の太刀滋
瀨の弓に尻籠肩總の尻鞆掛て左右を分二行に乗也

大阪軍記云阿波守人數大きに亂騒て本陣へ逃入山縣三郎
右衛門一番高名上條は七條與三右衛門と云阿波衆を打取蜂
須賀家來中村右近稻田修理一所に罷在候所に先年の騒を
聞空崩と存右近は金の矢筈の前立物白き小袖の上着にて
只一人かけ出候を主馬組木村喜左衛門とつはいの甲鳥毛
の引廻しにて出合右近を鎌付る其所へ稻田修理かけ付喜
左衛門を突倒す

○白小袖

袖を着候時俄に人前へ罷出候時の事なり

滿濟准后記云正長二年三月九日今夜室町殿様御元服云々
及其刻限參申畢予着袈裟袋聖御元服ニハ毎事以白色
爲吉之間旁令相應歟之由思給故也(中略)御所白御直
垂同白御小袖令着給也

元和元年武家諸法度云衣裝之科不可混雜事君臣上下
可爲各別一白綾白小袖紫袷紫袷無紋之小袖無御免
衆猥不可有着用云々

○白衣

季瓊日録云寛正四年八月十一日勝智院殿從一位高山大禪
定尼諱性壽實刻喪輿入三持持院蓋從間道赴者避北野
廂邊也白衣力者十二人奉昇之方者乃自三持持院出即
於佛殿入籠于佛壇西卯時御茶毘台輿先入真如寺
北條五代記云相模の國金湯早雲寺に於て氏綱の畫像を愚
老拜見せしに俗體にして白衣の上に掛羅をかけ顔相にく
ていに書り

按、白衣といふは即前條の白小袖のこと也この裝束下
の小袖なる故裝束せざることを白衣といひしを近代は
小袖の色を問はず肩衣袴等を着ざるをなへて白衣とい
ふにや

長門本平家物語云本三位中將兵衛佐はしふぬりの烏帽子に

白小袖にちやうけん關東下向條のひた、れこはかまきて空色のあふ
きの月いたしたるもちてもやの間の東のはしらのそとに
さし出られたり

鎌倉年中行事云奉公中白小袖白練ウラハ生衣也袷ウラ面
一匹袖也

御供古實云白小袖はた、の時はめし候ましく候其上公家
の衆も三位より後直垂の時もめし候殿上人は裝束の下に
白練なとめし候又殿上人にて御座候へとも官によりて白
小袖をもめし候由候武家にも式裝のときは大かたひらの
下は白小袖めし候也

布衣記云裝束の下着夏冬相替白帷白小袖也次袴衣青袴押
折也衛府時者重衣袖一重青袴に身を入下括也

貞順豹文書云白き小袖の事平人は不可着用一候公家は
御用候

大名出仕記云白き小袖の事只の人は着不可仕候但平人に
もなほかたひら着候時は白小袖を用候ても不可苦候歟

又云白小袖は花飾にて候自然にはかに人中へ着候時はあ
を花にても又は墨にてもちいさくもんを付候て着候は故
實にて候但貴人御前へかやうにして着候事はなく候白小

○錦小袖

安土日記云天正九年二月廿八日五畿内隣國ノ大名御家人
ヲ被召寄駿馬ヲ集於天下被成御馬揃聖王へ被備
御叙覽訖(中略)御馬場入ノ次第御頭巾トウカフリ御後
ノ方ニ花ヲ被爲立高砂太夫ノ御出立カ折ニ梅花ニ挿頭
二月雪落衣此心カ御膚ニ被爲召候御小袖紅梅ニ白之
段々ニキリ唐草也其上ニ蜀紅之錦ノ御小袖御袖口ニハヨ
リ金ヲ以テフク輪ヲメサレ候

○綾小袖

板坂下齋慶長記云石田治部少輔をとらへ來田中兵部少輔
に被仰付近江國北の郡を草をわけ候ことくに尋候得共
有所しれすある夜兵部少輔宿所の前を夜に入一人通候番
の者何者ぞと改候得は臺所の水くみとこたえらる、のよ
し水くみにても何者にても通し候事あるまじき番の者よ
りあいとらへ候得は折節小雨降くらやみの夜なりとらへ
て火をとほし見候へは石治少なり出立はちやのあやの小
袖にうらはあさきかさをかふりこしみのをしてはしおら
れ候なり脇さし斗なりとて見候得は名物の吉光をさし被
申し由大津へ同道申候本多上野に御あつけ此節治少は
腹中瀉下とて食もさのみす、ます晝夜いねて御入候由

○唐綾小袖
異本義經記云去間まやな王殿此よしを御覽しいて物見せんとつふやき大口の上に腹巻取て引懸太刀取脇に挿唐綾の小袖を取て打被屏風のこなたに立添て今やおそしと待給ふ

○白綾小袖

宗恕開書云白あやの小袖の事一段賞翫の儀にて候公方様にも人に御ふくを下され候に人により候てたひ候事にて候うちまかせて候はん事あるましく候

氏郷記云氏郷朝臣在京ナリシカ(中略)其座ニ居給フ姿ヲ生ウツシニコソ書タリケレ白綾ノ小袖に左ノ手ニハ扇右ノ手ニハ楊杖ヲ被持タル體ナリケリ

按、白綾の小袖を略して白綾とのみもいふ猶練貫といふの例なり

○白綾

御供古實云白綾の事殊の外なる花飾にて公方様より御給の方々は御着用候きつと有かたへ被進候只の人き候はんすること努々不可有之白あやは公方様より一段の御事ならては被下候ましく候公家には中納言よりは公方様被下候はねともめされ候

方様より拜領仕候得ば勿論着申候りうんに着候事如何三管領其外の大名等へは御免にて御用候

江北記云二月朔日に公方様へ御屋形様御禮御申候事は月迫に正月の御ふくを御給候御禮也千疋被參者也御相伴の者へは何も御ふく被遣候由申次折物小袖の事御給候時者著めされず御參候也

○唐織物小袖

貞順豹文書云からおり物之事三管領御拜領候此外公家にも御給候方候又管領の御母などもゆるし被申事も候是も御免候はぬ間は無御用候

○廣東織物小袖

大名出仕記云小袖の事依高下不着衣裝多候先おり物の事は平人等は可有斟酌候旁御禁制にて候公方より御免候へば被着候理運には不被用候但又平人の子十四五迄に内々にてはかんだうのおり物ならば着候ても不苦候夫も外人參會には着間敷候

○嶋織物小袖

宗五大雙紙云嶋織物の事地下人のきる物にて候きとしたる人は下着にも不用候

大館常與記云天文十年十一月廿九日及晩縁阿を爲御

寛永十二年武家諸法度云衣裝之料不可混雜白綾公卿以上白小袖諸大夫以上聽之云々

○縹子小袖

大名出仕記云縹子小袖段子の小袖是も御禁制にて候間人中へ着候事不可有之候但少人などは又不苦候

○縫物小袖

貞順豹文書云ぬひ物の小袖の事男は依人十四五迄着候下々の人は不可有着候

○織物小袖

花營三代記云禁制條々貞治六一精好大口織物小袖不可十二着金貝鞍不可用事

奉公覺悟記云をりもの、小袖御免なくして大名の外は奉公の衆御きんせいにて候御ふく物領の事は別儀なり御ふく拜領候ては久着候事きばにて候也

伊勢貞順記云從主人一織物の小袖なと給候時其小袖人中へ着候程は可用候也如其にならせ候て着仕候事努々不可有之公方様御ふく被下候時此分候たしなみ候てきよごし候はて久着候はきばにて候

貞順豹文書云おり物の小袖の事唯の人は着候ましく候公

使被尋下候おかしげなるおり物小袖着用候て御番に可參候事不苦候哉内々御尋也仍御返事返上織物にて候は御ふくにて候はては着用不可然存候嶋おり物などは亂中に着用も候へるよし御返事申候也此趣そと一紙に之るし申候やうにと縁阿被申候間凡ざるし候て申上候也」貞順豹文書云嶋おり物の事おもてむきへは不着候内々にては自然着する方も候地下人専用申候惣別織物御服にてなきを下にも被着間敷候自然御覽候は御とかめの時は申のべられやう有間敷候

按、嶋織といふこといまた詳ならず本居宜長か出雲國造神壽後釋といふものも倭文は古のよき布にて筋を織たる物也志豆とは須運といふことなるへし今いふ鳥織也これを鳥といふは狭間也然いふ意は古のは筋の間の大にあらかりけむを後にはそを細くこまかに織たるも出来てそれを分て狭間織といひしか又後には古のあらきは廢れて其狭間織のみひろまれるからつひに筋織の總名とはなれるなるへしといへり今按此説萬葉の古の狭織の帶乎結垂とあるよりおもひよりけん一わたりは聞ゆるに似たれと猶うけ難し此鳥織といふ物室町家の頃より見えて上れる代にはいまた所見なし此頃筋す

たれ格子などいふ織物もあり堅なるを筋といひ横なるを翠籠に類すだれといひ横堅相交れるを格子といふ皆細くこまやかにしてあらし物にはあらず格子の殊にこまやかなるを小格子と稱して華飾の服とす貞順豹文書云女中衆にも中臈はこかうしをはめさす候こかうしはくわしよくにて候自然中臈の中に上意に相叶候人ゆるし申され候て御用ひ候又織物がうしにて候はてすちすたれなとおりのたはそれは中臈衆もめし候こかうしをめされす候人によるへく候又宗五大雙紙に素袍袴かたきぬ小袴などの紋の事只目にた、ぬか可、然候さのみ小きも又大なるも人によるへし房小者は人の目に立候やうなるか能候さもある人は只目にた、ぬかよく候といへるこまやかにして人目に立つをいやしとすることゑるへし光源院殿御元服記云公方様御装束者御肩衣御袴褐色織筋御小袖也大名出仕記に織筋の小袖のこ老若ともに不、苦候又こ、に引たる宗五大雙紙に嶋織物の事地下の人着る物にて候きとしたる人は下着にも不、用候と見えたり是彼を通はし思は、織筋はこまやかにして貴く嶋織はあらくして賤き織物なること知るへしされはかの宜長か嶋織は狭間織也と云けるのみ

かことなるは論を待たす且室町殿の頃はこととはつかひのかく古代めきたることの絶し世なるをや扱かの節すたれなといひける物の類にて間の大にあらく太きものを嶋織といひけるはもと島國より織出せる物にて其様をここに學ひて織なせるをも猶ほ島織といひしなるへし今もサントメ八丈島などいふの例をもおもふへし其物見状いやしくして貴人の着用なきからに細くこまやかに織出し筋織にもや、紛る、ものも出来しより其名も相混して近世は只織筋といふことのみ遺りてすへては嶋織と稱し昔嶋織といひしものを返りて大嶋なと、いふことにやなりけん猶可、考

○織筋小袖
光源院殿御元服記云天文十五年丙午歲十二月公方家并若君從東山慈照寺到坂本御成于時巳刻也(中畧)其次公方家御成也御装束者御肩衣御袴褐色織筋は小袖也大名出仕記云織筋の小袖の事老若ともに不、苦候是も昔は不斷は斟酌候て時の參會の時は着候やうに承候當時は何も被、用候間此拵にも不、及候

伊勢貞助雜記云折筋の小袖に紫のまじりたるは殿中へは如何に候色繪にまじりたるはくるしからす候歎かたみか

はりなど不可、然候

蟻川記云おすち斗着候時の事何頃の定り候事はなく候をりすちをは老たる若きによらすにあひ候様におらせ申候て着候

按、今横縞といふものを昔すたれといひ堅縞といふ物を筋といひけり今唯織筋といふものに古の名は遺れるのみなり

○紅筋小袖

貞順豹文書云くれなひすちの小袖の事男は十四五迄は着候但貴人の御息等は十七八までも御着用候一ツませの小袖の事是も大畧同前なり

○一交小袖

宗恕問書云ひとつませの小袖の事男は十五六まで着候女中衆はわかき間はかり被、用候

按、緯糸の色を替へて一縷ませに織たるを一つませといふなり

○練緯小袖

梅松論云關東より供奉の輩皆歩行なりしかとも我をとらしと進げる中にも曾我上野介師資練貫の小袖の上に赤絲鎧の菱の縫目より切捨てたるに四尺餘なる太刀二振帯て

白木の弓の大きなに拾矢二三十取さしたる負て胃の緒をまめて御馬の先に立たりし事の體人には替りてみえし

按、練緯の小袖を常は畧して練緯といふなり

○練緯

三好義長亭御成記云翌日朔御進物以目録御供の万阿に渡之寺町左衛門大夫和久掃部助兩人持參御練貫一重ツッ兩人ニ被、下之舊儀也

看聞御記云應永廿三年四月廿五日北野社に今夜有怪鳥鳴聲大竹ヲヒシクカ如云々(中畧)以弓射落了其形頭身は鷄也尾ハ如、蝮眼大ニ光アリ希代怪鳥也室町殿へ注進申射之宮仕有御威練貫一重太刀一振被、下鳥ハ河ニ可、流之由被、仰云々

御産所日記云永享六年甲二月九日寅刻初夜御祝政所沙汰御引出物沼田調進御袋御方練貫一重引合十帖上臈練貫一重引合十帖御乳人練貫壹廿七日御生指青色薄淺黃、并白御小着一練貫拾重管領調進

年中恒例記云應仁亂以前正月各御ネリヌキ拜領之事三職一重大名一外様一御供衆一

大館常興記云天文七年九月二日越前朝倉方へ公方様より八朔進物爲御返御太刀一腰持被、下之由承及也進物は

御太刀御練貫三重^{代千}御馬一疋^{代五}進上之云々仍御返御

太刀の外今一種被^レ出哉の由不審申候へは去年御馬を相

副候處只御太刀斗にて御座候由彼雜掌申て御馬おは不^レ

請取申候先々此分にて御座候由申けると云々

○志々良小袖

宗恕聞書云々、らの小袖同裕の事くるしからず候殿中へ

もめし候

○熨斗目

由良家傳記御家中御法度書の條云衣服は公儀むきはのし

めあやあついた家中城中番出仕の時は不^レ斷は可^レ爲^レ絹

細事

按、練緯の地の縮々としたる皺あるをシ、ラといひな

さをノシメといふ綾敷などにもシ、ラノシメとあれと

打まかせていふは練緯の事なり

○福建小袖

宗五大雙紙云ほつけんつむきの小袖紋の付たるはくるし

からす紋の付候はぬは殿中又きとしたる時は俗人は志か

るへからす出家入道同朋はくるしからす又何にてもから

物同前云々

按、ホッケンに此絹の字を用るは例の字訓を假たるに

て本字は福建なり

○袖小袖

○丹後袖小袖

蟠川記云つむきの事紋を付候て染たるは御前へも不^レ苦

候丹後袖とて、變事有間敷候自然白き上に紋を書て着事白

きには相かはり候歟

貞順豹文書云丹後つむきの事紋を付ては被^レ着候も白き

は可^レ有^レ斟酌又出家は白きも不^レ苦候

○布小袖

平家物語云いこの條、備前備中備後三かこのつは物とも

まかるへき馬物のくいけまよまゆうなんとをば平家の御

方へまいらせてやすみるたりけるらうまやともかねやす

に催はされてあるひは柿の直垂につめひもし或はぬの、

小袖にあつまおりくさり腹巻つ、りきて云々

源平盛衰記云馬鞍モモタス具足モタラハマテカ是ヲ聞テ

柿ノ袴ニ責紐結布ノ小袖ニ東折シタリ剝タル弓矢ニ錯タ

ル太刀刀モチナトシテ馬ニ乗者ハ小ク多ハ歩徒跣ニテコ

コカシヨヨリ二人三人ト走り集リタリ

○布子

朝倉義景十七ヶ條云朝倉名字中を初年の始の出仕表着可

貞順豹文書云すりの小袖の事はも依^レ人體二十四五まで被

遊候歟

按、摺とは形木にて模様を摺たるをいふ也

○染付小袖

吾妻鏡云建仁三年九月三日戊辰今日於^レ小御所跡大輔房

源性^鞠足欲^奉拾^故一幡君遺骨^一之處所^レ燒之死骸若干相

交而無^レ所^レ求而御乳母云最後令^著染付小袖^一給某文菊

枝也云々

奉公覺悟記云九月九日より小袖を着候此時染付の小袖た

るへき事本義也

按、染付といふは織色にわかちて白小袖に對へたる名

也又是を染小袖ともいふなり

○染小袖

萬まつけ方の次第云九月一日より八日まであわせを着る

也同九日よりはそめこそてを本とする也

大名出仕記云紫の小袖の事(中略)是もねりをこしをあげ

て染たるはよく候腰のあかぬはいやししく見え申候紫にか

きらす何もそめ小袖は腰をあげ申候

又云男の小袖のうらを赤くする事如何にて候少人のは不^レ

苦候但夫も面の色にもよるへし表赤く候へは裏も赤く

爲^レ布子^一候并各同名定紋を付させられへく候分限有と

て衣裳を結構せられ候者國の端々の特色を好みふきつ、

きたる所へ此體にては出にくきなと、て構^レ虚病^一一年不

出^レ二年出仕不^レ致は後々は朝倉前に伺公の者可^レ被^レ少候

事

室町殿物語云有時幽齋中間をめされて庭前の雪はくへき

よし仰られければ畏候ては、木を持ってや、さむさうにて

るんのはなへさしよるを御覽すれば古き布子のさも見苦

しけなるを一ツきてはきけるを見給ひ

ありあひにつれなく見えし古布子

あかつくはかり愛きものはなし

按、布子は猶綿子紙子などいふ例にて即前條の布の小

袖のことなり但いにしへ布の小袖といひしは麻布にて

綿入れたるも裕なるも通していひしを後代布子といふ

は棉布の小袖の綿入なるにかきりていふにや

○箔小袖

貞順豹文書云ぬひ物の小袖の事男は依^レ人十四五まで着

候下々の人は不^レ可^レ有^レ着候はくの小袖の事同前也貴人

の御息御用勿論候

する事又少人のも茜の染小袖又は織筋などのうらを赤くする事は無儀候紫の小袖またはちや染茜などの裏をは赤くするなり色々は少人の小袖の裏の事にて候小袖の地をは白くして紋はかりを藍染などに仕たるは自然少人なとは不_レ苦候年閑たる人には不_レ似合_二候間無益にて候是は小袖の地をはねりにて仕可_レ然候其儘白にて紋斗紺にて染たる事にて候少異相にも見え候か地をは黄茶にして紋を紫又は萌黄又は蘇芳などにて染たるは中程の參會に可_レ着候貴人の御前へは斟酌候ても可_レ然候うつくしき小袖にて候得と地下人など專着候間左様の儀に如此候_一貞順豹文書云染小袖のこしのあき候はぬをはうら打の時_一は可_レ有_二斟酌_一候
又云地をさちやにして紋を所々に付それを紫又はもえぎにて色へたるは不_レ苦候又地をもへき同淺黄にしたるも同前なり但是も式々の時はむやくにて候歟
又云あさきうらの事案の小袖又はあかねなどのうらには付る方も候歟是もおし出し式々の參會には可_レ有_二如何_一候哉す、しうらの事はも女房衆夏斗りきられ候男は不_レ着候
○紫小袖

大名出仕記云紫の小袖の事御禁制のさたはなく候但下々の人など着候て然も貴人の御前に參り候事は可_レ有_二如何_一候哉
宗恕聞書云十月亥子には男女共にむらさきの色の小袖を用ひ候是は殿中にての事候也
伊勢貞順記云この出仕にはむらさきの小袖可_レ然候女中衆も各御用候也女中衆のはくれなひうら男衆のは白きうらをも被_レ付候是は下々の人は付間敷也
貞順豹文書云紫の小袖の事紋を付たるをば着候無紋のをはめすましく候又むらさきも染やうにもよるへく候ねりなとをこしをわけて染たるは猶よく候歟こしのあき候はぬは略儀候又つむきなとを染たるは表むきへは不_レ出候
○紫裏小袖
奉公覺悟記云むらさきうらまんまやく有へしと也
宗恕聞書云むらさきうらの小袖御きんせひのさたはなく候但下々の人は斟酌可_レ然候公方様御服は何もむらさきのうら付候間其憚にて候間むらさきうらの小袖は心得有へく候然共近年は大略着用候
元和元年武家諸法度云白綾白小袖紫給紫裏練無紋之小袖無_二御免_一衆猥不_レ可_レ有_二着用_一云々
るなりもんひたと付候老若など似合候をし出て被_レ着候なり
按、かけ萌黄懸淺黄といふは一入染し上を又ひとしほ染たるを云ふ豹文書に絹を染たるにて候といへるは脱文あるにたり覺悟記に萌黄を黒み過て染たる也といへるもいひ足らはず
○藍染小袖
大名出仕記云藍の染小袖事の可_レ然候依_二老若_一それ_レに相應候様に染候て用候とし寄には紋をちいさく付たるか能候又若人には紋を少おほきに付へし又いさうに染候て目に立候へは不_レ可_レ然候也
○茶染小袖
貞順豹文書云梅ぞめ小袖の事殿中へも着候不_レ苦候又うらうちの時も可_レ着用_一也茶染の小袖の事同前是もこしのあきたるかよく候也
大名出仕記云茶染の小袖の事不_レ苦候うらうちの時も着候但若人には不_レ相應_二に候か又染様にもよるへし
○茜小袖
貞順豹文書云赤根うら小袖の事はも式々の出仕の時_一は可_レ有_二斟酌_一候不_レ苦候年寄も着候無紋の類にて候得

○梅染小袖
大名出仕記云梅染の小袖の事はも不_レ苦候人中へも着候若方には不_レ相應_二候年寄は專着候うら打の時も着申候宗恕聞書云梅ぞめの小袖は今も被_レ用候殊うつくしく染たるは若衆にもよく似合候女房衆にもよろしく候
奉公覺悟記云加賀梅染の事もん付たるは内向へも被_レ着候也
按、梅染といふは今栗梅といふ色の黒み薄きものなり
○懸萌黄小袖
○懸淺黄小袖
貞順豹文書云かけもへきの小袖同かけあさきの小袖の事昔はもつはらはやり申候つるか近年はすたり申候殿中にも着候かけあさき同かけもへきと申候はきぬを染たるにて御小紋なとをも付申候
大名出仕記云かけあさき同かけもへきの小袖の事不_レ苦候昔は逸り申候當時すたり候うら打の時ほとも可_レ有_二如何_一候哉小巡方の時は着用候なり
宗恕聞書云かけもえきの小袖いにしへははやり候つる今はすたり候殿中へも着候不_レ苦候
奉公覺悟記云かけもえきの事もえきをくろみ過てぞめた

○茜小袖
貞順豹文書云赤根うら小袖の事はも式々の出仕の時_一は可_レ有_二斟酌_一候不_レ苦候年寄も着候無紋の類にて候得

共是は少々の参會には不_レ苦候

宗五大雙紙云遠江あかねは年寄もくるしからず候但俗人はかのこゆひたるまかるべし

伊勢貞明覺悟事記云あかねの小袖の年よりて着し不_レ苦昔はあかねにちいさくかのこなとゆふて着せられ候へとも昔の小袖はてらなどの参會には被_レ着方も候也

○目結小袖

貞順豹文書云めゆひの小袖の事内々にては不_レ苦候これも式の時はむやくにて候歟

按、目結のことは水干部に説たり

○鹿子小袖

貞順豹文書云鹿の子小袖の事是も貴人等の御前へは可有_二如何_一候歟かたひらの事は中々不_レ及_二沙汰_一候歟

按、鹿の子といふは目結の一種なり鹿の毛の星のごとく目結したるを鹿の子目結といひ畧して鹿の子といふなり今は目結の類をすべて鹿の子といふにや

○無紋小袖

貞順豹文書云無紋の小袖の事略儀に候問殿中又は貴人主人の御前へは無_レ着候私にては自然可_レ着候歟

宗恕聞書云むらさきの小袖の事紋の付たるは殿中へも着

候無紋のはめさす候御きんせいにて惣別無紋の小袖殿中へは着候ましく候

宗五大雙紙云惣して無紋の小袖は殿中へは着候はす候入道はくるしからず候

伊勢貞明覺悟事記云無もんの小袖らうせきにて候入道ならては不_レ可_レ用_レ之候

大名出仕記云無紋の小袖の事不_二着仕_一候内々にてはさも有_レし無紋の類にて候

○無紋織色

御供古質云無紋の小袖の事をり色の事た、無紋に染たるをもめし候ましく候無紋の小袖は賞翫の事候法體は何たるをもめし候はんすれとも無紋の織色は御禁制にて候間召候ましく候

武家名目抄稿第百二十六册

塙檢校保己一編

衣服部 十三

○裕衣

鎌倉年中行事云或説に公方様白小袖白綾也御給衣は加賀絹云々

按、倭名類聚抄ニ文選李善注裕衣無_レ絮也と云を引て裕衣和名阿波世岐沼とあり又是を裕の小袖といひ略しては裕といふなり膚小袖又膚なといふは即裕の一名也

○裕小袖

長門本平家物語云伊豆國目代さる程に佐々木の兄弟十七日未の時はかりに北條へはせつく兵衛佐あはせの小袖にあゆすりのこはかま計きてるほしをし入てよにうれしけにおほして云々

源平盛衰記云小坪合 武藏國住人劉黨の大將ニ太郎五郎トテ兄弟二人アリ共ニ大力ナリケルカ太郎ハ八十人カ力アリ(中畧)肌ニハ白帷ニ脇掻キ白キ合ノ小袖一重木蘭地ノ直垂ニ赤皮威ノ鎧ニ白星ノ甲ヲ着云々

曾我物語云兄弟出五郎かしやうそくにはあはせのこ袖のわきふかくかきたるをかりはのよういにやしたりけんからさゆみのひた、れにてうをふたつ三つところくにかきたるにこんちのはかまく、りゆるらかによせさせ云々 太平記云細川相模相摸守ハイツモ己カ武勇ノ人ニ超タルヲ憑テ軍立餘リニ大早ナル人ナリケレハ寄手ノ旗ノ手ヲ見ルト均ク二ノ木戸ヲ開カセ小具足ヲタニモ堅メヌ裕ノ小袖引セタヲリテ鎧計ヲ取テ肩ニ抛懸テ馬上ニテ上帯縮テ只一騎懸出給へハ云々

○裕

貞順豹文書云あはせの事何れも不_レ苦歟但むらさき色をは可_レ有_二斟酌_一也先若き人にはくちはひは柳色此等可_レ然候歟又人の好みによりてひはた色玉むし色きねりきぬとかける色なをも着候次に年寄にはこんあさきちや又白あはせむらさき相應にて可_レ然候

大名出仕記云裕の事年寄には先あさきちやこんもへきくろ梅此類相應にて能候又若き人には朽葉ひわ柳色など可_レ然候又ひわた色玉虫色かや色空色とかけ色此等は三十計の人着候也

又云膚に裕を不_レ着候略儀候人中へ出候時は必可_レ着候又

裕の代に白絹をはたに着候事も略儀に候但三月なとに袖裕はあつく候間小袖の下にかたひらを着候事も候是は不苦候寒時分にかたひらを着候はあしく候

年中定例記云四月朔日御對面いつものことく内々御祝同前也今日より出仕の衆各あはせを着候

宗五大雙紙云男衆もいにしへは八月朔日よりあはせを着したるにて候今は九月朔日よりあはせ九日より小袖を着し候

蛭川記云裕事いつよりいつ頃迄着申候哉四月朔日より五月四日迄着申候秋九月朔日より八日迄着候也

裕帷記云柳原一品定稱名院へ被_二相尋_一事あはせ着用の事過し秋の頃いさ、か其沙汰候つるそれに付て不審出來候ま、愚存注進候抑更衣は首夏孟冬二季にかきり候へは

公宴本式の時は今とてもあひかはるへからすおよそ近代見及候分四月にいたりて公卿はあはせを着し殿上人は賀茂の祭以後更衣候か十月南都維摩會以後冬の装束に改ら

れ候但公卿老後高官の人は四月といへともあつき折は帷を着し又八月にもさむき時は公宴といへとも内々御會こ

とさの時は裕を着用歟然るを五月五日より九月八日まで

○膚小袖

鎌倉年中行事云或説ニ公方様白小袖白綾也御裕衣は加賀絹又説ハハダ小袖面は生衣ウラハ練貫

按、綿入たる小袖の下には必裕の小袖を着用するか故に裕を肌小袖といふ又略して肌とのみもいふなり

○膚

大名出仕記云裕着時分之事九月朔日に着して九日に小袖を上に着し明る年の卯月朔日よりはだを着し扱端午五月中裕を被_レ着候何にも四月一日より裕を着候と申は不覺の事にて候只是たを其儘してこそ居候へ能可_レ有_二分別_一也

伊勢貞助雜記云御裕をは御肌と可_レ申御あはせとは不_レ申はたへの事也御ふく所よりの注文にも御はたと認候也

又云御小袖御はた御かた衣御はかま被_レ下候事はまねなる御事にて候自然御座候時は下に御はた其上に御小袖其上に御はかま其上に御かた衣と次第候はんか御服所より御進上の時は如_レ此にて候

○志々良裕

貞順豹文書云し、らの小袖の事不_レ苦候殿中へも着用候同あはせもし、ら猶可_レ然候

有候哉もとより公卿も東帯本式の時は九月中旬今も夏の装束勿論にて候へとも直衣直垂のには八月中旬のころよりも重陽の秋にいたりて大方あはせを着用のやうに覽悟候八月月中に裕をは、かり帷にてうへをつ、み着用の事は

武家やうといひて難し候歟又重陽より公卿殿上人ともに小袖大かた定れるやうに候へ共それも内々の事にて更衣にはあらず候也所詮裕はかたひら通用のものにていつよりいつまでと日限定め着用とは見えす候歟武家には老若

によらず四月朔日より五月四日まで裕を着して端午よりは帷子にあらため又九月朔日より八日まで裕を着し重陽にいたりて更衣候近代の事に候哉らん其沙汰候ける

公私事により時によるへくは候得とも宿徳の仁と淺位の輩との差別勿論候歟向後分別のため注進候是亦賢慮くは

しく被_レ勸付_一候は、本望候旨可_レ得_二芳慮_一候也裕の事まかまかと記したるもの不見及_二候又時々_一の衣裳無沙汰のみにて候へは法をはつれたる事のみ候間無念の事候いか

様當時かたひらは着用見くるしき事と存候時の寒熱によりて自のはともかくも有_二こと存事候所見も候はぬ事にて候間さし難_レ申候他事期_二後音_一候恐々謹言卯月廿一日柳原殿覺

○白裕

大名出仕記云白き裕の事不_レ苦候うらうち又はおほかたひらの時も可_レ着候白裕と申はきぬの裕の事也ねりなとを仕候事はなき事に候越前絹などをねり候てうら面に仕候て用候是は裕の事にて候小袖に仕候て着候事はなき候に候御禁制に候なり

宗五大雙紙云白き絹のあはせ本也但公方様めされ候間斟酌あるへしと申候

○織色裕

貞順豹文書云おり色のあはせ御きんせいの間それに依てえり袖なとをしほりて着用候又し、らのあはせにて候へはしほり候はねとも其儘用候

宗五大雙紙云織色のあはせならはえり袖をしほるへし色は何色もくるしからず候これは殿中への事なり私にてはえり袖しほらぬもくるしからず候但それもきとしたる時はいか、と沙汰候しもとくは織色はなく候つるきぬを色々に染て着候つるそれはえり袖しほらす候

○紫裕

宗惣聞書云むらさきの裕は御きんせいにてはなく候へ共奉公の人はしんきくのやうに候

元和元年武家諸法度云衣装之料不可混雜一事君臣上下可爲各別白綾白小袖紫袷紫裏練無紋小袖無御免衆猥不可有着用云々

○紅梅袷

貞順豹文書云紅梅の事男は十五又は十六まで着候其頃過て候へは無着用候女房衆は廿八の五月五日の午刻までめし此已後はめさず候是は公方様にての御法にて候總別年々にめしめられ候事は十一月卅日よりめし候て明年五月五日までにて候毎年此分にて候

大名出仕記云紅梅の袷の事男は十四五までは着申候其頃過候へは無着用候紅梅とは紅の袷の事にて候

又云紅梅のぬりぬき白などは幼少の人被着用候又紅梅の袷のうらは薄紅梅にてあるへし云々

宗五大雙紙云としよりたる人のはたこうばいなときられ候事大名の内衆などはさも候それもえりをまはりたるにて有へく候奉行衆着する事まかるへからず候

按、紅の緋色を紅梅といふなり

○緯白膚

貞順豹文書云ぬき白のはたの事男は十四五まで被着用候女中若き間計被着用候

本被移御座云々武將御乘馬袴葉御袷廣袖云々御衣裳之體執々有_二其沙汰_一

信長記云_{州元取國}敵郷中へ打ヲロシ合戦ヲ挑處へ元就自身馳合ヒ真先ニコソ進マレケレ元就其日ノ裝束膚ニハ袴

葉ノ袷ヲ緋黒絲綴ノ鎧上帶丁トシメ半月ノ立物打タル五枚甲ヲ猪頸ニキナシ栗毛ノ馬ノ太邊ニ打乗テ其兵三千騎切先ヲ揃テオメイテカク

○黒梅袷

貞順豹文書云くろむめのあはせの事不苦候殿中へも着候

按、黒梅を今は栗梅といふ本字は皂梅なるへし

○丸生絹

貞順豹文書云丸す、しの事是も依仁體十四五迄被着用候公方様の御儀は不申及候近九二一なども御着用候また此外にも御用の方可有之候歟

大名出仕記云丸す、しとはす、しの袷の事也一重す、しとは生絹の帷の事也紋を付てもおり申候又一方をは赤又下かいをは白を仕候歟是をは白紅と申候又何も赤も仕候色々におらせ申候間一向に候はす候

蛭川記云丸す、しの事大上臈小上臈まで召候中臈より不

大名出仕記云紅梅の袷のうらは薄紅梅にてあるへし又ぬき白のうらも赤候又ぬりの裏は白くわきあけたるへし按、經緯ともに紅なるを紅梅といひ經紅緯白きを緯白といふ也

○赤袷

大名出仕記云赤き袷の事是は廿計迄も依仁體着用候赤き袷とは絲を蘇木にて染おりたる事にて候又紅梅は絲を紅にて染申候大略人目は同前のやうに見え候へ共殊の外相替候也

○赤膚

貞順豹文書云赤きはたをは依人廿歳計までも着用候次に女中衆被着用儀は各別にて候

○牡丹袷

貞順豹文書云はたんのあはせの事四月一ヶ月計被着用儀に承及候これも十四五までの事にて候

豊記抄云ほうたん色は四月一ヶ月に限る女房衆廿歳迄召候練貫ほうたんは男は十四五女房衆は練貫いつまでも召候

○袴葉袷

崇恩院内府記云永祿元年五月三日室町殿從龍華至坂

不苦候御服の事不申及候又大身かはりなとに染候て大名の内々の者なと着候是は一向別事にて候

○大身替袷

大名出仕記云大身かはりのあはせ少人などは不苦上かいは赤下かいは白又はうす紅などの事にて候女中衆は不苦候也

按、大身替を又片身替ともいふなり

○片身替袷

貞順豹文書云かた身かはりのあはせの事是も十四五までの事にて候

宗惣聞書云かたみかはりの袷の事男は十四五まで着候女房衆はとしふけ候までもめし候事にて候

○帷子

吾妻鏡云建暦元年五月十日辛酉文治五年故幕下將軍御下向奥州之時於平泉高屋所被召取之泰衡先祖代々重寶者被分配于彼時供奉之宿老訖祕在其家々之由將軍家就聞食之仰義盛被召出多以紛失云々少進上分經御覽之後被返本主其中葛西兵衛尉清重所進之不縫帷殊外御入與云々

蛭川親元記云寛正六年五月五日辛亥御祝物粽以下三御方

御所様上様 分令ニ調進上二畢(中略)御進物は小袖五重御帷今出河様 十相原二束廣蓋二以宗廣取申候事

奉公覺悟記云はれのときはだにかたひらを着する事略儀なり然間かたひらにえりにおり色にぬひ付て用事公方にても御やく等の熟仁體如_レ此御はしり衆なともあせこき衆なとあはせ身にまとひ又は用心のためこしつたる事也た、えりはかりなり然はかたひらはれにた、さる事聞候歟又裕の下に帷不_レ苦候也

又云五月四日迄あはせ五日よりかたひらたるへしむかしは八月一日より裕を着し候ことにて候今は九月一日よりあはせを着し九月九日より小袖を着候

大名出仕記云帷子の時分世間も寒く候へは帷の下に裕を重ねても着候寒とて帷子の上に重ね着候は悪敷候又裕の時も寒候へは下に小袖などを重ねて着申候は不_レ苦候又云帷の袖の上に縫上を仕候事常の儀にて候袖の内に仕たるか能候又女房の帷の縫上を袖の外に仕候又小袖の上に縫上をする事有ましき事也

宗五大雙紙云小袖の下にこう地しろのかたひらを男の着る事は返々見にく、候まろきかたひらは能し但きとしたる時は着候はす候昔の人にも、たち取候はん爲にかたひ

○生絹帷子

大名出仕記云生絹の帷子の事は依_レ人可_レ被_レ着候平人なと着申候事は努々不可_レ有_レ之候但十四五迄は依_レ人着候子細有_レ之候候

蟠川記云赤きかたひらなとは兒若衆は可_レ然候す、しは人により候

按、此帷子を一重す、しといふ也

○一重生絹

貞順豹文書云丸す、しの事はも依_レ仁體ニ十四五迄被_レ着候(中略)一重す、しの事同前にて是も賞翫候間只の人の着候事如何

蟠川記云一重す、しの事只の人の召候ましき事に候間ひとへす、しは一段の事にて候

大名出仕記云總丸す、しとはす、しの裕の事也一重す、しとは生絹の帷の事也

按、近世絹かたひらをすへてひとへといふはこのす、しの帷子をひとへす、しといひしより移れるなるへし猶下の單物條にいふへし

○厚絹帷子

○越後布帷子

らにあはせのりんをさしたるなと申候あはせはも、たちとり候爲によくも候はぬとて候

按、かたひらといふはもと衣服のみならず凡ものを包み上に帊ひ下に敷く物をも又懸垂れてまざる物をも皆通して帷といふ莫なくしてひとひらなるもの、通稱なり然るを小袖のひとひらなるを打任せて帷子といふは猶袖の小袖練貫の小袖を裕といひ練貫といふか如し例の省語なり昔は絹にもあれ布にもあれひとへの小袖を帷子といひて五月五日より絹帷子六月七月は布帷子を着用しけり近世は絹帷子を單物又は單なといひ布のひとへに限りて帷子といふからに端午の朝きのふの裕に頼て布帷子をぬきかふること、なりたり昔の小袖は綿に裕に絹と布との帷子にて四種なりしを今は絹帷子を單といひて晴れて着る時なければ唯三種のことくなりたるにや次々の條を照らして知るへし

○紋紗帷子

○福建帷子

大名出仕記云帷子の事何も不_レ苦候唐布などは御禁制の御沙汰はなく候又北絹などを平人着候事は努々有ましき候少人などは内々にては不_レ苦候歟又紋紗等も同前なり

大名出仕記云帷の事先五月五日に厚絹のかたひらを可_レ着候六月より越後布なと可_レ然候又七夕の帷子は必越後布たるへし

○唐布帷子

御供古質云かたひらの事尋申候て候へは何も不_レ苦候染色は梅淺黄杯に染たるは不_レ苦候或方の出仕の時唐布の帷子召候へつるを是は唐物にて候間如何の由申候へつる雖_レ然いまたかたひらの御法はむかしより御座候はぬ間何を召候ても不_レ苦候

貞順豹文書云かたひらの事唐布をも殿中へも着候不_レ苦候唐布御きんせいの無御沙汰候

蟠川記云かたひらは五月五日より八月晦日迄着候哉同帷子の事何れも不_レ苦候唐布をも殿中へ着候云々

宗五大雙紙云かたひらの事つしかはなはくなどは女房兒若衆などは能候年たけたる男は尤不可_レ然候た、男は若も老たるもしろきかたひら似合候其外は梅そめなと能候せすりあぶら布なと同前但たう布のたくひは僧喝食になをよく候

○太布帷子

氏郷記云蒲生源左衛門尉郷成其日ノ裝束ニハ太布ノ帷子

ノ袖裾ヲハッソ背ニハ大キナル朱ノ丸ヲ付小麥葉ノ笠ニ
サイハイ取テ石ノ上ニ登リ木ヤリヲソシタリケル

○白帷子

今昔物語云<sup>東人通花山院ハ寝殿ノ南面ノ御簾ノ内ニテ御覽
シケルニ年卅餘計ノ男ノ髪黒ク鬢クキ吉キカ顔少シ面長
ヒテ色白クテ形チ月々シ綾前笠ヲモ着セ乍ラ有ルニ笠ノ
下ヨリスキテ見ユル顔現ニ吉キ者ト見エテ魂有ラムト思
ユ紺ノ水干ニ白キ帷ヲ着テ夏毛ノ行騰ノ星付白ク色赤キ
ヲ履タリ</sup>

奉公覺悟記云男の夏のはれは白かたひら也若衆は別儀
也

宗恕聞書云かたひらの事た、男は老たるも若きも白かた
ひらにあひ候其外梅染などはよく候

豊記抄云惣別給もかたひらも白か難なく候給にも小袖に
も下に帷不苦候汗をはちため也

布衣記云装束の下き夏冬相替白帷白小袖也次狩衣青袴押
折也衛府時者重衣袖一重青袴に身を入下結也

見聞雜錄云信長其日は極暑と云御具足甲を脱置れ白き帷
子に黒き羽織に銀箔にて相蝶の紋押たるを被レ召黒き唐
人笠を被らせ給ひ床几に腰を掛諸卒の剛健諸手の進退を

○筋帷子

太平記云<sup>長崎次郎高重
最後合戦條</sup>長崎次郎甲をは脱捨筋ノ帷ノ月日推
タルニ精好ノ大口ノ上ニ赤糸ノ腹巻着テ小手ヲハ不^レ差
兔難ト云ケル坂東一ノ名馬ニ金具ノ鞍ニ小總ノ鞆懸テッ
乗タリケル

○目結帷子

貞順豹文書云ゆひのかたひらの事慮外なるものにて候
可有^ニ斟酌^ニ候下々の者常に着仕候也

○箔帷子

貞順豹文書云はくのかたひらの事男は依^レ人十四五まで
被^レ着方も候

○鳥毛帷子

藤葉榮衰記云四郎左衛門ト云野伏アリ男大キニ快ク鳥毛
帷子ニテ物見事ナル出立ナレトモ途ニ矢炮ノ届所迄行タ
ル事ナク大臆病ナリ

○藍摺帷子

源平盛衰記云<sup>清水寺
縁起條</sup>清水寺焼失ノ後切堤河原ノ武士等陣
頭ニ參ス子細ヲ爲^レ被^ニ召問^ニ源頼政ヲ陣ノ中ニメサル頼
政ハ白キ文紗ノ水干小袴ニ藍摺ノ帷キテ立烏帽子ニ太刀
ハキテ胡録ヲハ不^レ負淺沓ヲハケリ

御下知有云々

○梅染帷子

蜷川親元記云文明十年六月十二日壬寅富樫次郎殿政親公
方へ御帷<sup>梅染十端御方御所へ五端進上十七年七月廿三日
壬申同方^{朝倉孫より貴殿へ梅染帷廿進^レ之}</sup>
宗五大雙紙云た、男は若も老たるもまろきかたひら似合
候其外は梅そめなと能候

○赤帷子

保元物語云ちんせいの八郎こそいけとられてわたさる、
なれいさや見んとてらくやうへ馬くるまさりあへす上下
くんをなしてけんふつのもうんかのことしためともは
あかさかたひらにまろきすいかんをさせたり

○紺地白帷子

宗恕聞書云小袖の下にかうぢ白のかたひらを男のき候事
返々見にく、候又紋の付たる梅染のかたひら同前た、白
きかたひらよく候も、たち取候にもよく候こまろとも在
之

大名出仕記云年寄には白き帷先可^レ然候同は正直布など
も不^レ若候又若人等紺地白の帷子よく候紺地白とは皆人
の申候地白の事にて候歟

○片身替帷子

蜷川親元記云寛正六年八月廿二日御成<sup>御細川殿馬場棧敷
犬追物貳百疋(中略)山脇備州御馬^{黒栗}御すはう地かちん
尾長鳥二ぬひめつけ白かたひらかた身かはり紅立すち云
云</sup>

大名出仕記云梅黄を加へてそめたる帷子も若人には可
^レ然候殊に上かいは赤くそめて下かい計を梅もえきに
て染たる若衆などには猶似合候て能候女房衆も若き間は
か様に染たるを用ひられ候

按、片身替を又大身替ともいふ也

○濫帷子

大阪軍記云將軍御一騎にて歩行者廿人計はらく^レに御供
なり左馬助筑前守兩人の方へ御馬を乗掛させ給ふ兩人御
馬の左右の口に取付(中略)城の方へ御通り被^レ成候故少
御供申候へは残り候へとの上意にて兩人は備場へ歸り候
暫有て本多佐渡守山乗物に乗甲斗着し濫帷子着て濫圍に
て繩を拂ながら罷通り候是は御供と見えたり

○單物

武蔭叢話云本能寺にて信長公を明智光秀討奉る時信長公
は白き御單物を召し鎧を召候に地臈脂帷子着したる年二

十七八計成女中十文字の袴をはつし持来る

島津家御成記云御成に付方々へ御祝物被^レ遣候書立(中略)丹羽五郎左衛門殿御太刀馬代黄金一枚異物十

増補家忠日記云慶長十九年二月十九日松平和泉守家乗卒四十喪過テ後嫡子源次郎乘壽後和泉守父家乗力家督ヲ賜ル謝禮トシテ城ニ登テ臺徳院殿ニ謁ス于^レ時御馬月單物暑衣ヲ乘壽ニ賜ハル乘壽カ家臣四人ヲ御前ニ召テ各單物暑衣朋服ヲ賜ハル

按、單物といふは昔は素襖をさしていひ今は昔絹帷子といひし物をいふ也抑足利家の頃直垂素襖等を平常の服としたり皆一重と裏打との二種あり直垂は一重を晴れの服として常は裏打を用ひ素襖は一重なるを常服として裏の付たるをは人中に着ることなしさるからに打まかせて常の直垂を裏打といひ素襖を單物とも單ともいひけり其後干戈日々に動て禮容おのつから廢れしを元和に至て烏帽子素襖を着して賀正の禮を行ふへきよしあらたに台命ありきされは是より先には只肩衣袴等を晴れの服として大袖なる物は世に絶たるか如くにやありけむおのつから素襖の一名を單といふことも人知らずなり來て終に其名の絹帷子に移れるなるへし抑生

○腰白
貞順豹文書云おなし色の小袖にて候へ其腰のあき候は賞翫にて候こしあかぬはいやしう候
又云かたすそを無紋にしてこしを白くわけ候はむもんにて候はねとも何とやらんいさうに見え候間殿中へは如何
大名出仕記云紫の小袖の事(中略)是もねりを腰をあけて染たるはよく候腰のあかぬはいやしう見え申候紫に不限何もそめ小袖はこしをあけ申候
御供古實云白かたひらこししる杯わかき人可^レ然候又若衆杯は紅の入たるも可^レ有^レ着用一候
○腋明
大名出仕記云紅梅のねりぬき白などは幼少の人被^レ着候も赤候又ねりのうらは白く袖はわきあけたるへしえはしを着候はぬ前はわきあけにて候但烏帽子を着候とも依^レ年わきあけ申候也
按、前條の腰明といふは腰を染殘すか色をかへたるをいふこの腋明といふは裁縫の名なり又是を振袖ともい

絹の帷子をひとへす、しといひしか他に紛る、名の絶しからに凡の絹にもひろこれるにやあるらん

○暑衣

關八州古戦録云白河義親新國南部左衛門尉高信モ大森ノ旅館へ參向ニ付テ殿下ヨリ來國次ノ短刀ニ暑衣道服ヲ相副テ賜リ累世ノ本領安塔スヘキノ由ヲ論サル
按、暑衣といふは即布帷子の事也

○湯帷子

今川大雙紙云ゆあふる時ゆかたひらを出す事はいかにも打振て出す也ふるはぬは一大事の時に限る也ふるひてさせ申也
義光物語云義光公聞召及給ひける間力の程可有^レ御覽として近習外様の内にて強力の者とも七八人勝り被^レ出即此節計御供にて義光公を初何も湯帷子を着不^レ圖能登守屋敷へ御出有けり
按、和名抄論語の明衣温室經の内衣を引て和名由加太比良とあり又下略してゆかたともいふは婦女子のかたなりこと、見えたり

○湯カタ

奉公覺語記云湯かたひらをゆかたとは云ましき也

○振袖

氏郷記云氏郷ノ小々性那古野山三郎ハ生年十五歳天下ニ無^レ隠若衆ニテ有ケルカ白綾ニ赤裏打タル具足下色々ヲ以威タル鏡ヲ着シ小梨打ノ甲ニ猩々皮ノ羽織ニテ手鏡提ケ城ノ内へ懸入一番ニ鏡ヲ合大勢ノ敵ヲ東西へ颯ト追散シ無^レ比類ニシテ能キ首一ツ討取ケリサレハ其頃ノ小歌ニモ鏡仕ヒハ多ケレト那古屋山三ハ一ノ鏡トハウタヒケレ彼先祖尾州ノ那古野トテ代々振袖ノ間ニ高名シテ袖ヲ塞クトカヤ云々

○小御衣

貞順豹文書云こおんそには大略織物を用候おもてむきへ出候はぬ故に平人も此分にて候上さしの袋も同前也平人も常用申也
武雜記云貴人主人こおんそ筵枕など持參事別儀あるへからす候宿直ものは様體も可^レ有^レ之こおんそは常小袖のこくとたるへし

○産衣

吾妻鏡云正治二年五月廿五日己卯江間殿妾男子平産云々爲^レ加持^レ若宮別當自^レ去夜^レ被^レ坐^レ于彼大倉亭今朝羽林

被_レ遣_二御馬_一 厄御臺所給_二産衣_一云々
 懷中記云元和元年井伊者藤原冬嗣公七代備中守共資遷_二住遠州櫛村_一 共資無_二男子_一 養_二共保_一 爲_レ嗣傳云共保者一條院御宇從_二井中_一 出現之人也遠州井伊谷八幡宮瑞籬傍有_二神田_一 有_二御手洗井_一 神主正月元日午刻社參抱_レ兒鞠_二育之_一 七才時共資見_レ之養_レ女嫁_レ之勇武獨_二步萬人_一 後稱_二備中太守_一 故以_二井桁_一 爲_二産幕之紋_一 井傍有_二橋_一 一折_二因爲_二兒産衣之紋_一云々

○宿衣

太平記云_二京勢備前_一 義長常ノ御方へ參テ夜明候ハ、敵定テ寄ツト覺_レ候ニ今ハ御旗ヲモ被_レ出候ヘトテ參テ候(中略) 女房達一二人御寢所ニ參テ此由ヲ申サントスルニ宿衣ヲ小袖ノ上ニ引係テ被_レ置タル計ニテ下ニ臥タル人ハナシ_一 武蔭義話云左馬介はなら柴の肩衝乙御前の釜餌ふこの水さし虚堂墨跡等を唐織の宿衣に包女の尺の紳にて結付殿主の武者走りへ持出大音にて申候は天下の重器を滅し候はん事無念に存目錄をそへ渡し進候云々

按、被_レ袋の類をとのみきぬとのみよるの物なといふもと宿直の時着用する物より凡に移たる名目なるへし

えも不_レ仕此まゝにて相果なは無念の次第成へきとして同年の九月駿河へ參府有ければ(中略)押付上使を以て御夜着吳服なと色々拜領有けり

○蒲團

東武實錄云寛永五年十二月九日は日仙臺中納言御放鷹ノ御機嫌伺ノタメ使者ヲ以テ道服并獵虎ノ蒲團ヲ獻ス

按、蒲團もと異朝の物にて圓座の類なりそれを學て絹布或は皮等をもて調したるをも蒲團といふをそれより移りて形状はいかにもあれその類をすへて蒲團といふなり

○褥

毛利家記云天正十八年九月十八日天晴殿下様御所(中略) 上段ニ高麗ヘリノ疊其上ニ錦ノ御シトネ御紋桐

○宿直物

季理日録云寛正六年臘月廿三日御宿直物進上之事依_レ無_二御出_一 仍伊勢守不_レ參仍不_レ及_レ談_レ之而先聞_レ之 常照愚草云よるの物持て出やうの事常の小袖のことくらへく候宿直物はた、みやうもひとつ事候

駿府記云慶長十七年壬子三月十三日暮下江戸御首途着_二御藤澤_一 今日京極若狹守着府宿衣物二領被_レ獻_レ之

○夜物

大友興廢記云_二宗廟上_一 秀吉が寢所を御らんせあるへしとおはせられ秀吉公御同道被_レ成御前伺公のかた_レくもくるしからず拜覽可_レ仕よし仰出され候御寢所の様體(中略) 其次に六間の御ねところ有_二これも臺はみきにおなしから_一 おりの夜のものあまた有

懷中記云慶長十九甲寅年十二月廿四日織田有樂大野修理亮御本陣來獻_二吳服三領宛_一(中略)從_二母公_一 大角與右衛門尉爲_二使者_一 御夜物蒲團被_レ進

○夜着

義光物語云慶長十八年の夏より義光公異例の心地有ければ様々治術を盡されければ共追日惡布のみ成ける間俄に思ひ立給我數年家康公の御厚恩を深く蒙_レしに最後の御目見

武家名目抄稿第二百二十七册

塙檢校保己一編

衣服部 十四

○帶

宗五大雙紙云いにしへは帶六ツわりにて候し慈照院殿御代より八ツわりになされ候人によるへからず

貞順豹文書云帶之事さのみ廣きをは御沙汰候ましく候昔は六わりの帶を被_レ用候つる慈照院殿様之御代より被_二相留_一 候間人によらざる儀候

大名出仕記云帶之事若人は色の赤を仕たるか能候

○生絹帶

貞順豹文書云す、しの帶の事男も夏は可_レ用さりながら唯常の帶も可_レ然候

○組帶

大名出仕記云くみ帶用候事人中へは不可_レ用候いやしき物にて候也

○打帶

室町殿物語云_二夫與盛_一 去程に頃は六月廿四日此者とも愛宕

參詣すへしとて一やうに出立けるあかはたかにあかねそめの下帯に玉うちのうちおひを幾重もまはしてしかとしめ三尺八寸の朱鞘のかたな柄は一尺八寸にしてほそなはにてまかせたり

按、打帯は則前條の組帯なり古紐を組むといひ今はうつといふ

○太帯

大名出仕記云遠所の社參の時は十徳を着て其上にふと帯して腰當を仕太刀をはきて鞆を仕同弓を持候ふと帯は白き布をほそくをりてそれをくけて用候なり

按、太帯を又上帯ともいふなり

○上帯

○中帯

布衣記云装束の下き夏冬相替白帷白小袖也(中略)次上帯は自四月一至九月は生のせいかうに紫淺木の間色を付自十月一至三月練絹に白粉を付上に成方に黒重をする也一分許五位六位無替

岡本記云御參宮のおともなどにはなかおひに上に十徳きしろきうはおひをしてさてこしめてをしむしやわらんつをはいて云々

ケル

按、異朝に幘鼻禪といふものを皇朝にてタフサキともハタハカマともいひし後代是に替ふるに一條の絹布を以てして下帯とも肌帯ともいふなり古今集別離部に下の帯の道はかた／＼わかるとも行廻りても逢んとそ思ふとあるは上に見えたる中帯といふもの、ことなり古代の禪は下に出せり

○肌帯

松平記云多田淡路守子多田三八をば生捕にしけるを雜人と存しはりて參候をあるものはたかにしてみればはた帯にとんすをしける間唯者にはあらしとてなはをゆるしけるか後にすさまを見て何とかしけむ遊るをおひとめ討留る

岡本記云くんちんにて三ツのきり所といふ事ははたのおひうはおひわらんつのをいつれもこれをまむすひにしてきるへし第一の口傳なり

○禪

源平盛衰記云高瀬渡字佐々木カ郎等ニ常陸國鹿島ノ與一トテ無雙ノ水練アリ胃脱置キ禪ヲカキ腰ニハ鎌ヲサシ手ニハ熊手ヲ以テ河ノ底ニ入り良久ク沉ミク、リテ亂株逆木

○下帯

由良家傳記云江戸宗次郎と申て成繁公御とき仕候者にて候則江戸と申所を拜領仕候此者日頃御城に武具を差置申候隨分心懸なる者にて宿所を出申時はすはたにて御城へ乗付申候間御家中一番に登城仕候下帯のさかり毎時馬上より出申候御家中侍衆見申候て江戸下帯御覽候哉羨敷事など、取汰沙仕候是は成繁公より被下候下帯にて其頃は大將にて無之者はくちはの下帯仕事成不申其節見申候處如_レ此候

賀越國諍記云_{武部大夫景}物ノ哀ヲ止タル事ソハンヘリケル

波多野ノ千能上方様ト申テ年十六歳ニナラセ玉ヒケルカ

(中略)此亂ニ相セ玉ヒテ深山ノ林ニカクレマシ、ケル

ヲ山賊トモ搜出シ參セラ衣装ヲ剝取ケルカサスカニ紅ノ

下帯ヲハ奪ヌ云々

義殘後覺云爰ニ濱路彦六ト云人アリケリ傍輩ニ霞沼若狹

ト云者有ケルカ元ハ豫州ニ奉公セシヲ聊ノ事ヲ云上リ二

人トモ暇出サレタリ(中略)夏ノ夜ノ事ナルニ後ヨリ忍入

テ寢間ヘ仕込ケル程ニ霞沼折節物ノサシ足スル様ニ覺ル

程ニ蚊屋ヲ靜ニ抜出テ上帯下帯シカトシメテ刀指ヲ見ル

ニ彦六トハ知ス盗人ノ入タルト思ヒテケレハ暫忍ヒテ窺

引落シ大繩小繩切捨テケリ實ノ器量ト見ヘタリケリ

長門本平家物語云しゆん寛もやす頼も少將のまし／＼け

るいわうか島へたとりつきてたかひにちの涙をそなかし

ける(中略)さつまたよりはる／＼となみちをわたりて

ゆくみちなればおほろけにては人のかよふ事なしをのつ

からあるものも此土の人にはにす色くろくてうしのこと

し身にはけなく生たりけんふのたくひなければきたる

ものもなしおとことおほしきものは木のかはをはきてた

ふさきにかきはねかつらといふものををしをんなは木のか

わをこしに巻たれともなん女のかたちもみえわかつ云々

按、和名抄に方言注云袴而無跨謂_ニ之禪_{音昆和名須萬之}

乃史記云司馬相如着幘鼻禪韋昭曰今三尺布作_ニ之形如_ニ

牛鼻_{二者也}唐歌云船_{職容反與鐵同場兵漢語抄云船子}小禪也

あり是等の和名は皆上代のことにして後は只タフサキ

といふタフサキはマタフサキのマの省れたるにて今も

猶邊地の俗肌帯をタフサキといふ所ありとを印本盛衰

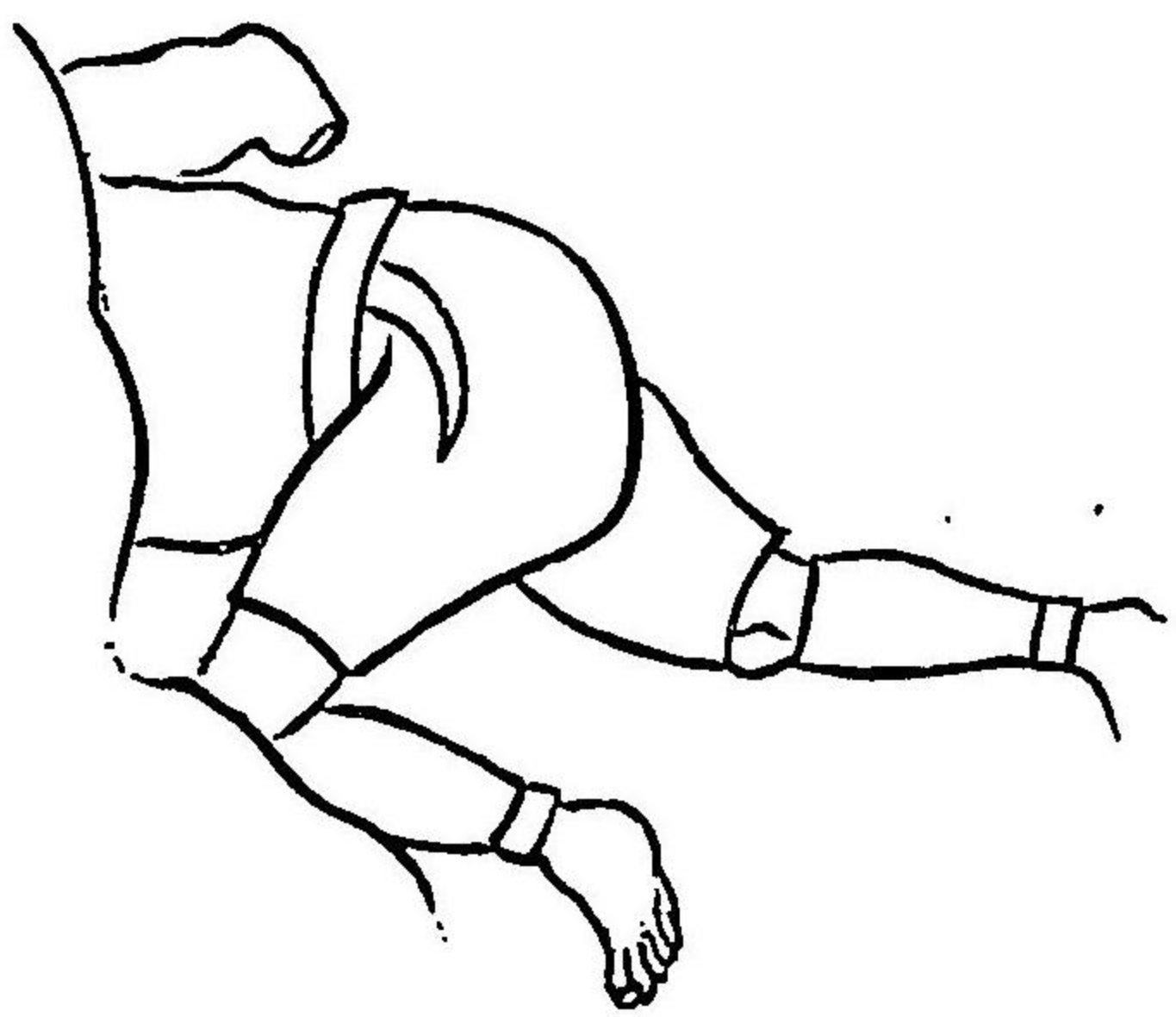
記禪の傍訓ハタハカマとあり古寫本この傍訓なければ

上木の時書そへたるなり下學集禪を讀てハタハカマと

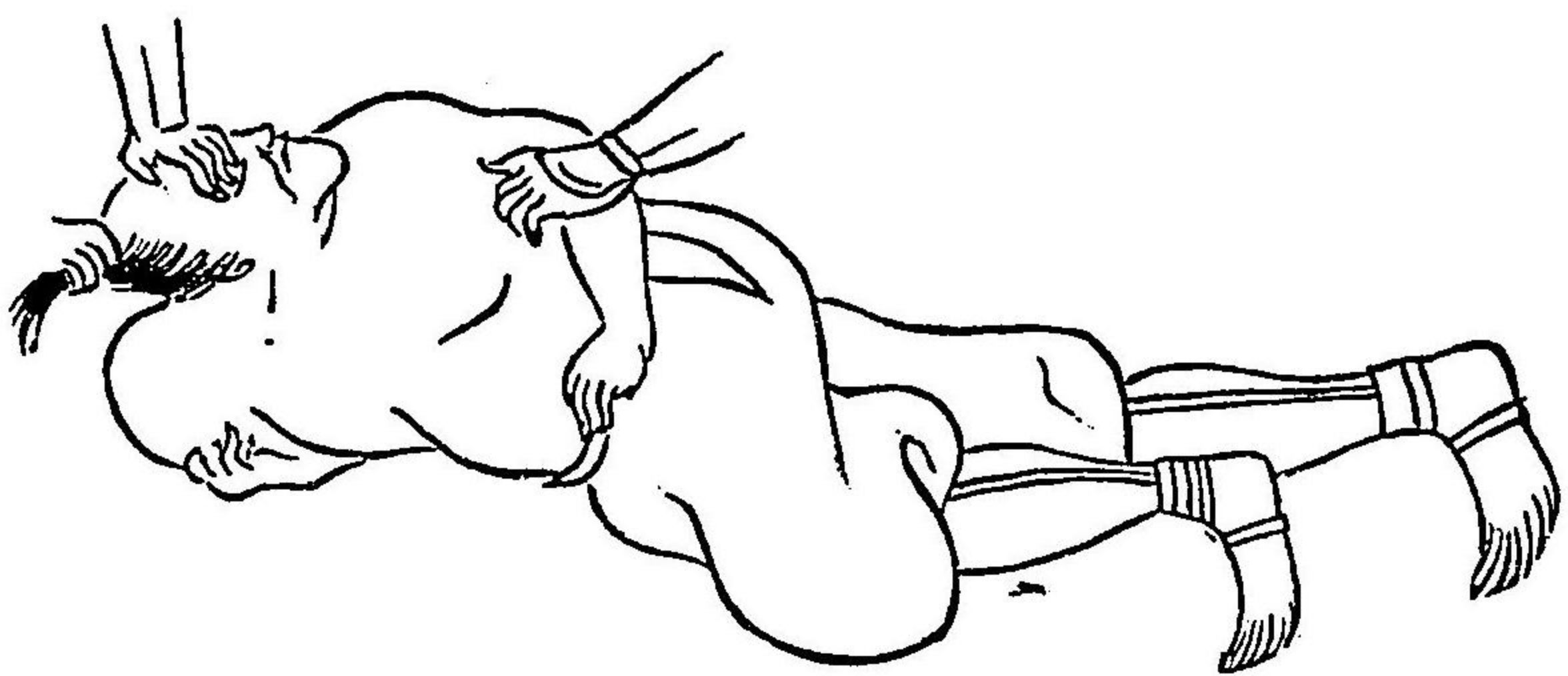
いひ或作_ニ膚袴_一としるしたれと伊呂波字類抄禪を讀て

タフサキといひてハタハカマの讀なし_{禪を讀てシタノハカ}

用之とせしむるハ指貫の字鏡集も同じければハタハカマ下袴にてへちのものなりといふは室町家の頭よりのことなれば盛衰記は猶タフ



サキと讀へきこと也且文勢をもていはんにもたふさきをかきといふか穩當なるをや



○襪

西三條裝束抄云凡襪ハ束帶ノ外着用セサル事也御免ヲ蒙テハ直衣衣冠ニテ用ヒ侍ルナリ(中略)文明十二年正月十日准后義政子時左大臣年始ノ參内ニ直衣如指貫白襪ヲ用ヒラレ侍ル也

按、和名抄襪を讀て之太久頭といふ之太久頭は下履なりなたらかに讀てシタウスといふなり

○章襪

鎌倉年中行事云正月十一日俗御評定始録體ハ皆常ノ直垂ナリ法體ハ無紋褐地之紙縫紐タヒ只時ハ白小袖ニ練ノ大口シタウツト名ケテシラ革ノ單皮ヲ

ハカル

花營三代記云應安七年十二月廿八日追加新制永和二年革襪年齢五旬以後可被免許但雖未及此齡於爲病體者蒙御免可用白革襪

按、襪は練貫を用宿老は平絹なるよし裝束抄に見えたり今花營三代記に革襪と書るは眞の襪にはあらで鎌倉年中行事の革の單皮のことなるへしふた、ひおもふに革襪を讀てカハタヒと讀たるも知るへからず猶可考

○單皮

齋藤親基記云寛正六年十二月廿日飯左大之種單皮御免同單皮被下之結城下野守政藤同前

甲陽軍鑑云晴信公は東道三拾里本と跡に残りいかにも用心したる體にてやうく三百許の人数を下知し其夜は食を一人にて三人まへ斗こしらへ早々打た、ん支度をし單皮行騰物具をも其儘きこみにし馬に物をよくかふて鞍をも置つめにし寒きなれば明日打立時分は上戸下戸によらす酒を過し夜の七ツ時分にならば罷出へき分別仕候へと自身觸られ候

按、和名抄唐令を引て云寫重皮底履單皮底今按野人以魚皮爲半靴名曰多鼻宜用此單皮二字乎とあり

又臥雲日件録文安六年三月十日記與定水庵主同喫茶辭去爲之出短鼻一足相惠とあり又踏皮の字をも用て皆タヒと訓り又足袋をアシフクロともタヒとも讀り次にいふへし

○足袋

殿中申次記云正月晦日御足袋三足染革三枚細川右馬頭自永正十三到二十八年例年進上之御足袋革三枚共在之

伊勢貞助雜記云御足袋を參せ候は、右より可被進之候踏皮又は沓は左よりめされ候

武雜記云足袋の事殿中へは御免候てははき不申無紋革黒革をは不用候まきふすへ小紋の黄革などは用候又は候事は右よりはき候人にまいらせ候時も右よりめさせ申へし但左よりといふ説も有猶可尋

伊勢貞親以來傳書云足袋の事年寄候へは公方様へ申上御免候て著候りうんにはき候事不可然候亦病者などは其ことはりを申上候て若き人もはかれ候是は各別の儀候也

蟠川記云足袋の事殿中へは御免候ては御はき候はす候御免の時は必上の御足袋一そく被下候又入道同朋は御

免の沙汰なく候人の内衆も主人の御免候へははき候無紋のかはふすへ皮なと不可用但出陣の時はふすへ皮の足袋たるへし十月一日よりはき翌年の二月廿日迄なり但三月にもはく事不苦候

隨兵次第云先白きかたひらをきる次にははきあし袋をする也次に大口をきる同く水干を着すへし次に籠手をさす也(中略)鎧を着る次につなぬきをはくなり

按、足袋の讀アシフクロともいひタヒともいひていとまきらはしき文字也調度歌合にしたうつ恨みすやさても難波のあし袋つふ、しのまもあはぬつらさを襪をあし袋ともいひしなるへし貞助雜記に云足袋は右より踏皮は左よりといへる襪のこと、見ゆれと隨兵次第のあしふくろをおして襪といはんは穩當ならず又武雜記并に伊勢傳書の足袋は前に引たる花營三代記の草襪にや似て蜷川記のは親基記の單皮と全く同しされは其訓のまきらはしきのみか其物も亦清くは定め難し今はひとへにタヒとよむにや

○白單皮

矢開記云公方様御矢開の時は餅喰役人と餅の臺持役人も白ひた、れに大かたひらを重て着する也おなし小袖も白

候犬死仕候ても不苦候は、竹菱の爲に殺され候と返答する謙信先年なれば殊之外御立腹有て直に勘當可被成處近年御禪學高上之御工夫練候故か少も無御立腹て扱こそ常々申付るはそこ也平生の費を不仕陣中の具を嗜候へと申渡し置處汝等熊皮のみみ足袋を不履故左様の所へ立ても難儀するたれか有右之熊皮足袋はき候もの乗哉々々と宜ふ云々

又云猪子才藏は左の足指貳本噛れ腫候得共足を引々御目見仕信玄公忝くも皮之御もみ足袋を被下云々

按、この見聞雜録に見えたる足袋はタヒと讀てアシフクロとはいはさりしこと語勢に於ても知るべきなり

○差單皮

天正本太平記云直冬上 文和四年正月十六日直冬大將トシテ足利高經桃井直常三千餘騎ニテ入浴有シカハ大内ノ舊跡大極殿ノ額門ノ跡ニ敷皮布テ坐シ給フニ鎧弓征矢ヲハ龍崎ニ持セラル我身ハ黒皮ノ腹巻ニ夷弓持テ草鞋ニ差單皮ヲ著セラレケレハ見物ノ童部天下ノ武將ニハ所カタキ出立カナト憚所ナク申ケル

○鐺單皮

鎌倉年中行事云公方様御 公方様左折之御縁ヌリ金襴ノ御肩

くあるへし刀はさや巻たるへし同足にも白足袋をはく同くるほしかけと、むへし

按、この足袋は讀てタヒといふにや足にもと書る語勢をもて知るへし

○皮之單皮

宇治拾遺物語云年四十餘斗なる男のかつらひけなるか無文の袴に紺のあらひさらしのあをき山ふきのきぬの衫よくさらされたるきたるか猪のさやつかのしりさやしたる太刀はきて猿の皮のたひに沓きりはきおしてわきをかきおよひをさしてとむきかうむき物いふ男たり

○皮の接單皮

たかたち草紙云龜井の六郎しげきよはひときはすくれて出立たり(中略)くまのかはのみみたひしろかねにてへりかねわたしあくらたかにふんこうたり
志太草子云うきしま太郎かけ出るその日をさいこと思へはれうをぬふたるひた、れにをにかたすつたるさうのこてひやくたんみかきのすねあてくまのかはのみみたひしろかねにてへりかねわたしあくらたかにふんこうたり

見聞雜録云山本寺庄藏大音上て命は入不申候へ共竹菱の土居を乗候として各先掛之士共足を貫申候故少し見合申

衣小袴御籠手御腋楯御脇當御丹皮鐺御ヒツシキ虎皮云々

武家名目抄稿第二百二十八册

搞檢校保己一編

衣服部 十五

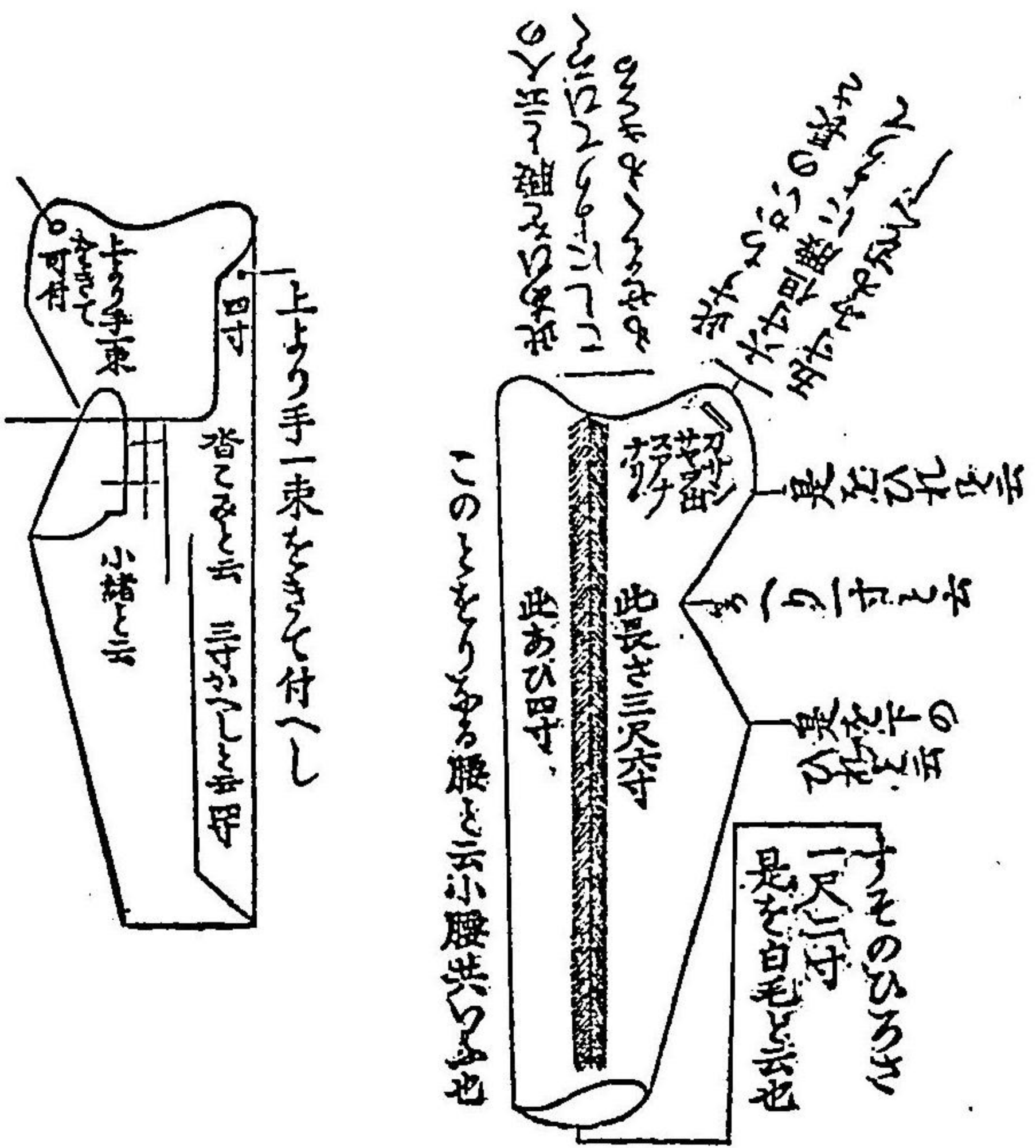
○行騰

山槐記云治承二年五月廿三日戊午自中山堂參鞍馬寺於美會呂坂逢右少將維盛朝臣折島朝子直衣小務行騰騎馬吾妻鏡云建久元年四月十一日甲午若君始射小笠懸給行平參上獻御弓引目等之上承別仰奉扶持之三浦介進御的千葉介奉御馬小山田三郎獻御鞍八田左衛門尉進御行騰沓等宇都宮左衛門尉朝綱進御水干袴於南庭有此儀云々

又云同年十月三日甲申令進發給御共置之中爲宗之者多以列居南庭而前右衛門尉知家自常陸國遲參令待給之間已移時刻御氣色甚不快及午尅知家參上乍著行騰經南庭直昇沓解於此所撤行騰參御座之傍云々

又云四年五月十六日辛巳富士野御狩之間將軍家督若君家始令射鹿給云々屬晚於其所被祭山神矢口等江間

駒若御長刀持タイトウ御小人六人御太刀持若御行騰地ヲ金ニ虎之府ヲ縫ニ御クラカサネ御アヲリ御手綱腹帶尾袋迄同前紅ノ大房ノ鞆ニヤウラクヲ付ケサセラレ候也了俊大草紙云行騰は若人は夏毛なり秋二毛は老少とも用なり冬毛は老人はかり用なり熊皮は判官と彈正官の人用なりひれの廣はわろし中腰は高はひたにしは有てわろきなり中折より少上にあて、切なりのとの狭も廣もわろし



衣服部 十五

殿令獻餅給狩野介進勢子餅將軍并若公敷御行騰於三條上令坐給上總介江間殿三浦介以下多以參候云々

曾我物語云おくの餅たきくちはかまくらのきたのわきをすくるにみちのそとにくまの大なるをみつめて月のわをはつさしとゐをかけていければくまはすこしもうこかす屋二つにてと、まりけりその、ちせこの物共よひよせくまをか、せて人々のおりゐたるたふけにうちのほりいそきむまよりおりさかなたつね候とてふか入つかまつりちさん申なり御めん候へといひてかさをぬかすうつほをもとかすむかはきながらゆんつゑつきてたちたりけり古今著聞集云進士志定茂といふ侍學生有て或人のともに有馬の湯へ行とて行騰を人にかりたりけるに一懸かしたりけるを見て二まてかしたる過分なりとて片方をはかへしてけり其曉になりてかた皮に左右の足を入れて馬にのらんとしけるになしかはのらぬあひにあひたる下人ありておしのせけれともかなはずかくのりわつらふほと人に見あひてあれはいかにといひわらひける云々

安土日記云天正九年二月二十八日五畿内隣國之大名御家人ヲ被召寄駿馬ヲ集於天下被成御馬揃聖王被備御叙覽記(中略)御馬場入之次第御先小姓御行騰持小

中腰の廣さは八寸なり好程なり
高忠聞書云行騰の長さ三尺六寸腰せすちのとほりより白毛までの事此三尺六寸たかはかりに不有かねの定にも不有我手の定也此三尺六寸の長さ行騰の本尺なり但三尺六寸本の尺いはれを尋申處に昔より今に申傳又は注置也謂は無存知由被仰候やこれはことなる秘事也人不存知一事也行騰のおこりの事尋申候處昔は今人の上下きたることくいやうにて不漸はきたる也然間何事にもせよ行騰をはきてしたる間今にしきくの時はみな笠懸小笠懸流鏑馬かりなどのときはくなり
是は常に大笠懸などにはくむかはき也長さは人のたけによりてみよき程にきるへし引目と、めの事は引目の大小によりて前へもよるへし緒の革の事菖蒲革本也黒皮ふすへ革なとをつくる事略儀なりはれの犬などには黒皮ふすへ皮ををに付たるむかはきはき事不有又くつこみのをを是三所に可付但大なるむかはきはきは四所に付へき也御所様の御むかはきはきは紫革爲へし御むかはきはの裏をあやなとを色々に染めてうたせらる、也又裏をうたさるをもめさるるなりむかはきはの腰の事一寸かは、かりむかはきは一寸

あかはかり行勝といへり是はうしろのちかうほとらいの事なり五分はかりちかうたるかよきなり前は二三寸あきたるかよきなり

又云鹿のかはのくひかはをくしかみともいひ又くひかみとも云なりむかはき敷皮などの時云なり

騎射秘抄云昔は行勝をは沓のみせの見ゆる程にさるへしなと云其故は或は自然の時若は落馬も有又は馬の乗おりにも煩たるへしと云々それもさる事なれとも大追物毎度珍事も出来落馬もさのみありかたしかる用心計にて昔様ならんも當世をかしかるへしされはたふ、と能程にすへしちいさき馬に餘り長行勝の土に付程なるも見にくく遠て幽玄なし只かやうの事は能ほとを可計用者也

今川大雙紙云沓をはき馬に乗には左を先にはき又ぬく時は右を先ぬくへき也又むかはきも同前

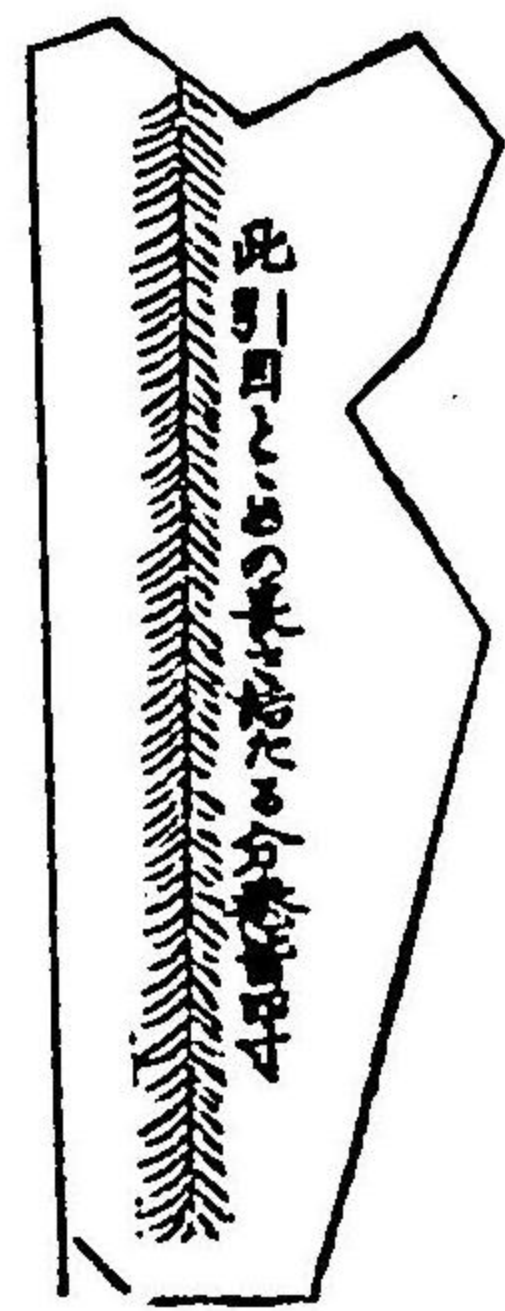
蟻川記云行勝進るやうの事左皮上に重て參せ候行勝をは一かけなしといふなり

奉公覺悟記云行勝皮は一具と云也

按、に行勝は上古より見えたる物にて行旅狩獵に着用せし也萬葉集に食薦敷葛等煮將來櫻原爾行勝懸而息此

公すこしあななにしてうつはり和名抄行旅具に釋名云

高忠聞書云



神事行勝之事加様に可切例式よりみしかくつめて可切引目と、めの事はたとひ引目を腰にさ、すとも可付はく時は左革の緒を引目と、めへとほすへし笠掛小笠掛流

鑪馬など神事にて射る時は此むかはきのことくすそのおりめを四寸すちかへてきりてはく也其外は例式也此行勝はくことは神事にかきりたる事也神事にてなき時ははく事あるへからす

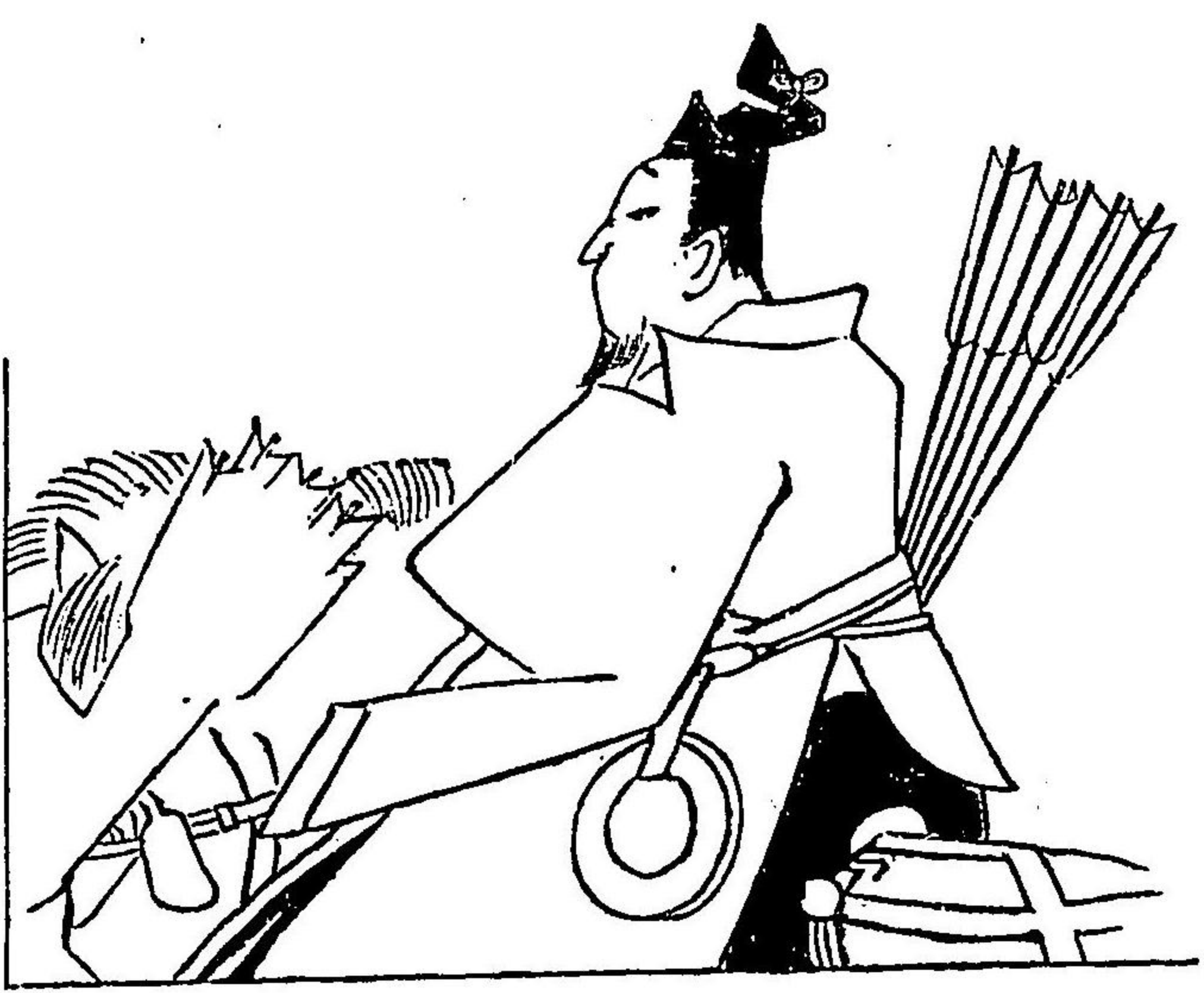
射御拾遺抄云神事のむかはきのきり様の事白毛のをりめのさきをすちかへてきるなり

○夏毛行勝

今昔物語云東人通花山院は寝殿の南面ノ御簾ノ内ニテ御覽シケルニ年卅餘許ノ男ノ髪黒ク鬚クキ吉キカ顔少シ面長ニテ色白クテ形テ月々シ綾箇笠ヲモ着セ乍ラ有ルニ笠ノ下ヨリスキテ見ユル顔現ニ吉キ者ト見エテ魂有ラムト思ユ紺ノ水干ニ白き帷を着て夏毛ノ行勝ノ星付キ白ク色赤

行勝音與同行勝行勝也言褻脚可以以跳騰輕便也とあり和名無加波岐行勝也言褻脚可以以跳騰輕便也とありムカハキハ向脛佩ムカハキなりつ、まりてムカハ、キ又つ、まりてムカハキとなれるなり

後三年繪卷下 行勝



○神事行勝

キヲ履タリ

宇治拾遺物語云今はむかし信濃國につくまの湯といふところによりつひとのあ見けるくすりゆありそのわたりなる人の夢に見るやうあすのむまのときに観音湯あみ給ふへしといふいかやうにてかおはしまさんするといふにいひけるやうとし卅はかりのをとこひけくろさかあや笠きてふしくろなるやなくひ皮まきたるゆみもちてこんのあをきたるか夏毛のむかはきはきてあし毛の馬にのりてなんくへきそれを観音としり奉るへしと云と見て夢さめぬ

吾妻鏡云建久元年十一月七日丁巳二品御入洛申尅先陣入洛三條末西行河原南行令到三六波羅給其御行列(中略)

次二位家折鳥賴子染紺紺丹打水干袴紅衣染羽野矢夏毛行勝黒丸楚敷水釣毛際流

又云同二年六月十三日癸丑幕下渡御新造御堂之地凡云犯土云營作江間殿以下手自沙汰之爰納土於夏毛行勝有運之者被尋其名之處景時申云四人皆河權

六太郎也云々感其功忽蒙厚免是木曾典厩專一者也典厩被誅之後爲四人被預梶原云々

曾我物語云つけつねを十郎かそのしやうそくにはもよきにはいのうらうちたるたけかさむらちとりのひた、れに

なつげのむかはきふかくひつこうて云々

高忠聞書云むかはきの事鹿のかは本也殊夏毛本なり

笠掛日記云行騰の事若き人は夏毛を用る也おとなしき人は秋毛を可_レ用

○秋毛行騰

判官物語云_{牛若}州_下きまししいまた夜ふかきに京をいてあはたぐちにてきてきたるしゆしゆのたからを甘よきのさうたにおはせつ、さきにたて我身は京出しんしやうにそ出たちたるあい／＼にひきかきしたるすかのひた、れにあきけのむかはきはいて云々

曾我物語云_{すけつね}を_{五郎}かその日のしやうそくにはうすくれなぬにてうらうつたるひやうもんのたけかさまふかにきてかうさいみにてうを二つみつところ／＼につけたるひた、れにこんのはかまあきけのむかはきたふやかにはきくたし云々

○秋二毛行騰

高忠聞書云むかはきの事犬追物笠掛などにはをさなわかき人は夏毛を用へし十八九廿あまりまては夏毛の秋かけたるを可_レ用中老宿老に至ては秋ふたけの黒き皮を用へし

吾妻鏡云_{建久二年十一月廿}むかはき一懸_ひくつてふくろ

了俊大雙紙云犬追物事行騰は若き人は夏毛なり秋二毛は老少共用なり冬毛は老人はかり用也

○大星行騰

庭訓往來云表衣水干直衣狩衣烏帽子直垂大口大帷太刀長刀腰刀籠胡録大星行騰總鞆牛胸紐等雖_レ非_二上品_一任_二注文_一無_二相違_一之様可_レ被_二申下_一也

按、鹿の皮のとひ／＼にある白毛を星といふ夏毛の星は鮮にして大やかなるか故大星といふなり

○大星夏毛行騰

○陰星秋二重毛行騰

尺素往來云於_二六條河原_一可_レ有_二御手組之犬追物_一候御所於_二御棧敷_一有_二御見物_一可_レ爲_二最晴_一候射手并檢見呼次之注文大概如_レ斯行騰大星之夏毛者若々敷覺候陰星之秋二重毛候者拜領仕度候

按、秋二重毛は即上のふた色なり其星夏毛の如鮮明ならざる故にかけ星といふなり

○斑行騰

曾我物語云_{かほつら}いとうかちやくしかはつ_{三郎}そきたりけるおもしろくこそ出たちたれあきの、すりつくした

又云かりはの時むかはきは夏毛を用る也但秋ふたけも不_レ苦むかはきの切様例式に不_レ可_レ替

武雜記云萬祝言に付て遣候物等用捨の事元服祝言に弓征矢遣す時きりふの羽付たる矢用捨の事よめ入に猿毛の馬に乗うつほのほなとに不_レ用秋ふたけのむかはきうみなしの鞍移徒に火性の馬火打帯ひわた色の衣裳赤さけをもへき色など可_レ有_二用捨_一惣別祝言に禁句等可_レ有_二心得_一

按、二毛の讀フタケとも二ケとも又フタヘケともいふなり鹿の毛夏は赤みあり秋はや、黒みを帯て冬は赤み失るなり秋毛の冬毛を帯たるを秋二毛といふ

○二毛大行騰

異本曾我物語云_{ふし御}か御れうのその日のしやうそくはらきのもやしいのまつふしのかさおりしたるたてゑほし御かりさぬはとくさいろの大もんのさしぬきに二けの大むかはきはうなにはきくたし

○大二毛行騰

曾我物語云_{ふれのほ}しすけつねかその日のしやうそくには布せんれうのひた、れにおほにけのむかはきりうのやをひと、ころとうのゆみのまなかととり云々

○冬毛行騰

るあひ／＼にひきかきしたるひた、れにまたらのむかはきすそたふやかにきはきなし云々

按、斑といふは星の鮮なる鹿の皮のこと也かの子またらに雪のふるらん_{伊勢}秋來れは鳴や男鹿のまたら_雪雲_之なといふを初として鹿の子斑といふこと常のことなる

に行騰は鹿の皮を本とするか故打まかせてまたらの行騰といふ也

○大斑行騰

判官物語云_{奥州下}きまししいまた夜ふかきに京をいてあはたぐちにてきてきたる(中略)ちこのせ奉んとて月けなる馬にいかけちのくからおきて大またらのむかはきくらのおほいにししてそ出きたる

曾我物語云_{すけつね}を_せこをやふりてしたにてみかしらいてきたりけれこれはいかにと見るところにかのすけつねこそおつすかひては落しけれその日のしやうそく花やかなりふせんれうのひた、れに大またらのむかはきにきりふのやおひふきよせとうのゆみのまなかととり云々

按、大またらの行騰といふは即上の大星の行騰のこと也

○塗行騰

高忠聞書云ぬりむかはきと云はうるしにてぬる也又略儀也ほしを白くのこして地を少黒くぬりたるを宿老などはきたるは尤一興也はれの犬などの時ははくへからす内々の犬追物などの時ははく事くるしからす

按、以上種々の行騰は皆鹿の皮の行騰也行騰は鹿の皮をもて本とするか故かくさままの名目あり此外他の皮に割合たる行騰ありそは下に出せり

○豹皮行騰

○虎皮行騰

太平記云千種殿宴罷テ和興ニ侍ハ數百騎ヲ相隨ヘテ内野北山邊ニ打出テ追出大小鷹狩ニ日ヲ暮シ玉ヲ其衣裳ハ豹

虎皮ヲ行騰ニ裁チ金襴縷ヲ直垂ニ縫ヘリ
安土日記云天正九年八月朔日五畿内隣國之衆在安土ニ御馬揃信長御裝束白キ御出立御笠ニテ御ホフカフ召サレ虎

皮之御行騰草毛御馬也
○熊皮行騰
吾妻鏡云建久二年十一月廿二日公文所送文むかはき一懸くまのくつてふくろ
會我物語云ふしの御れうのその日の御しやうそくには

らきのてういふしまつのかさおりしたるたてるほし御かりきぬはやなきいり大ものさしぬきにくまのかはの

○創合行騰

山槐記云治承四年二月一日癸未今日被立春日使(中略)中門雨衣用標打行騰虎皮以熊皮爲飾

高忠聞書云行騰のわり合事夏毛と秋ふたけとわり合する時は夏毛は前へなり秋ふたけは後へなるへし其謂はむかはきはしまり夏毛なりさるによりて夏毛前へなす也わり合は略儀也はれの犬笠懸の時はくましきなり熊の皮又へう虎のかはにてわり合の時は夏毛の事は不及申鹿の皮にてあらは何皮も前へ成へし鹿の皮を除て豹虎の皮熊皮などにてわり合する事太不可有なり秋ふたけと夏けとかたかはつ、むかはきはきさる事あるましき也いろのすこしちかふはくるしからす

○腰當

長門本平家物語云伊賀平内左衛門家仲は木蘭地に色々の絲をもてし、にはたぬひたるひた、れこしあてこくそくはかりにて郎等二人にはら巻させはし船にとりぬり熊谷か使の船におし向ひて事のやうを尋ねける
今川大雙紙云御供の出立はるほしすはうはかまなり但るほしきさる時は髪をちやせんにゆふ也又こし當をして下緒をとめも、たちを取てきやはんをするなり

むかはきはうちなかにめしれんせんあしけなるむまの五しやくにあまりたるにしろくらかおかせあつふさのしりかひかけてそめされける

了俊大雙紙云犬追物事行騰は若人は夏毛也秋二毛は老少とも用也冬毛は老人はかり用也熊皮は判官と彈正官の人用なり

尺素往來云於三六條河原可有御手組之犬追物一候御所於御棧敷有御見物可爲最晴一候射手并檢見呼次之注文大概如斯行騰大星之夏毛者若々敷覺候陰星之秋二重毛候者拜領仕度候霜臺廷尉者熊皮尋常之事候歟

○熊行騰

今昔物語云四京仕鷹者高キ所ニ登テ見ハ錦ノ帽子者ノ斑ヲ狩衣ヲ着テ熊ノ行騰ヲ着テ猪ノ尻鞘太刀ヲ帶テ鬼ノ様ナル鷹ヲ手ニ居テ高ク鳴ル鈴ヲ應ニ付リ云々

○鹿行騰

賀越圖譯記云於大進物時ノ奉行同名支蕃助景連ハ河尻ノ道場ニ居セラル次ノ日屋形へ出仕アル(中略)我身ハ在折ノ烏帽子褐青襖袴腰ノニ行騰太ク過シキ黒ナル馬ニ金覆輪ノ鞍ニ家ノ紋ヲ金具ニ摺タルヲ置厚總ノ鞞懸テ廣キ濱邊モ狹ト歩セ玉フ

高忠聞書云主の供の時腰當をする事すましき也但旅の時十徳なときてはしてもくるしからす

岡本記云御ともにこし當する事は常にはあるへからすな

か旅の御とももの時はする事もあるへし
寛正記云當代遠所御供の時腰當を付候て可然由是は式の時はなき事也時に依りて馬上の人行騰をはかる、へき敷馬上の人は腰當を持すへき事勿論也行騰はきたらば腰當に不及腰當の長さ一尺八寸横一尺二寸五分鹿皮夏毛白毛を残すへし裏は淺黄の布黒皮のへりを取也首上のすみにかを入て革の紐をして布を内にして腰に付る也
按、腰當は居る時引敷へき料にかねてうしろ腰にあてて付るか故腰當といひ又の名を引敷ともいふなり又箆の具にも刀脇差を堅むる具にも腰當といふものあり名は同うしていたく異なる物なり皆其部に出せり

○狐皮腰當

太平記云起條 島山入道ハ其頃常ニ狐ノ皮ノ腰當ヲシテ人ニ對シケルヲ惡シト見ル人ヤ讀タリケン

島山狐ノ皮ノ腰當ニバケノ程コソ顯レニケン

○引敷

年中恒例記云御供衆ハ御供ノ同朋迄小打刀ヲ持ヒツシキ

ノ上ニ着座走衆ハ小太刀也

酌並記云ひつしきの事は緒のつきたる方を後へなして毛の方を下になしうらの方敷へし緒のつきたる方を少内へ折返して敷へし時の敷やう亦格別也

伊勢貞助雜記云ひつしきを敷候は常にはつけたるやうにくひかみをうしろへ成て敷候又自然佛神の御前にてしき候にはくひかみを前へ成て敷候よし申如何さやうに申ならはし候其子細は不存候

武雜記云鹿の皮引敷に用候哉事何共無覺悟候不_レ及_レ見候間有問敷候

家中竹馬記云小者は打刀持て一人足なかつて一人御出仕并諸家へ御供などにはひつしきをも同持すへし又弓うつほの時は弓袋持て一人是等は其用有事也御出仕などの時小者二人召連は一人は足なかつ引敷を持へし

按、引敷といふは即前條の腰當なり

○大引敷

蟻川記云大ひつ敷拵やうの事にくの皮熊の皮などにて拵候敷皮をまねひたる物にて是は緒あるものにて候

按、大引敷といふは宗五大雙紙に付たる引皮といひし物也にくの皮とは羚羊のこと也和名抄加萬之々伊呂波

こしにつきたる様に布の方を面にして可_レ敷緒の付たる方を五寸ばかり折返し後になして敷つねに五寸ばかり置て緒を通す處あり腰にも可_レ付しきの敷皮にてはあるへからす又神社の前にてはくひかみを前へなし又只の處にては後になして可_レ敷

土岐家聞書云敷皮と云は鹿の皮にして弓場初などの時敷を云引敷と云は何皮にてもして緒を付たるを云何れも寸法定る儀なし

武雜記云敷革と申は鹿の皮にてこしらへ様寸法等有_レ之_レ走衆故實云殿中御能の時之事無_レ御出_レ前人成敗の時は御前と舞臺との間を通りても不_レ苦候御能果て、還御之後も同前候俄雨降候へは笠と打板とを小者持て罷向ひ右之衆は舞臺之後迄持て來候を太刀を持たから出向則かへしも、たちを取笠打板を請取て出_レ本座へ歸り左に笠と太刀とを右手の手にて敷皮を取のけ打板を敷其上に敷皮を敷本のことく居なほりて祗候

字類抄ヤマシ、今はカモシ、といふなり和名抄に野王諸延反和曰_レ毛席名賀毛毛爲_レ席也唐韻云褥而蜀反同此也と見えしによれば羚羊を邏久といふも賀毛鹿といふも專_レ鹿褥に用るか古故の稱なるにや

○豹皮引敷

○虎皮引敷

○熊皮引敷

○羚羊皮引敷

武雜記云又ひつしきと申は常に付るを申候也豹虎の皮を平人は斟酌の事に候三職は御用候ひつしきは寸法も候ましく敷羚羊皮たるへし又熊の皮をむかし彈正官の人ならては御用無_レ之_レ候

鎌倉年中行事云公方様御發向候公方様左折之御縁ヰリ金襴ノ御肩衣小袴御籠手御腰楯御脇當御丹皮鑽御ヒツシキ虎皮云々由良家傳記云中條出羽其日の出立には獅子頭の甲を著虎の皮のひつ敷懸て十文字の鍵を持再拜を手にかけて下知いたし人数を招き候へは云々

○敷皮

宗五大雙紙云色々人の内衆辻固門役の時は小太刀を持れし打刀はあしく候又緒の付たる敷皮を可_レ被_レ用しき様我

武家名目抄稿第二百二十九册

塙檢校保己一編

衣服部 附録 一

○冠

和名類聚抄云冠兼名苑注云冠音音黃帝所造辨色立成云幘頭上音價加字布利今接漢語抄脫向唐令等亦用之

義政公大將御拜賀記云御裝束之事色目如_レ恒御冠御笏御劔云々

○烏帽子

和名類聚抄云烏帽子附兼名苑云帽一名頭衣附音音鳥帽子俗語注玉篇等唐式云庶人帽子皆寬大露_レ面不_レ得_レ有_レ掩蔽

山槐記云治承二年正月廿三日條長尅凌_二大雪_一自_二中山堂_一參_二鞍馬寺_一於_二美會呂坂_一逢_二右少將維盛朝臣_一折烏帽子者直垂小袴

源平盛衰記云木曾御返事ヲハ申サスサシノ院宣ノ御使ニ小袴ニ係直垂烏帽子ニ手綱ウタセテ鬘モカ、スシテ申ケル

義經記云佳吉大物ニヶ片岡白き直垂にきら地の鏡きてわさと甲はきさりけり折るほしにるほしかけて云々

又云義經秀衡にかうの殿の公達御下り有こそ嬉しけれかき
おこせとて人のかたをおさへてゑほし取てひつこみひた
たれ取て打かけ云々

室町殿日記云中島へ重大將には一色兵部大輔伊駒重齊入道
をそ向けられけるかくて攝州に着ければ一日馬の足人の
息をつかせて中島へ押よせときをとつと上る(中略)義長
きいて先日の軍無下にあわれなれば今度はさそ有らん敵
ちかくよすへからす弓鐵炮をうたせよ油断するなもの共
とてちやうたいへつと入て黒革をとしのよろひゑほしひ
つこうてしろきねりきぬの一は、をみつにた、みてはち
まきにしかとしめ三尺二寸の太刀一尺八寸のうちかたな
さしそへかまくら鍛冶のきとうたる二尺八寸の大なきな
た杖につきておもての矢倉にいかにもしつかにあかりて
敵の陣を見わたしける

豊記抄云烏帽子なかくみ云々
○薄塗烏帽子
長門本平家物語云平家部其後さよふくるほとに内大臣は
薄塗の烏帽子に白帷に大口はかりにてひとり建禮門院の
御方に歸りて申給ける

源平盛衰記云綱笠合義明懸出テ、最後ノ軍シテ見セ奉ム
トテ白キ直垂ノ袖セハキニ委烏帽子ヲ引立テ雜色二人ニ
馬ノ口ヒカセ中間六人ニ左右ノ膝ヲサセ太刀ハカリヲ腰
ニ付テ右ノ手ニ鞭ヲ貫入レ左ノ手ニ手繩カイ絡既ニ打出
ムトシケリ

義經記云書寫山炎からひつ一かう取て出かちんのひた、れ
に黒糸おとしの腹巻きて九十日そらぬかしらにもみるほ
しにはちまきし云々

○細烏帽子
太平記云石清水三月十一日ハ八幡行幸ニテ諸卿皆路次ノ
行狀ヲ事トシ給ケリ藤房モ時ノ大理ニテオハスル上今ハ
是ヲ限ノ供奉ト思ハレケレハ御供ノ官人悉目ヲ驚ス程ニ
出立レタリ(中略)ニ細烏帽子ニ袖單白シテ梅松色ノ水干
著タル調度懸六人次ニ細烏帽子ニ香ノ水干著タル舍人八
人次ニ直垂著ノ雜人等百餘人警蹕ノ聲高ラカニ傍リヲ拂
テ供奉セラレタリ

○むくのみ色の烏帽子
七十一番職人歌合云
いかにせんしなれぬ戀の瘦やまひむくのみ色に身は成

不可然事也古人着薄塗烏帽子臨期平禮云々

○立烏帽子
平家物語云妓王はしめはすいかにたてゑほし白さやま
きをさいてまいければ云々

源平盛衰記云三浦介義明カ許へ相觸タリ折節風氣アリテ
平臥シタリケルカ佐殿ノ御使ト聞テ悦ヒ起テ白キ淨衣ニ
立烏帽子ヲ著テ出合タリ

吾妻鏡云文治四年九月十四日長茂參入諸人付目長七尺
男也着白水干立烏帽子融三行著座中參着横敷宛
簾中於後

成氏年中行事云正月十七御新造之御的之時ハ射手皆白直垂
也上古ハ立烏帽子ニテ淺沓ヲハク近年ハ折烏帽子ナリ

○折烏帽子
保元物語云主上三條其時義朝御前ニ召レ赤地錦ノ直垂ニ折
帽子引立テ脇立計ニ太刀帶タリ

平家物語云法住寺法皇は御輿に召て他所へ御幸なる武士
共散々に射たてまつる豊後少將宗長木蘭地直垂に折烏帽
子にて供奉せられたりける是は院にてわたらせ給ふそあ
やまち仕るなど申されたりければ武士共皆馬より下て畏
る

にけり判云左懸に瘦くろむこと本説なきにあらす烏帽
子のむくのみ色能思寄たるにや

○ゑほしかけ
曾我物語云兄弟仕十郎かそのよの出立にはしろさかたひ
らのわきふかかきたるにむらちとりの紐を結てかたに
かけ一寸またのゑほしかけをつよくかけ云々

新式目追加云御禁制條々貞治六中間以下輩直垂之絹裡絹
腰并烏帽子懸不可用事

上堅抄云大かたひらの時もゑほしこゆひ有へしゑほしか
けをすへし又一寸またらの調度かけの時ほしにこゆ
ひ有へからす

條々聞書云今川貞世か書れしに大双しに(中略)てうつか
けは一寸またらに白く黒く打なり下緒の如く也下緒より
ほそくうすかるへし

御供古實云ゑほしかけの事くみ本にて候馬尾に仕候事近
年の事にて候これは御的などの時可用之常には組本に
て候由申候

○老懸
傍抄云古今厚薄異也古ハ事外薄也今ハ甚厚但隨人可用
事歟檢非違使別當用厚老懸一為吉老懸緒紫或紺絲

道通院右府裝束抄云老懸武官の人卷纒に是を用ゆ但六位は細纒に用る也其品厚薄の替有り古は薄く近代は厚を用る也緒は紫或は紺の絲なと時により人により替るへし納言の大將は行幸は專弓箭を帶す仍纒を卷て老懸を用ゆ大臣の大將に至ては弓箭を不帶隨身に令持之仍老懸を不懸なり然に鹿苑院准后は永徳二年の行幸に左大臣の右大將として纒を卷老懸をかけ弓箭を帶せらる但是は別勅のよし見へたり後例たるへからざるよし成恩寺關白經しるさる凡大臣の大將弓箭を帶する事は雷鳴陣の外先例なきよし見へ侍る也

○打かけるはし

宗五大雙草云又はをくろめたる人かねをつけぬは狼藉也うちかけるはし打かけすわう同前

○一寸またら

曾我物語云兄弟出立之條十郎かそのよの出立にはしはきかたひらのわきふかくかさたるにむらちとりの紐を結てかたにかけ一寸またらのゑはしかけをつよくかけ云々

上堅抄云大かたひらの時ゑはしこゆひあるへしゑはしかけをすへし又一寸またらの調度かけの時ゑはしこゆひ有へからず

○馬尾ゑはしかけ

御供故實云ゑはしかけの事くみ本にて候馬尾に仕候事近年の事にて候是は御的などの時可用之常にはくみ本にて候由申候なり

條々聞書云又馬の尾にて打たるを本とも申候又絲にて打たるを本とも故勢州申されしは絲を本とも候へし其故はゑはしにはこゆひなきもの也てうつけかけをする也そのてうつけかけをゑはしに打かけたるを今はこゆひと申候也さある時は絲本たるへし

奉公覺悟記云ゑはしかけの事馬の尾をする事ゑりて用る也夏冬は用事可_レ在_レ之なり又大かたひらの時云々

大的體拜記云介添の出立組結たる常の折ゑはし馬の尾のゑはしかけし

了俊大雙紙云立るほしに風折をすれば不_レ及_レ申只の時も馬の尾ゑはしかけをするなり

○小結

條々聞書云其故はゑはしには小結なきもの也てうつけかけをする也其てうつけかけをゑはしに打かけたるを今はこゆひと申也

上堅抄云馬付中間二人くろひた、れに紋なし大口は不_レ

宗五一冊抄書云かけも一寸またらに白黒うちませ無用候ちとほそき程にこしらへ候惣てゑはしにこゆひなきもの也

奉公覺悟記云又大かたひらの時ゑはしかけ一寸またらに白黒うちませ被_レ用候

○豹文のゑはしかけ

曾我物語云五郎かしやくそくには(中略)そてを結てかたにかけひやうもんのゑはしかけをつよくかけ

○革烏帽子掛

吾妻鏡云文治五年九月七日宇佐美平次實政生虜泰衡良從由利八郎相具參上(中略)被_レ仰_レ景時白直垂折烏帽立_レ向由利

布衣記云折烏帽子赤皮之烏帽子掛紙綺之小結

流鏑馬武田本云馬之右雜色裝束は意色の着やうにて色は別なりはいきなして革ゑはしかけ赤かけなり

○紙より

義輝公御元服記云表江御成有テ(中略)御次管領代定着坐上堅抄云馬付中間二人くろひた、れ紋なし大口は不_レ著

此九人の役者はこゆひなしのゑはしを着すへしかけは紙より

著此九人の役者はこゆひなし

○長小結

故實雜々聞書云長こゆひのゑはし年いつまて着候哉十六七までも依_レ人着候方も候又は人のせいにもよるへし

豐記抄云烏帽子なかくみ大形十八九迄さひのかわり候走衆故實云長コヒノゑはしにて走に參勤例事慈照院殿様御代にも藤民部殿十六歳にて被_レ召加_レ候て長こゆひにて久敷伺候父子ならへて細々此仁被_レ參候由に候

○紙よりの小結

布衣記云折烏帽子赤皮之烏帽子懸紙綺の小結

○衣冠

西三條裝束抄云文和三年二月廿四日等持院將軍參内ニ衣冠淨穢物ノ指貫ヲ用ラル

康富記云將軍義政公寶徳元年八月二十八日丙子晴室町殿將軍

宰相中御參内始也御衣冠指貫八葉御車

室町殿元服昇進拜賀記云同年四月廿八日御參内始御裝束

衣冠

○束帶

吾妻鏡云建永元年正月十二日甲午今日將軍家御讀書始相模權守仲業東爲_レ御侍讀時尅持_レ參御注孝經於寢殿南面

將軍家御布 出御事訖權頭賜御馬一鞍 和田三郎朝盛引之
下立庭上一拜之後退出

義政公大將拜賀記云御裝束色如恒色目御冠御笏御劔地沈
御平緒御帶有文御槍扇

○直衣

和名類聚抄云襦衫楊氏漢語抄云襦衫須曾豆介乃古路毛一
三條裝束抄云着直衣次第事先單次衣次指貫此下着とも

を著籠むて指貫の腰を結次に着直衣晴の時出衣あらは
結指貫腰之後指貫の上に着出衣以大帶結之出衣之
尻つまみて挿帶後出衣の前あきて妻出兩膝の間夏秋
は先帷子張單或は號引 若年の人は張單の上に生衣を重著
なり用生衣の事は五月九月の事なり老人は不著生衣
事也次着指貫有出衣着之同冬

遣遙院殿裝束抄云建久元年十二月二日右大將中略直衣
始參内之日直衣に藤の丸の同織物さし袴薄色の紅梅衣を
出す

康富記云公方様御直衣也令駕毛車給

義植公御髮置記云御所様御るはし直衣

○直垂

鎌倉年中行事云正月十一日御評定之始公方様香之御直垂

抜ハ忽ニ息止ニケリ敵何クニ有トモ知ネハ馳合テ敵ヲ可
討様モナシ又忍テ落ル道ナレハ傍輩ニ知セテ可ニ返合
ニテモナシ同枕ニ自害シテ後世マテモ主従ノ義ヲ重スル
ヨリ外ノ事ハアラシト思ケレハ精谷泣々主ノ首ヲ取テ錦
ノ直垂ノ袖ニ裝之道ノ傍ノ田ノ中ニ深ク隠シテ則腹掻
切テ主ノ死骸ノ上ニ重テ抱著テソ伏タリケル

○赤地錦直垂

平家物語云屬的判官後藤兵衛實基を召てあれはいかにと
宜へは射よとにこそ候めれた、し大將軍の矢面に進んで
傾城を御覽せられん處を手たれにねらふて射落せとの謀
とこそ存候へさりながらも扇をは射させらるへうもや候
らんと申ければ判官御方に射つへき仁は誰か有と宜へは
上手共多かり候中に下野國住人那須太郎資高か子に與一
宗高とて小兵にては候へ共手はきいて候と申す中略與
一其頃はまた二十斗のをのこなりかちに赤地錦をもつ
て枉いろるたる直垂に蒔黄威の鎧着て白の太刀を帶廿四
さいたる截生矢負うすきりふに鷹の羽わりあはせてはい
たりけるぬための鏑をそ差添たる

○布直垂

有職抄云建保二年二月八日少將爲家直垂ヲ着テ院ノ御前

精好ノ御口ニテ御直垂付ニ白キ綾ヲメサル因レ 茲平人白
綾ヲ不着中略俗體ハ皆常ノ直垂ナリ法體ハ無紋榻地
之紙縫紐タヒ只時ハ白小袖ニ練ノ大口シタウスト名テシ
ラ革ノ單皮ヲハカル

武家儀式云康正二年七月二十六日御拜賀佐々木中務大輔
馬籠毛 太刀持兼起者
直垂

長祿二年以後申次記云正月御服事朔日はからおり物をめ
さる御直垂は白き也此白キ御直垂は正月三ケ日共にめさ
る、也

義教公御元服記云郎從十騎直垂如例大帷ヲ重ヌ

義政公御袴着記云次御所様御出直垂直垂 御車御尻乘

又云其後三御方ナカラ御所へ御うつり有之御直垂大口
をメス御地しろきすら御紋桐から草

康富記云義政公御元服記云文明六年四月小十九日予皆直垂
口大

東山殿年中行事云正月一日卯尅將軍家出御于便宜所御
鳥帽子折着白直垂

○錦直垂

太平記云主上上皇十方ヨリ射ケル矢ニ左近將監時益ハ頭ノ
骨ヲ被射テ馬ヨリ倒ニ落ヌ精屋七郎馬ヨリ下テ其矢ヲ

ニ候ス正慶二年五月七日六波羅ヤフテ兩院江州ニ遷御
諸卿チリ、ニ落行侍ル中ニ中院大納言通冬布直垂ヲ着
用スル由見ヘタリ

三光院内府記云直垂諸大夫之外は諸家共用絹直垂候キ鹿
苑院殿御代昵近之人々給布直垂候其以來諸家着用之
一向非本儀候雖然大臣家着絹候當家公時卿爲講釋
平生祗候之條依御入魂内々時給布直垂候然間兩様着
來之由然處故入道稱名 右大臣拜任之上者家之爲各例仍布
之直垂相止了惣別十六歳迄は諸家一同着白絹直垂候色
之直垂ヲハ不着用之諸大夫モ同前

○一重ひた、れ

條々聞書云ひた、れの染様公家のめし候一重ひた、れは
くろくもふたへものも能候

○白直垂

吾妻鏡云文治五年九月七日宇佐美平次實政生麿泰衛郎
從由利八郎相具參上陣中略被仰景時着白直垂
折鳥帽子立三向由利

義滿公御元服記云加冠以下役人奉行人等皆着白直垂

康富記云義政公御元服記云今日椀飯島山次郎夏白直垂也

騎馬三騎皆白直垂也

東山殿年中行事云卯尅將軍家出御便所一御烏帽子白直垂御服唐織

室町殿元服昇進拜賀記云御裝束御立烏帽子御直垂白張絹

義輝公御元服記云植綱高保經元造以上五人白小袖袷白直垂大帷大口着之

宗五一冊拔書云惣別白きひた、れを被_レ着候是公方様にても御元服なと一段の御祝に被_レ着候簿にて家々の紋を付て被_レ着候事も昔は無_レ之事に候

御成次第云公方様御仕度又直垂不_ニ相定_一かう色とくさ色又紫白をも四季により替るへし

三光院内府記云惣別十六歳迄は諸家一同白絹直垂色々直垂ヲハ不着_ニ用之_一諸大夫モ同前

○白地松竹畫直垂

義政公御着袴記云應仁元十一廿八御着袴於_ニ常御所_一御直垂御地白雲はく御紋に松竹畫をめす御所様御腰結まいらせらる

義植公御髮置記云於_ニ常御所_一御直垂御地白雲はく御もんに松竹畫をめす御所さま御腰を結參らせらる

○地白桐唐草

義政公御着袴式云其後三御方ながら御所へ御うつりあつ

き付に我紋をろくしやうにて可_レ書

宗吾一冊拔書云又昔一段の晴にひた、れを金みかきにもせられ候て着候は大かたひらにかさねられ候

○はくろ

乳河原勘進能棧敷圖云上様中間五十人も直垂□□はくろなり

○とくさ色

御成次第記云公方様御支度ハ又直垂ハ不_ニ相定_一かう色とくさ色

○かちん

蟻川記云うら打は大略あさきにて候入道などはかちんのを着候

馬見参入記云腹を切人に酒をのます事(中略)其時の諸司代多賀豊後守也六條河原にて切也切手は豊後守也かちんのうら打の大口を着する也

○濃直垂

室町殿元服昇進拜賀記云奉行人出仕直垂又云中間四人打鳥腰當大口濃直垂也

○黒ひた、れ紋にてふ

條々聞書云又彈正判官の人は地を黒く紋にてふを付られ

て御直垂を大口へもめす御地白きま_チ御紋桐唐草

○紅色

御成次第云公方様御支度は又直垂は不_ニ相定_一かう色とくさ色

○紫色

御成次第云公方様御支度は又直垂は不_ニ相定_一かう色とくさ色又紫白をも四季により替るへし御年頃にも替り申なり

○淺黄色

義滿公御元服記云次御評定白衣淺黄直垂條々聞書云武家に着候うら打はた、淺黄に紋を縫め付に白く付たるか能候由にしへより申傳へ候

宗吾一冊拔書云ひた、れの染様先にあさきたるへしもん白しぬいめ付也

康富記云將軍義政公御参内記云次帶刀十三番紺地淺黄直垂也評定始御判始次第云參勤人數(中略)皆淺黄直垂着_レ之

蟻川記云又うら打は大略あさきにて候入道などはかちんのを着候紋の事松竹云々

○金みかき

條々聞書云又前にも申ことく御晴の時ひた、れときみか

候うらこし赤し餘の官の人は着へからす

宗吾一冊拔書云又彈正判官は地をろくもんもてふを被_レ付候餘の官人は其儀有へからす常のうらうちはせいかう

○ふたへもの

條々聞書云公家のめし候一重ひた、れはくろくも又ふたへものも能候

○細布直垂

太平記云北野通夜青砥左衛門ト云者有(中略)衣装ニハ細布ノ直垂布ノ大口

○直垂の色年による

御供古賀云公方様御直垂は御年のわか_ク御座候時は色をこくめされ候御年よられ候次第にうすくめされ候

○染直垂

布衣記云中間事折烏帽子小結常也染直垂に大帷を重袴に大口をかさね直垂の色付地かちんにもんを香或地香文かちん又は萌木也家の文也はくにて文を付時は地色かちんにてもかうにても無文也文をつくる在所上下九所はうしろのぬひめ左右の袖の上むねの引合但引合には文を二ツにたらわりて兩方に付間一也然は上に四なり袴はうしろ

腰の所に一前ひさの上左右に二つも、たちに兩方二已上五なり袴はく、りを入上也ちわら地をはくなり

○織物直垂

源平盛衰記云入道ノ計ヒニテ十四五若ハ十六七ハカリナル童部ノ髪ヲ頸ノマハリニ切リツ、三百人召仕ハレケリ童ニモ非ス法師ニモ非スコハ何者ノ貌ヤラム一色ニ長絹ノ直垂ヲキル時ハ裾ノ布袴ヲキセ一色ニ織物ノ直垂ヲキル時ハ赤キ袴ヲキセ梅ノ様ノ三尺計ナルヲ手本白ク汰テ右ニ持テ烏ヲ一羽ツ、鈴付ノ羽ニ赤キシルシヲ付テ左ノ手ニスヘサセテ面々ニモタセテ明テモ晩テモ遊行セシム

○葛地直垂

金勝院本太平記云義貞自義貞鎧ヲ着替ヘ給フ其時ノ裝束ニハ白帷ニ精好ノ大口葛地ノ直垂ニ萌黄ニ中一通リ紫ニテ威シタル鎧ニ大中黒ノ征矢卅六指タルヲ等高二負ナシ

○藍摺直垂

吾妻鏡云元暦元年三月廿八日丁巳被請本三位中將藍摺直垂於廊令調給云々

○紺村紺ノ直垂

源平盛衰記云心條盛遠ハ十七ニナリケルカ其年ノ三月中旬ニ渡邊ノ橋供養アリキ盛遠紺村紺ノ直垂ニ黒絲威ノ

て矢筈をとるなり

○ヒヲ括ノ直垂

古今著聞集云會條とう腹巻に左右のこてさして長刀を持たりけるひをく、りの直垂太刀はかまにく、り高くあけたり

○裏打

條々聞書云ひた、れのそめ様(中略)武家に着候うら打はた、淺黄に紋を云々

故實雜々聞書云主人にうら打のさせ様の事同ひものそめ様の事うら着候事無別儀候

奉公覺悟記云武家のひた、れには裏打たるへし公家はひとへひた、れ也

○狩衣

平家物語云重條千萬人の立かこうたる中を押分々々三位中將の御そはちかうまいつて知時社御最後をみ奉らんとて參つて候へと泣々申ければ中將志の程誠に神妙なりあわれおなしうは最期に佛を拜み奉て斬られはよと思ふはいかに餘り罪深ふ覺ゆるにと宣へは知時安い程の御事候として守護の武士に申合て其邊より佛を一體むかへ奉つて出來り幸に阿彌陀にてまし、ける河原の砂の上にはす

腹巻ニ袖付テ云々

○かちの直垂

平家物語云機合堂衆の中に筒井淨明秀はかちの直垂に黒皮威の鎧きて五枚甲の緒をしめ黒染の太刀をはき廿四さいたる黒はろの矢おひぬりこめとうの弓にこのむ白柄の大長刀取副て是も只一人橋の上にをす、んたる

○蝶ノ圓ノ直垂

源平盛衰記云義經院蝶ノ圓ノ直垂ニ紫坐紺ノ小冑ハ同國住人河越太郎重頼カ子息ニ小太郎重房生年十六歳ト云フ大文ヲ三ツニ書タル直垂ニ黒絲威育ハ同國住人梶原平三景時子息源太景季生年廿三ト云フ

○唐きぬ山はと色の直垂

烏帽子折草紙云わつはかいしやうのていそつと見たるところはいろしらく尋常なるかはたにはとんきんを着たりひた、れはからきぬをもつて地をは山はといろに一はけさつとはひて十八五しきのいとをもつてももの、上手かぬい物あり、とぬふて候

○直垂ノ袖

笠掛體配記云引目は外へひくへき也手綱をすて、ひた、れの袖を少打出すやうに外へ廻して引目外なりに押合し

へ奉り知時か狩衣の袖のく、りをといて佛の御手にかけて中將にひかへさせ奉る中將是をひかへつ、佛に向て申されけるは云々

義教公御元服記云畠山左馬助持永着狩衣一紅紋

又云御裝束白襖御狩衣唐草 萌黄御袖紅御帶御大帷御帶御腰ツキ

義滿公御元服記云御裝束御狩衣白文松 御奴貫紫 御扇

康富記云後條公御 文安六年四月小十六日己晴(中略)御立帽子被召也白襖御狩衣也云々

親長記云小侍所細川右馬助政賢後騎申合之紅狩衣

室町殿元服昇進拜賀記云松田丹後守葛狩衣 文松丸

又云御裝束御狩衣白文松

又云御裝束白襖御狩衣唐草 萌木御袖浮文 紅御單紫 浮文御指貫御文鳥 御下袴御裾 御大帷御帶御腰ツキ

康富記云文安六年四月十六日此夜室町殿御元服加冠細川武藏守勝元理髮細川民部大輔(中略)御立烏帽子被示

也攝津守部頭之親持 白襖御狩衣也

延徳二年將軍宣下記云七月五日丙辰天晴(中略)御判始宣

下事終之後被執行之御座敷同前御座赤絲東方 二疊圓座

二枚敷之御座御烏帽子 衣濃 萌黄

布衣記云五位之狩衣の事上品の宇治さらしの布に白うすく粉を付て一重狩衣なり袖のく、りは具に在、前次指貫平絹色は花田色なり裏は白絹にのりふのりを付ていかにもさやめきはるへしまちこしは生の上品能絹也下結はねりくりの四くみなり押折の時は上結衛府の時は下結なりかやうの事は五位六位不_ニ相替_一

又云狩衣事六位之狩衣は面仁和寺布好也うらは練貫を付也付色は主の年により又は狩衣の色による面裏同色をは二重と申此色は紫萌木の間也主の年二十はかりまでは可_レ用也次面萌木裏白をはとくさ色と申此色をは主の年廿四五まで可_レ用次面紫裏萌木をはひわだ色と申也次面こき萌木裏薄萌木をは海松色と申次面紫裏白をは萩花色と申也次面紫裏薄紫をは藤重と申也卯花色置麥色女郎花尾花白菊ひは櫻色梅重柳色或面萌木裏紫をは松重と申色々の名ともあり雖_レ然近代此色付失によて知人なし所詮面も裏もその色のこきうすきによつて其名を申替也いかにも主の年によりて其色をはこのむへきなり
又云装束の事水干狩衣と申者也上下共に同色なり登端袖替故に如_レ此名を申替也只狩衣のことし着様も如_二狩衣_一仍装束のやう面白練貫ならば裏の色あをかるへし面青練

貫ならば裏は平絹たるへし面には縫物をする也文事は主の家の紋をもぬひ付也又時の草木花紅葉をもぬひ候也次のほかはた袖は金襴たるへし色は水干の色によりてはた袖の地の色をかへ候なり又は主のこのむへき也裏をはいかにものりこはくふのりを入へし袖のく、りはけぬきかたにて殿上人の袖のく、りと同物也次大帷の下の袴も狩衣のことくあるへき也次衣をも重袖一重もあるへき也狩衣と同事也袴には身を入れて下結也上の帯の事は狩衣のことし
又云衛府をつくる時織狩衣に袖一重衣を加へ指貫に身を入下結(中略)次に袖く、りの事六位にては常式のまたらめすかのあつくみなり五位之時布狩衣をは以前に書おく也折狩衣には平組たるへし殿上人の狩衣のく、りと同もの也
○水干
吾妻鏡云治承四年十二月十六日鶴岳若宮被_レ立_二鳥居_一亦被_レ始_二行長日最勝王經講議_一武衛令_レ詣給装_二水干_一駕籠歸_二給云々_一
義植將軍御髮置記云應永元十一廿八若君様御水干をめし
て紅のうきおりの物御も
んぬかうにぬひし

○白水干

平家物語云武藏國住人つ、木の平太經家は高名の馬乘馬飼なりけり平家の郎等なれば鎌倉の右大將めしとりて景時にあつけれにけり(中略)東八ヶ國にいまは心にくき物候はす但召人經家に候と申ければさらはめせとて則召いたされぬ白水干に葛の袴をきたりける

○袍

三條家装束抄云著袍次第冬は先着_二赤大口_一次上袴次單次袖次下重上其上袍夏は先赤大口次上袴次赤帷次單次下重上
下次半臂次袍或説先赤大口次下重袖風情之物着_レ之次上の袴を着して上の袴の腰にて下着を着籠_二説也_一

○大紋

源平盛衰記云大文ヲ三ツ、書タル直垂ニ黒絲威宵ハ同國住人梶原平三景時子息源太景季生年廿三ト云

○布衣

平家物語云うつほ柱よりうちす、のつなのへんにほういもの候はなにもものそらうせき也とうくまかり出よと六めをもつていはせられたりければ云々

吾妻鏡云建曆元年正月三日丁亥院飯小山左衛門尉朝政沙汰之_二結城左衛門尉朝光持_一參御劔_二今日及_一御前盃酒

有_二延年等_一相州被_レ賜_二御布衣_一其外武州等同及_二御引出物云々_一
又云仁治二年十一月四日今朝將軍家爲_二武藏野開發御方遠_一渡_二御于秋田城介義景武藏國鶴見別莊_一御布衣御與御刀者_二三手供奉著_一水干

將備_二威儀_一日多平禮公保卿少將二十許マテ常事也基家光能_及四_一近代其兩人外近將不見及_二基家又好_一此事
○素袍
東遷基業云元和元年十二月十六日駿府の城に還御あり廿九日に明年元日には諸士烏帽子素袍を着して賀正すへしと仰出されけり二年丙辰正月朔大將軍御使を駿府に遣はされて新正を賀せらる、事例のことし今日諸士烏帽子素袍を着して賀正あり云々

○小素襖
東山殿年中行事云_{正月四日}入_二御于常御所_一武家皆着_二小素襖_一
○隨身裝束
寶篋院殿大將軍拜賀記云次ニ隨身馬上赤キ金襴ノ上着ニ豹虎之尻箱之太刀滋藤弓二尻籠負厚總之尻鞆懸テ左右ヲ分_二二行_一ニ乗也

○細長

慈照院殿御侍着記云次御前様御出其後御前張り大口に細長御地白唐織物御紋御めして御はし直の供御御向アリ

○淨衣

長門本平家物語云本三位中三位中將淨衣の左右の袖のく、りをときて佛の御手にゆひつたてまつりて五色のいとをひかへたり

吾妻鏡云安貞二年二月三日將軍家御參鶴岡八幡宮令着御淨衣袷先散位晴賢參廊車寄戸

松田家記云永和元年三月廿七日石清水八幡宮御社參當御代始御裝束如件御淨衣

武家名目抄稿第三百三十册

塙檢校保己一編

衣服部附録一

○長絹

西三條裝束抄云長絹元服以前是ヲ用ユ菊トチトテ黒キ房アリ地ハ生ニ紗ニテモ色ハ白シ

○襦袴

和名類聚鈔云襦袴唐韻云襦音兩袴衣名也釋名云兩今按兩或字知其一當胸其一當背也

○上下

吉部秘訓抄仁安四三十三經房卿記云太上天皇令參詣高野給中略小舎人童一人花太衣調度懸一人着青丹上平禮夾尻可垂之由或人有命然而不帶胡錄在其行旅之法夾尻有便敷十訓抄云昔西八條ノトネリナリケル翁賀茂ノ祭ノ日一條東洞院ノ邊ニコ、ハ翁カ見物セムスル所也人ヨルヘカラスト云札ヲ曉ヨリ立タリケレハ人彼翁カ所爲トハ知ス陽成院物御覽セムトテ立ラレタルナメリトテ人寄ラサリケル程ニ時ニ成リテ此翁アサキ上下ヲ着タリ

○小袴

山槐記云治承二年正月廿三日戊午自中山堂參鞍馬寺於美會呂坂逢右少將維盛朝臣折烏帽子着直衣小袴行鷹騎馬

源平盛衰記云賴政ハ白キ文紗ノ水干小袴ニ藍摺ノ帷キテ立烏帽子ニ太刀ハキテ胡錄ヲ不負ハ淺沓ヲハケリ

義輝公御元服記云御供三騎次第同朋春阿彌各肩衣小袴カヘシモ、タチヲ取ラル、

笠掛射手體配記云射手の次第を射手にしらする事矢取にても介添にてもしてしらする也但矢代振人は沓をはくへからす小袴にて振へき也

笠掛日記云かさかけ帯佩并射手出立の事先えほしかけをすへしゆかけを指素襖小袴を着てすあをの紐を前の方に一ツ結び其上を又結びて夫を後へ廻して素襖の襟の真中に可結其上を縁にてとつへし

○衣袴

花營三代記云應永卅年正月十一日御評定有管領出仕衣袴也

○布袴

源平盛衰記云入道ノ計ヒニテ十四五若ハ十六七ハカリナル童部ノ髪ヲ頭ノマハリニ切リツ、三百人召仕ハレケリ童ニモ非ス法師ニモ非スコハ何者ノ良ヤラム一色ニ長絹

ノ直垂ヲキル時ハ裾ノ布袴ヲキセ一色ニ縹物ノ直垂ヲキル時ハ赤キ袴ヲキセ梅ノ裾ノ三尺計ナルヲ手本白ク汰テ右ニ持チ云々

武家儀式云鹿苑院義滿公御代中略次御後官人本庄大夫判官宗成赤色布袴

○狩袴

吾妻鏡云建保六年九月五日乙亥相州依召被參御所洛中事被尋仰之相州被申云先去月八日梅宮祭之時御鞞有拜見志之由内々申之間臨幸件宮右大將被刷顯官之威儀是皆下官見物之故也云々同十四日初參御鞞庭著布衣顯文紗狩衣白指貫伴恩息二郎時村二藍布袴公卿候篋子上御簾數覽之

西三條裝束抄云襖袴近衛大將着狩袴ナト同類名ノミ替テ子細ナシ狩襖トテ隨身舎人牛飼等ノ着狩袴白染分朽葉紅梅萌木二藍等サマ、有事也可依先規

○奴袴

吾妻鏡云建久元年十月二日條右大將家御直衣始也藤丸薄色堅文織物奴袴

○革袴

扶桑略記云寛平六年九月五日對馬島司言新羅賊徒船四十

五艘到着之由太宰府同九日進上飛驒使同十七日記曰
(中略)所取雜物大將軍縫物甲冑貫革袴銀作太刀纏弓革
胡録充夾保呂各一具已上附脚力多米常繼進上

○下の袴

西公談抄云四條大納言所勞大事にてすてに死すへくなら
れける時大貳高遠三位平禮に下の袴はらかにて雑色な
と引つくりひて大納言のもとに被參たりければ云々

○葛袴

鎌倉年中行事云未冠御馬始射手六人
三番ニケ度ナリ各番ニ風折
水干葛袴香塵仁亂前マテ
ナリ

○禪

日本書紀神代上云又投其禪是謂開囀神

○襪

西三條裝束抄云襪練貫を用ゆる宿老は平絹唐裝束の時はい
ろく美を盡したる事とも見へ侍る凡襪は束帶の外着用
せざる事なり御免を蒙りては直衣衣冠にても用ひ侍る
なり

○たうさき

平家物語云成経流おのつから有るものとも此公の人には
す色くろくうしのことし身にはけなく生たりけんふ

のたくひなければきたるものもなしおほしきものは木の
はをはきてたうさきをかきはねかつらといふものとせ
し

○桐ノ笠

關八州古戦録云太田十郎廣澤カ組ニテ奥村桐之丞ト云ル士
桐ノ笠ノ天返ヲシタ、カニ突テ物分レシタリ

○肩衣

○はつとく

蟻川記云かた衣の上にはつとく又はかたきぬなど打かけ
す人の前へ參候こといか、にみへ候ぬかれて候て可然
候

○裘袋

法體裝束抄云裘袋事夏は裘袋を不着用之云々又夏も冬
も通用之別にす、しはなき也凡上さまはかりめさる、
ものなり大納言入道まではゆりて着用參内すと云々僧正
又同前也是以下人着之歟

○直綴

宣守僧正記云絹直綴貴賤共用之道服者俗隱者用之云々
大覺寺寬尊親王被用之自由之至世人皆爲比與云々
○道服

西三條裝束抄云道服地は狩衣のことし出家着用の衣のこ
とし月かたのなき物なり大臣至極の藝に用ゆるはなり立烏
帽子を着用す

末森記云利家卿利長卿御父子サ、メキ立テ人数ヲ打入給

ヒ金澤城マテ村井又兵衛ヲ召テ今度ノ働一々聞召シ吉川

平大江見藤十郎屋後太右衛門小林大納言法師此四人に黄

金廿兩ツ、被下彼助來タル三人鐵炮大將ニハ米百石充

小袖道服ナト被下ケリ

○御服

吾妻鏡云文治二年六月九日乙卯去四月之頃政道事殊可
致興行之趣付議卿令奏聞給了勅答之條々執職事
目録帥中納言被進之今日所到來也條々(中略)一春
近并郡戸庄年貢事早無懈怠可進濟之由可被下知
也先々以彼年貢被用御服早々可有沙汰

○上のきぬ

源氏花の宴卷云さくらのかうのきの御なをしえひそめの
したかさねしりいとなくひきてみな人はうへのきぬな
るにあされたるおほきみすかたのなまめきたるにていつ
かれいりたまへる御さまにけいこととなり

○下重

建内記云嘉吉元年十月廿日癸丑普廣院殿御服御下重拜二領
之(中略)如御小直衣之類佛内御忌中已被施入于寺
院畢於朝衣之類拜趨之輩當用之物也仍被施給了

○重衣

布衣記云押折の時は重衣事本儀には無之但不重衣時は
無行粧間晴時は雖爲押折可重衣也不苦事也於
本家内々時は殊不可重衣如此子細依腰細也

○時服

東遷基業云蜂須賀至鎮を岡山の行營に召して順慶左文字
の刀并威書を賜り松平氏を授られ其軍功を賞せられけり
蜂須賀家臣に賜けるは(中略)御威書并時服森甚五兵衛村
重手右は穢多崎并博勞淵先登云々

○四季之著服

奉公覺悟記云三月中うす小袖たるへし此時あはせをした
にちやくすることくるしからす四月一日より給たるへし
五月四日まであはせ五日よりかたひらたるへし九月九日
より小袖を着候此時そめ付の小袖たるべき事本義也又十
月の子にはむらさきの小袖たるへし

○御かう

○御おり物

○御おりすち
 ○御はた
 ○御こをんそ
 ○御あかふくろ

澤巽阿彌覺書云正月の御ふく十二月晦日まいる目錄かな
 にあそはし候也御ふくのもくろく

- 一 御かう
- 一 御おり物
- 一 御おりすち
- 一 御染小袖
- 一 御はた
- 一 御こをんそ
- 一 御かたきぬ御はかま
- 一 御ゆかた
- 一 御おひ
- 一 御あかふくろ
- 一 御はたのおひ

女中衆へまいらせ候也近年はとうほう衆にもたせられ候
 て參候也(中略)私に云御あかふくろと申はきぬのは、の

ひろきを四かくに四はうに一重にて御座候つるおもしろ
 くねりくりにて折たる物にて候くちにぬひくくみ候ひき
 しめかやうなる物に候今は寸法知たる見たる物もまれに
 候か

○十徳
 私日記云公方様御出立之事御十徳御こはかま何も色はむ
 らさき也御紋は桐を被付候

○猩々緋羽織猩々皮羽織
 東遷基業云塙團右衛門直次淡輪六郎兵衛重政三千斗俄に
 喊聲を發して鉦の紋の旗を眞先に進めて突て懸る敵味方
 入亂て戰ける上田主水は猩々緋の羽織に銀の半月の三尺
 餘なる前立物の冑を着て一番に鎗を合すこれに續て横江
 平左衛門これは白き切割輪貫一尺斗の立物の冑を着て進
 む云々

板坂卜齋慶長記云慶長元年春秀頼公三歳上洛日本大小名
 裝束にて馬に乗(中略)秀頼公御先へ二行に乗其跡に長持
 三百とんす唐織のおほひ次に左の方柄までのしつけの長
 刀五十右の方のしつけ鍵五十鐵炮五十いづれもあかき猩
 々皮の羽織大小金のしつけ云々

岡野時支テ戰ト云ヘトモ利ヲ失テ敗走ス北川圖書布施次
 郎左衛門安田勘助返合セ奮戰テ死ス正宗利ニ乘シテ自ラ
 才ヲ探テ北ヲ追ヒ川中ニシテ岡左内ト太刀打シテ岡カ猩
 狸皮ノ羽織ニニ太刀打付ル云々

難波戰記云泉州經井合戰錄敵味方互ニ入亂レ黒烟ヲ立テ責戰フ一
 番ノ鎗場ハ上田主水正猩々緋ノ羽織ヲ着シ銀ノ半月ノ前
 立指渡シ三尺餘リ有リケル冑ヲ猪首ニ着ナシ鎗ヲ取テ相
 戰

○紅ノ羽織
 奥羽永慶軍記云小手深務城録會津方ニモ佐竹ノ後詰ヲ遅シト待
 ケレトモ如何シタリケン未レ來城中コノ大勢に被圍セン
 カタナケレバ敵方ヘ鉦テ小手森ノ城ヲ明渡シ命ヲ乞テ小
 濱ノ味方ト一ツニナラント相談一決シテ寄手ノ陣ヘ鉦言
 ノ使ニ石川勘解由存子細アレハ我々罷リ候ハント云マ、
 ニ蒞黃ノ絲ニテ綴リタル具足ニ同毛ノ三枚甲ヲ猪首ニ着
 テ紅ノ羽織太刀帶テ栗毛ノ馬ニ打乗タ、一騎城中ヲハル
 ニ乗出云々

○紅梅裏の羽織
 氏郷記云關白様數萬騎被召連板原ト云野山得御動座有
 テ金フクヘノ御馬印ヲ打フラセラレ関ノ聲作カケ々々給

氏郷其木戸破レト下知シテエイヤ聲ヲ上無隙透間責上
 ル城中モ爰ヲ先途ト防キケル蒲生源左衛門寺井半左衛門
 (中略)關白様被御覽ハヤ城ハヲツルンシタ、ト御威
 不レ斜シテ此羽織ヲ着テ本丸得乘候得ト被成御詮薄淺
 黃ニ柳ヲ縫タル紅梅裏ノ御羽織ヲ被下氏郷是ヲ頂戴有
 テ着用シテ馬廻小性モ不殘本丸へ掛レ、ト下知シテ
 我身モ侍共ノ先ヲ掛ラル

○木綿羽織
 室町殿日記云鶴物幡絹十棹木綿羽織五端と申候則注文く
 わへ申候間查付のとり染させられ候て可給候當月中
 に出來候様に頼存候恐惶謹言

○茜根ノ著物
 氏卿記云小田原軍録城中ノ様子ヲ尋ラレテ後茜根ノ著物ヲキ
 セ城ノ方ヘ向ハセテ御本陣ニ生張付ニ上トアリケリ虜カ
 白狀ニ城中ニハ兵糧盡候由申ケレハ此様子ヲ矢文ニ書テ
 城中ヘ射籠給シナリ

○行膝 行膝
 和名類聚抄云行膝釋名云行膝音與同和名無加波岐行膝言裝脚可ニ以
 跳騰輕便也
 山槐記云治承三年三月廿四日壬午今日石清水臨時祭也

(中略)行列取物舍人四人右一雨衣第二行騰三深沓
曾我物語云川の條此川の水色かはるとみへて候へとてこ
ま打入けるかや、有て十郎五月雨にあさせもしらぬまり
こ川なみにあらそふわかなみたかな五郎聞て歌の心あし
くや思ひけむむかはきつ、みなとしてかくそ泳しけるわ
たるよりふかくそたのむまりこ川おやのかたきにあふせ
と思へは

七十一番職人歌合云秋深き星はくもれとむかはきの白毛
の月のさやか成かな祈ても逢瀬やあると町人のむかはき
かはのなてもものもかな

○脛巾

倭名類聚抄云行纏唐式云諸府衛士人別行纏一具纏音直本
朝式云脛巾俗云波

延喜春宮坊式云凡正月十七日射禮節東宮參豐樂院一步射
射手帶刀十人著末頼脛巾坊進一入執帶刀歴名札云々

○さやはん

○も、は、き

太平記云大塔宮藤野落條此君元ヨリ龍樓鳳閣ノ内ニ長トナラセ給
テ華軒香車ノ外ヲ出サセ給ハヌ御事なれば御歩行ノ長途
ハ定テ叶ハセ給ハント御伴ノ人々兼テハ心苦ク思ケルニ

○頭巾

義經記云判官殿奥州落の條判官殿はことしるくおはしければあか
の付たる白き小袖二つにやはす付たるちしろのかたひら
にくす大口むら千鳥をすりにしたるかきの衣にふりたる
頭巾めのきはまでひつかうて戒名をはやまと坊とぞ申け
る

案相違シテイッ習ハセ給ヒタル御事ナラネトモ怪シケナ
ル單皮脚半草鞋ヲ召テ少シモ草臥タル御氣色モナク社々
ノ奉幣宿々の御勤懈ラセ給ハサリケレハ路次ニ行逢ケル
道者モ勤修ヲ積メル先達モ見尤ル事無リケリ
條々聞書云又大かたひらうらうちの時しゆすのさやはん
すへし

貞助雜記云公方様御小者も、ひき脚半をは十月五日北野
御經へ御成より仕申三月三日まで仕申候又雨もふり路次
あしく候へは走衆も御小者も脚半をはとられ候大名の内
衆も同前御供衆も、ひきさやはんをめされ候

走衆故實云十月五日より三月三日まではきやはんも、ひ
きは、きををする御きやうの以前はせすとひする時なれ
とも御道に川あり雨ふりてつよくしるければきやはんも
もは、きををとりなりさやはん色多分こんのしゆす也但茶
の色にても着用の例有之も、は、き色有定

又云さやはんも、は、きの事さやはんはしゆすにかきり
候色黒又茶ねすみ色なにて候こしらへ藤民部殿後藤佐
渡殿なと着用候由に候も、は、きはとんすあや以下又こ
うはいくち葉巴下のおり色但紅梅は御小者などの様なる
とて被嫌候乍去若衆などはさも候てよく候はん歎

武家名目抄稿第三百三十一册

塙檢校保己一編

衣服部附録三

○小袖

覽廬断餘云小袖ハ織筋ウス板カ古ヨリ本々着ス染小袖ハ
略儀也アツ板ノ織物上筋着スル服ナリ平人ハ不_レ着也又
町人以下ノ下賤ノ者は一向却テ不_レ苦也田村清観云上古
ハ織物着事ナシ花ノ御所ノ花麗ヲ好テ着セラル今ニ着ナ
リ只ウス板ノ織物本ナリ

大名出仕記云小袖之體高下不_レ着衣裝多し先おり物之事
は平人等は可有_二斟酌_一旁御禁制にて候公方より御免候
へは被_レ着理運には不_レ被_レ用候但又平人之子十四五まで
は内々にてはかんとうのおり物ならば着候ても不_レ苦候
夫も外人參會にはきましく候

條々聞書云(上略)九月九日より小袖を着候此時そめ付の
小袖たるへき事本義なり

今川大雙紙云小袖を參らす様下かさねに引かさねて兩
の袖を一所に取て小袖を中より二ツに折て袖を上折かへ

してひろふたに置て下にかみを置なりを主人にむけて右の方におく也

東遷基業云神君禮府御出馬條片桐且元か使として其家臣小島庄兵衛と云者來り片桐大阪を立退次第を言上しけり神君閉召て秀頼老臣之諫を不_レ用して片桐横死せんとせしに不慮に虎口を遁れ其臣中島之一揆の時家人等忠義するよし神妙也我自身馳向て謀叛の子細を糺明すへし片桐も出向て大坂か案内仕へしと仰にて御紋の御小袖を賜けり小島は頂戴して子孫に傳へける

○紫の小袖

蟠川記云紫の小袖の事紋を付ては殿中へもめし候無紋はめさす候なり

大名出仕之記云むらさきもねりもこしをあけて染たるはよく候こしのあき候はぬはいやくみへ候紫にかきらす何も染小袖はこしをあけ申候

駿騷断餘云紫ノ小袖ハ平人不_レ着細川京兆正月三日一度着其日觀世大夫ニ被_レ下也

奉行覺悟記云又十月亥の子の出仕には紫の小袖たるへし男女ともに如此

條々聞書云又十月家には男女ともに紫色の小袖を用候是

るをもめし候ましく候無紋之小袖は賞翫の事候法體は白小袖をもめし候はんすれとも無紋之おり色は御きん制に候間めし間敷候

條々聞書云總て俗人はるほしなとの時は殊に無紋之小袖不_レ可_レ着候但猿樂何も着して不_レ苦候

宗五一冊拔書云むもの小袖之事らうせき也入道ならてはいか、に候犬追物之時は如何

萬拔書條々云無紋の小袖禁制昔無_ニ御許_一近年被_レ着候白袖に紋をと書めし候其も殿中へ不_レ可_レ然候

○白小袖

伊勢貞順記云大かたひらの時は白き小袖も不_レ苦候た、の時はいつれの小袖も着候但おり物なと着られ候ましく候この外いそうなる小袖人の目に立候をは不_レ可_レ有_ニ着用_一候

又云大かたひらの時は白き小袖も不_レ苦只の時はいつれの小袖をもき候

大名出仕記云白き小袖の事只の人は着不_レ仕候但平人も大かたひらき候時は白小袖を用ひてもくるしからす候

又云出家等は不_レ苦候

又云白小袖は花族にて候

は殿中のみの事也

故實雜々聞書云十月御いの子にむらさきにて候又云いの子にむらさきの小袖私にても着候子細まては不_レ及候

○紫うらの小袖

蟠川記云むらさきうら之事御禁制之さはなく候但下々の人は斟酌可_レ然也

條々聞書云又紫の(中略)紫うらの小袖同前公方様御服はいつも紫の御うら候間其憚に候

御供古實云むらさきうらの小袖之事急度御禁制は候はず候去ながら一段の物にて候間ちとまんとやく可_レ然候たれ_レも付候はん事斟酌候て可_レ然候

萬拔書條々云むらさきうらえんしやく可_レ然候禁制とは不_ニ承_一及_ニ候_一

○紅裏の小袖

愚耳舊聽記云波岡貴之條女は我子をさかさまにいたき紅裏之小袖をうへさまに着ておきつまるひつふしまつみいかに成行身の果そやとこる_レくなきかなしめは云々

○無紋の小袖

御供古實云無紋之小袖の事おり色之事た、無紋にそめた

蟠川記云無紋の白き小袖おもて向へは召候はず候也條々聞書云武家の人も大かたひらの時は白小袖を着へしきぬなるへし

宗五一冊拔書云又武家に大かたひらの事此時必白き小袖を被_レ着候絹たるへし

○白綾

條々聞書云又白綾は一段之儀にて候敷公方様にも人に呉服被_レ遣候にも一段之御かたならては不_レ被_レ參候

難波戰記云武家古法條君臣上下可_レ爲_ニ各別_一白綾白小袖紫裕紫裏練無紋小袖無_ニ御免_一衆獲不_レ可_レ有_ニ着用_一近代郎從諸卒綾羅錦繡等之飾服非_ニ古法_一甚制焉

○織物

○格子

○小格子

○紅格子

○筋

○簾

○すたれ

宗五一冊拔書云た、のおり物之事御免なくてはゆめ_レき候はず候又すちみすなとはめし候かうしをは是も御ゆ

るし候はては女中もめし候はず候
 蟠川記云織物之事召候半つる方は人に可_レ依候御女房衆
 にも中老衆はこかうし被_レ召候はず候是も花しやくにて
 候中老之内に上意に相かなひ候方々には御ゆるし候へは
 めし候なり織物こうしにて候つる筋を織たるおり物をは
 中臈衆もめし候也小格子の織物召候半つるは人によるへ
 く候男衆もおり物き候はんする事有ましく候但被_レ下た
 る其色に織つかせ候ていつもき候事にて候そんし候て
 き候はん事有間敷候被_レ下たる小袖出仕にきられ候はん
 するまでさへく候其以後に色をにせて織つかせ候はん
 するそ殊に織物白綾なと有間敷候事にて候自然此春被_レ
 下たる御ふくの織物又來春までたしなみて出仕に着用
 候はんする事夫は其身の嗜にては織物御ふくなと公方様
 より拜領に定て御相伴衆之外別て上意に相かない候方に
 被_レ下候也
 御供古實云おり物之事御人體によるへし御女房衆にも中
 老は小うしをは召され候花飾にて候自然中臈衆の御内に
 も上意に被_レ相叶_レ候御かたへは御ゆるしにて召され候織
 物紅かうし御ゆるしにて候つる筋すたれをおりたる織物
 をは中臈衆も召小かうしのおりもの召候半つる方は人に

よるへし男衆もおり物着仕候半つる事有間敷事なり但御
 服を可_レ有_レ着用_レ候又被_レ下候織物之如くにおり付て着用
 申す事不可_レ然候當春被_レ下を來春までも其主之嗜にて
 着用之事はあるへし公方様より織物御拜領候事は御相伴
 衆御供衆之中にも人體により御拜領候也其外は別して上
 意に相叶候聲に被_レ下候也
 條々聞書云只のおり物を御拜領候はては殿中へはたれた
 れも着候はず候又女中衆も中臈は格子の織物うちまかせ
 てはえき候はずすちみすなとは召候御免にて候きはにて
 候公方様御服給候を久しく候をきほと申候何にても主
 人たまはり候小袖同前
 古實雜々聞書云織物格子之事に上らうまではこうしにて
 候御ちの人中らうかしらなと御ゆるしによりめし候はや
 く御めし候事はなく候
 又云こうしもみすもおなし事にて候ひた色は下かへにな
 り候
 大館常興記云天文十年十一月廿日及_レ晚縁阿を爲_レ御使_レ
 被_レ尋_レ下_レ候おかしけなるおり物小袖着用候て御番に可_レ
 參候事不_レ苦候哉由内々御尋なり仍御返事言上おり物に
 て候は、御服にて候はては着用不可_レ然存候嶋おり物な

とは亂中に着用も候へる由御返事申候也此趣そと一紙に
 えるし申候やうにと縁阿被_レ申候問まるし候て申上之也
 ○二重織物
 平家物語云^{六代}北條申されけるは中にも小松之中將維盛
 卿の若君六代御前故中御門新大納言成親卿の娘の腹にお
 りと聞平家の嫡々なる上いかにも去て尋ね出しまいらせ
 てうしなひ參らせんとて手を分つて求め共尋ねかねて
 既に空しう下らんと仕處に思はさる外一昨日聞出しまい
 らせて昨日是にてむかへ奉つて候へとも餘に殿しうまし
 まし候程にいまた兎も角も去奉らて置奉て候と申されけ
 れは聖いささらは見參らさんとて若君の渡らせたまふ處
 にまいつて見たまへは二重織物の直垂に黒木の數珠手に
 ぬきいでておはします
 ○唐おり物
 宗五一冊拔書云またさるかくはくるしからす既にからお
 りものもき候事候
 條々聞書云公方様御服と申候は(中略)又からおり物は一
 段賞翫の義にて候公方様の外御臺様日野殿三條殿女中管
 領の御母御ゆるしにてめし候又三職は拜領にてめし候
 故實雜々聞書云からおり物は御所にも大上らうさへめさ

す候こおんそなどの事は不_レ知候くわんれいの御母の外
 はめし候ましく候何もえらぬかたかけの人は申ましく候
 御供古實云唐おり物之事一段御賞翫之義にて候尋常の人
 のめし候はんする事にては候はず候からおり物をおとこ
 衆の着用の事は三管領へ御成之時御拜領の外は無_レ之候
 然れ共又一段に被_レ下候事も可_レ有_レ之
 ○島おり物
 貞順豹文書云島おり物之事おもて向へは不着候内々に
 ては自然着する方も候地下の人専用にも惣別織物御服に
 てなきを下着にも被_レ着用間敷候自然御覽にて御とかめの
 時は申のへられやう有間敷候
 御供古實云島おり物之事人前へは不_レ然候又えゆすとん
 すなとも御禁制にて候
 條々聞書云島おり物之事地下人の着物にて候きとしたる
 人下着にも不_レ用候
 古實雜々聞書云島おり物之事おもてむきへは不_レ出候
 奉行覺悟記云島おり物の事地下人の装束たるへしとなり
 ○北絹細
 ○北絹細
 宗五一冊拔書云はつけんつむき之事もん付たるは上へも

参り候出家入道同朋勿論候はし上下之時かりそめにも無紋の小袖不可然候又さるかくはくるしからず候御供古實云北絹之事たつね申して候へは惣別からもの御さん制之間ほつけんもめし候まし候然は當代おしまきらかし候てめし候方候是は紋を付候て染たる上之事にて候式々之時又御前などへはめし候まし候御祝之時も同前ほつけんつむき御服参り候奉公覺悟記云北絹つむきの事もん付たるは上へもまいり候也

條々聞書云北絹袖の小袖の紋付たるは不可苦候紋不付は殿中又は急度したる時は俗人は不可然候出家同朋はくるしからず又何にても唐物同前

○袖の小袖

鯉川記云袖之事紋をは染たるは御前へも不可苦候

御供古實云つむきの事紋を付候て染たるをは御前へも着用不可申候

○丹後袖

貞順豹文書云丹後つむき之事紋を付ては被_レ着方も候白きは可有_レ斟酌又出家は白きも不可苦候

御供古實云丹後つむき之事白く候出仕にめし候人候是更歳廿一の五月五日の午の時までめされ候御法にて候男は十五までありをしほりてき候

異本條々聞書云ぬめの紅梅之事女中衆めしそめらる、事は十一月一日よりめしそめ明年五月五日むま時までに候毎年此分にて候又めしとまり候事は年廿八の五日むまの時迄めし候御法にて候男は十五まで候也

○め結の小袖

貞順豹文書云めゆひの小袖の事は内々にては不可苦候これも式々之時はむやくにて候歟

○茜の小袖

大名出仕記云茜の小袖之事是はきつと参會之時には可有如何候哉心安方はつねく着仕候これむもんの類にて候間然取き候ましき事にて候

○遠江茜

宗吾一冊抜書云とうたうみあかねはとしよりて着するもの也

○紅筋之小袖

貞順豹文書云くれないすちの小袖之事男は十四五までは候但貴人之御子息などは十七八までも御用候條々聞書云くれないすちの小袖之事男は十五六七までも

いはれざる由申事に候條々聞書云丹後袖之事紋を付ては被_レ用てもくるしからす白はしんしやく可有_レ乍去殿中きとしたる時は着候まし候

○まのな袖

條々聞書云又まのな袖

異本條々聞書云しいなつむき入道俗人もよく候又犬追物之時はちとわかく出立たるもくるしからず候

○白袖

御供古實云白つむきは斟酌に候但出家たれば不可苦候萬抜書條々云白袖に紋と書めし候其も殿中へ不可然候

○紅梅

貞順豹文書云紅梅之事男は十五又は十六まで候其頃過候へは無着候女房衆は廿八の五月之午刻までめし此以後は召さず候是は公方様にての御法にて候總別年々めしめられ候事は十月廿日よりめし候て明年五月五日までに毎年此分に候

○ぬめの紅梅

條々聞書云又ぬめの紅梅をは内裏御前御伺公之女中は御着候女中衆はわかき人も又老たるも被_レ着候あなちいくつまでと申きまはりはなく候

○一ツませの小袖

貞順豹文書云一ツませの小袖之事是も大略同前御供古實云一ツませ之事はわかき間計着用候女房衆年ふけても用候

異本條々聞書云ひとつませの小袖之事男は十五六まで候女中は若き間許被_レ用候

○梅染之小袖

貞順豹文書云梅そめ之小袖之事殿中へも不可苦候うら打之時も可_レ着用也

御供古實云かけもへき梅染昔より専めし候近年すたり候式々の御祝の時もくるしからず候

○加賀梅染

宗吾一冊抜書云又加賀梅染之事面向被_レ着候事くるしからす無もんはしんしやくあるへし

奉公覺悟記云加賀染之事もん付たるは面向へも被_レ着之候なり

條々聞書云公方様御服と申候は(中略)其外加賀梅染○あや袖

條々聞書云公方様御服と申候はおり物色御紋は不定白あや又はあやつむき

○茶染之小袖

貞順豹文書云ちやそめ之小袖の事同前是もこしのあきたるか能候也

大名出仕記云茶染の小袖之事不_レ苦候うら打の時着候但若人には不相應に候歟又染様にもよるへし

○ま、良之小袖

貞順豹文書云ま、良之小袖之事殿中へも着用候同あはせま、良猶可_レ然候

○練

蟠川記云練なとき候事はなく候十四五まではこれもき候はん歟

○練貫之二重小袖

太平記云吉野城義光ハ二ノ木戸ノ高橋ニ上リ遙ニ見送り奉テ宮ノ御後影ノ幽ニ隔ラセ給ヒヌルヲ見テ今ハコウト思ヒケレハ梅ノサマノ板ヲ切落シテ身ヲアラハニシテ大音聲ヲ揚テ名乗ケルハ天照太神ノ御子孫神武天皇ヨリ九十五代ノ帝後醍醐ノ天皇第一ノ皇子一品兵部卿親王尊仁逆臣ノタメニ亡サレ根ヲ泉下ニ報セン爲ニ只今自害スル

たるなり

御供古質云かけもへき梅染むかしより専めし候近年すたり候式々の御祝の時もくるしからす候

○織筋

蟠川記云おり筋之事着候時の事着候事はいつ頃にしたまり候事はなく候なりおり筋は年老たる若きによらす似合候様におらせ申候て着候

條々聞書云おり筋なと申ものは慈照院殿御時まではめされ候はぬよし候

御供古質云直垂之下にめし候半小袖おり筋其外染小袖不_レ苦候おり物は努々有まじきなり

故實雜々聞書云おり筋かたす袖のはとらひ云々

○淺黄之小袖

蟠川記淺黄之小袖召候ても不_レ苦候由申候也

○かたすそ

貞順豹文書云かたすそを無紋にしてこしをしらくあけ候はむもんにては候はねとも何とやらんいそうに相みえ候問殿中へは如何

○おりもんの小袖

建武式目追加云禁制俗人ノ(中略)セイカウノ大口ヲリモ

有様ヲ見置テ汝等武運忽ニ盡テ腹ヲキランスル時ノ手本ニセヨト云儘ニ鎧ヲ脱テ櫓ヨリへ投落シ錦ノ鎧直垂ノ袴計ニ練貫ノ二重小袖ヲ押膚脱テ白ク清ク成膚ニ刀ヲツキ立テ左ノ脇ヨリ右ノソハ腹マテ一文字ニ掻切テ腸膈ヲ櫓ノ板ニナケツケ太刀ヲロニクワヘテ扱シニ成テソ臥タリケル

○練衣の二ツ小袖

東遷基業云關原合戦吉隆其日の装束には肌には練衣の二ツ小袖の上には白布に羽蝶を墨にて書たる鎧直垂を着し朱の佩楯に朱の頬當して甲冑は不_レ着白青之絹之覆面に顔さし入て頬充下にて紐を結び四方取放しの乗物に乗て近習の兵にか、れのるとなり

○淺黄裏

貞順豹文書云あさきうら之事紫の小袖又はあかねなどのうらには付る方も候歟是口口出し式々の參會には可_レ有如何候哉

○掛蒔黄

宗吾一冊拔書云かけもへきと申こんやにてそめ候色々もんを付てもるきくろみて染たる小袖にて候
奉公覺悟記云かけもよき事もるきをくろみ過ぎてそめ

○白小袖

貞順豹文書云白き小袖のゑり袖計にあい花にて紋をちいさくかいて着候是は白き小袖にてはなき由にて着する人も候是もおもて向へは出さる儀にて候私にての事にて候
大名出仕記云にわかに入中へき候時はお、花にても又は墨にてもちいさく紋を付候て着候是故實にて候但し貴人御前へかやうにしてもき候事はなく候白小袖を着候時俄に人前へ罷出候之事也

○赤の小袖

異本條々聞書云赤の小袖の事年寄も殿中へ被_レ着候不_レ苦候

○赤裏之小袖

大名出仕記云男の小袖之うらを赤くする事如何にて候小人の不_レ苦候但し夫も面の色にもよるへし表赤く候得は裏も赤くする事候又小人の藍之染小袖又織物などの裏を赤くする事無儀候紫の小袖又茶染茜などの裏をは赤くする也色々は小人の小袖之裏にて候

○ぬいはくの小袖

武家名目抄稿第百三十二册

塙檢校保己一編

衣服部附録四

○裕

萬葉之書云卯月朔日を更衣といふこれより五月四日まで
桃色の裕を本とするなり新き時より裕斗古にはかたびら
をかさね着すへし

御供古實云裕の事た、きぬ可然候

駿府記云慶長十九年甲寅四月四日加藤肥後守忠廣御禮
獻銀二百枚御服十領御裕衣廿領

○白き裕

貞順豹文書云(上略)次に年よりにはこんあささちや又白
あはせ紫相應候て可然候

御供古實云裕の事た、きぬ可然候(中略)きぬのた、
白くあささちや可然と申習し候なり

條々聞書云又白絹の裕本なり但し公方様めされ候間斟酌
あるへしとも申候

萬拔書條々云裕色白本也老者は猶可然候

○淺黄

貞順豹文書云次に年よりにもこんあささちや又白あはせ
紫相應候て可然候

異本條々聞書云又年寄はこむあささ茶こさもへきなとよ
く候

大名出仕記云年寄には先あささちやこんもへきくろ梅此
類相應候て能候

萬拔書條々云又淺黄唐茶紺こさ萌黄も可然候

○唐茶

萬拔書條々云又あささ唐茶紺こさ萌黄

○柳色

貞順豹文書云先若き人にはくちは柳色紫可然候歟

馬見參入記云裕の事夏の裕は柳色白裕本也

異本條々聞書云さりなからむらさきはめし候ましく候く
ち葉ひは柳色ねりぬき空色もへきなとたるへし

大名出仕記云又若き人には朽葉ひわ柳色など可然候

故實雜々聞書云あはせの事何色能候哉(中略)若人にはひ
わくち葉柳色又人のこのみによりてひわたいろ

○玉虫色

貞順豹文書云又人のこのみによりてひわた色玉むし色き

ねりぬきとかけ色なとも着候

大名出仕記云又ひわた色玉虫色かや色空いろとかけ色此
等は三十斗のなき候

○とかけ色

貞順豹文書云又人の好みによりてひわた色玉むし色きね
りぬきとかけ色なとも着候

故實條々聞書云又人のこのみによりてひわた色とかけ色
も用候

○こさ萌黄

萬拔書條々云又あささ唐茶紺こさもへきも可然候

○萌黄

異本條々聞書云くちはひわ柳色きねりぬき空色もへきな
とたるへし

○織色裕

貞順豹文書云おり色のあわせ御きんせひの間是れに依て
るり袖なとをまほり着用候

御供故實云裕の事只きぬ可然候近年おり色の裕るり斗
まほりてめし候方も候おり色の裕むかしは御禁制にて候
つる當代めし候くれ、此程と成候てはるりはかりまほ
り候て着用候事不可然候

條々聞書云四月朔日より袷をき候鐵色のあわせならはるりと袖とをまはるへし

萬拔書條々云袷色白本也(中略)鐵色禁制襟ばかりまほりき候

○紫の袷

貞順豹文書云あわせの事何れも不_レ苦候歎但しむらさき色を可_レ斟酌也

異本條々聞書云(上略)さりなからむらさきは召し候まし候

東遷基業云神君大將軍と相議し給ひ武家の法令十三條を定給ひ貞永建武の式目に准せられ七月七日諸大名を伏見城に會せしめられ本多上野介正純これを諭告けり(中略)

一衣裳之品不可_レ混雜事君臣上下可_レ爲各別白綾白小袖紫袷裏練無紋小袖無_レ免許輩不可_レ濫著近世陪從諸卒服飾借_レ用綾羅錦繡甚非古例焉

○ひわた色

貞順豹文書云又人の好みによりひわたいろ玉むしいろ大名出仕記云又若き人には(中略)又ひわたいろ玉むしいろ

故實雜々聞書云あはせ之事(中略)又人のこのみによりひ

わたいろとかけいろ

○生練貫

貞順豹文書云又人のこのみによりてひわた色玉むしいろきねりぬきとかけ色なと着候

異本條々聞書云くち葉ひわ柳色きねりぬき空色もへきなとたるへし

○こん

貞順豹文書云次にはこんあさき茶又白

萬拔書條々云又淺黄唐茶紺こきもへきも可_レ然候

○空色

異本條々聞書云くち葉ひわ柳色きねりぬき空色もへきなとたるへし

大名出仕記云又ひわた色玉虫色かや色空色とかけ色

○茶

貞順豹文書云次に年よりにはこんあさきちや又白

大名出仕記云年寄には先あさきちやこんもへき

○ま、らの袷

貞順豹文書云又ま、らのあわせにて候得はまほり候はぬとも其ま、用候

○紅梅

○ぬめの紅梅袷

條々聞書云又ぬめの紅梅をは内裏御前に御伺公之女中は御年廿一の五月五日午の時まで被_レ召候御法にて候男は十五までるりをまほりてき候

○大身かわり

蟻川記云又大身かわりなとにそめて大名之内の衆なとめし候これ一向別事にて候なり

御供古實云丸す、し之事(中略)又は大身かわりに染たるを大名内の人めし候事も候是はおさ、てめし候惣別無益の事にて候

○片身替の袷

貞順豹文書云かた身かわりのあわせの事はも十四五までの事にて候

貞助雜記云かたみかわりなと可_レ然候

御供古實云かた身かわりのあわせの事十五歳までは用候其外は斟酌有るへし女房衆老ふけても用候

○練貫の袷

御供古實云あわせの事何も不_レ苦候こうはいぬきしろねりぬきなとは男は十四五まで着用あるへし白小袖は斟酌にて候

萬拔書條々云紅梅男は十五まで着候練貫同前但せいにより不_レ苦十五もせいにより無用候御女房衆は廿八の五月五日午の時まで召候常は霜月朔日より召て明年五月五日までめし候本々御さため此分候也

○ぬん白

故實雜々聞書云ぬき白若き間斗被_レ用候

大名出仕記云又ぬき白のうらも赤く候

○朽葉

貞順豹文書云先若き人にはくち葉柳紫色可_レ然候

異本條々聞書云くちはひわ柳色きねりぬき空色もへきなとたるへし

大名御出仕記云又若き人には朽葉ひわ柳色なと可_レ然候故實雜々聞書云若人にはひは朽葉やなき色又人の好により云々

○ひわ

異本條々聞書云くちはひわ柳色きねりぬき

大名出仕記云又若き人にはくちはひわ

○牡丹之袷

條々聞書云はたん之事四月一ヶ月をかきり可_レ被_レ着用候事にて候

○丸生しの事

異本條々聞書云丸す、しの事御ふくは不_レ及_レ申大上臈小上臈も御めし候中ろふはめし候はす候たれくもめし候事不_レ可_レ然候又一重生し一段の事にて候

大名出仕記云丸生絹之事是も同前にて候丸す、しとはすすしの裕の事也

故實雜々聞書云丸す、しにはうら付候是も位によりてき候男は幼少之間依_レ人き候女房衆めし候事勿論也是も可_レ寄_二仁體_一

萬拔書條々云丸す、し上臈小上臈も召候中臈は不_レ召候

○生裏
貞順豹文書云生裏の事はも女房衆夏斗きられ候男は不_レ着候

○單物
鎌倉年中行事云同日朝如朔日公方様御單物榻地御紋桐

○大帷
滿濟准后記云正長二年三月二十三日今日室町殿御參内始

并御院參云々管領後騎五番_{直垂}小侍所三番_{侍所}三番_騎也主從同直垂_{大帷}

貞順豹文書云大かたひらの時は白き小袖も不_レ苦候只の

時もいつれの小袖も着候但おり物なとをはめし間敷候布衣記云袖一重事好絹をうこん染に色を付狩衣の袖より一寸はかり出へき也衣と大帷間に可_レ付也

○帷子
蟪川記云同かたひらの事何も不_レ苦候

御供古實云かたひらの事尋ね申て候へは何も不_レ苦候大名出仕記云帷の事何も不_レ苦候

奉公覺悟記云女中衆は五月五日もねりぬきを被_レ着候こしまき此時よりす、しうらなり尙以女中衆は六月一日より七月中かたひら也八月一日よりねりぬきを被_レ着候

會津四家合考云_{出羽國細}大將五兵衛尉ハ兼テ期タル事ナ_{屋城藤原}レハ些トモ驚氣色モナク鎧一縮シテ其上ニ修多羅ヲ書タル帷子ヲ着テ文字ノ手鏡ヲ提テ込入敵ノ正中ヘ面モ不_レ振突テ掛ル

○白帷子

山槐記云治承四年三月四日丙辰今夜新院遜位之後始有御_幸土御門亭(中略)次移馬舍人四人_二藍裏_一木上下款冬衣_御敦盛草紙云源氏のふねよと聞召我さきに我さきにとろかいははやめおちゆけとも東國のけんしにあはんといへるへいけなし大臣殿御覽してふかくなりかた_く世わきよ

御供古實云梅そめあさきなとにそめたるは不_レ苦候條々聞書云其外は梅そめなと能候

異本條々聞書云其外梅そめなとはよく候

○あさき帷

御供古實云かたひらの事尋ね申候へは何れも不_レ苦候梅あさきなとに染たるは不_レ苦候

○紺地白帷

御供古實云ひろかたひらこ地白なとわかき人可_レ然候大名出仕記云若人等紺地白のかたひらよく候紺地白とは皆人の申候地白の帷子の事にて候

駿驤嘶餘云帷之事端午ニ菖蒲帷トテサラシノ布ヲ紺地白ニ染テ五月中着スル也

○菖蒲帷

駿驤嘶餘云帷之事端午ニ菖蒲帷トテサラシノ布ヲ紺地白ニ染テ五月中着スル也

○赤き帷

蟪川記云赤きかたひらなとは兒若衆は可_レ然候

○唐布帷

異本條々聞書云ちこ若衆は亦かたひら可_レ然候大名出仕記云帷の事何も不_レ若候唐布なと御きんせいの

似合候

大名出仕記云年寄には白帷子先可_レ然候

御供古實云白かたひらこ地白なとわかき人可_レ然候

○梅染

蟪川記云若人にはこ地白又梅もへきなと可_レ然候なり

御さたはなく候

條々聞書云かたひらの事(中畧)但たう布の類は僧喝食な
とになをよ候

萬拔書條々云惟いつれも不苦候唐布も御禁制不_レ及_レ承
候

○紅の入たる

御供古實云又若君などは紅の入たるも可_レ被_レ用候くるし
からす候

○蒔黄帷

異本條々聞書云かたひらの事まへにまるし候へしか花は
く梅もへきならば女房衆兒若衆などはよく候

○辻か花

○はく

宗吾一冊拔書云つしか花はくの事女房衆兒などの被_レ着
候男も着候はん歎十二三までは男も成人のほとらひによ
るへし

條々聞書云かたひらの事つしかはなはくなどは女房兒若
衆などはよく候年たけたる男不可_レ然候

異本條々聞書云かたひらの事つしか花はく梅もへきなら
は女房兒若衆などはよく候年たけた候ては不可_レ然候

○帯の事

宗吾一冊拔書云いにしへは帯六わりにて候慈照院殿御代
より八わりになされ候

御供古實云つねに人々めされ候おひもふんさいによるへ
しさのみにひろきは斟酌に候女房衆も御禁制にて候人に
より候てひろきのふんさいもあるへき事歎

○上帯

平家物語云_三三位中將は馬は弱る海へ颯と打入られけ
れともそこしも遠淺にて沈むへき様もなかりければいそ
き馬より飛て下り上帯きりたかひもはつし既に腹を切ら
んとし給ふ

○有文巡方帯

逍遙院右府裝束抄云有文巡方帯_{或曰}文の事鬼形獅子形
唐花唐草など也眞實の玉帯は火にも不_レ燒といへり凡裝
束の具足の中に劔笏帯には名物とは有と見へたり將軍家
拜賀此劔例云建武元年十一月十九日等持院將軍參議拜賀
に有文巡方用らる康暦元年七月廿五日鹿苑院准后大將拜
賀有文巡方用らる長祿三年十二月十五日慈照院准后右大
臣拜賀に此帯ヲ用られし也

○赤き帯

○せすり

○あふら布

條々聞書云其外は梅染など能候せすりあふら布など同前
異本條々聞書云せすりあふら布など同前

○さらし白帷子

騷亂断餘云自_二七夕_一至_二八月晦日_一サラシノ白帷ヲ着ス

○越後布帷

騷亂断餘云自_二六月朔日_一越後帷至_二七月六日_一着スル也

○一重生

大名出仕記云一重生しとは生絹の帷之事なり紋を付たる
もおり申候又一方をは亦又下かいをは白く仕候歎是をは
白赤と申候

御供古實云一重生し之事たれば一段賞翫之事にて候
條々聞書云又一重生し一段之事にて候大かたひらの人は
めし候まし候

萬拔書條々云單す、し之事無_二御免_一て不_レ召候一段賞翫
候

○北絹帷

大名出仕記云又北絹などを平人き候事は努々有まし候
少人などは内々にてはくるしからす候歎

○から物

○かうし

大名出仕之記云帯の事若人は色の赤を仕たるか能候又年
寄は紅入さるから物かうしなど能候

○織物の帯

故實雜々聞書云織物之帯もりうもんにて候

○はたの帯

梅津長者繪詞云かくて大こくおほせけるは布帯和尙のあ
りさまを見申すにま、あひふとくたくましく定めて地か
ら強からむ相撲一はんまいらんいさやとす、め給へは和
尙につことうちわらひかくたのしみの時なれば座敷の興
になすへしさらばあいてにまいらんと衣とけさをぬきす
て帯の中よりはたの帯とり出し手細をつよく引しめゆる
き出てたまふ有さまはふくしく見えにける

○ぬきしろはた

○赤はた

貞順豹文書云ぬき白のはたの事男十四五まで被_レ着候女
中はわかき間斗被_レ用候
又云赤きはたをは依_レ人廿歳までもき候女中衆被_レ用儀は
各別にて委注置也

○足袋

豊記抄云足袋の事大名諸家の人はかれ候不可然候病者は不_レ及_ニ是非_一候色々染革不用候まきふすへなと能候諸家の儀も主人ゆるされ候へは不_レ苦候

條々聞書云足袋の事殿中へは御免候はては元はき候はす候御免の時必御足袋一足被_レ下候又入道同朋衆は御免のさたなくはき候人の内衆も主人の御免候へははかれ候いかさま無救のかたふすへ革をは不可_レ用候但出陣の時ふすへかわたるへし

續浮説或問云足袋御免の事明應三年十二月廿一日將軍家元服記に云正和二年廿七日新制之足袋御免事革様年輪五句以後可_レ被_ニ免許_一但雖_レ不_レ及_ニ此齡_一爲_ニ病體_一蒙_ニ御免_一可_レ用_ニ白革_一燻革_一矣

○短鼻

臥雲日伴録云文安六年三月與_ニ定水菴主_一同喫_レ粥辭去爲_レ之出_ニ短鼻_一一足_一相惠

○頬貫

奥州後三年繪詞云相摸の國の住人鎌倉の權五郎景正といふ者あり右の目を射させつ首を射つらぬきてかふとの鉢付の板に射付られぬ矢をおりかけて當の矢を射て敵を射

とりつさてのちまりそき歸りてかふとをぬきて景正手負たりとのけさまにふしの同國のつわもの三浦の平太郎爲次といふものありこれも聞え高き者なりつらぬきをばきながら景正か顔をふまへて矢をぬかんとす

古事談云伊豫入道類義於_ニ御堂_一逆修之間或日義家聽_ニ聞_一之_ニ中間郎等一人出來義家カ耳ニサ、ヤイ事ス聞_レ之有_ニ忿怒之色_一歸向_ニ宿所_一爰入道呼_ニ郎等一人_一云左衛門尉有_ニ怒氣_一歸畢何事ノアルソ見可_ニ歸來_一云々使歸云只今御キセナカヲ被_ニ取出_一テツラヌキタマツリ御馬ニ被_レ置_レ鞍之間也云々

平家物語云はしかつつ、あのしやうめうめいさうとて一人たうせんのはものそやわれと思はんものとはよりあへやけんさんせんとて(中略)ゆみをはすてえひらもといてすてにけりつらぬきぬいてはたしになりはしのゆきけたをさらくとはしりわたる

太平記云_{京時}中務少輔ハ餘ニ腹ヲ立テ貫ハキナカラ召合セノ内へ走入て屏風障子ヲ踏破リ日本一ノ云甲斐ナシヲ憑ケルコソ口惜ケレ云々

隨兵次第云つなぬきの事あさらしにてもくまの皮にてもへりうねをや履へし

金具足

○熊ノ皮ノ貫

判官物語云_{義經}吉野山_{辨慶}はふもとにまかり下りて寺中のさうとうを見てまいり候はんと申もはてす御前をたちかちこそはきなしたるものはの如くにそりたるなきなたつえにつきくまのかはのつらぬきはいて昨日ふりたる雪を時のらつくわのちるやうにけちらしさんけをして下りけり

相國寺供養記云路次行列先侍所畠山右衛門佐源基國黒絲鎧薄香直垂鶴菱太刀懸鉸金赤銅相交引兩丸馬鹿毛貫熊皮

○羚羊ノ貫

相國寺供養記云次後陣隨兵二番一色右馬頭源滿範黒絲白覆輪紅直垂_故太刀金作馬佐目鞍黃覆輪金具足上帶引貫

○牛ノ皮ノ貫

源平盛衰記云_{義經}大將軍義經ハ熊皮ノ貫ヲ履自餘ハ牛皮ヲ履ク云々

普廣院殿御元服記云永享二年七月廿九日大將御拜賀供奉

行列出仕人々伺候次第并_ニ階侍所_一 御甲子時赤松左京大

御會弟伊豫守 郎從三十騎召_ニ具之_一義雅者着_ニ淺黃絲燈_一帶_ニ

御禮動_ニ其役_一 金刀金太刀_ニ握_ニ重藤弓_一負_ニ大黒箭_一甲床木等ヲハ僕持_レ

之馬前ニ行歩馬毛黒隨兵皆着_ニ絲毛鎧_一甲敷皮等ヲハ僕持_レ

持_レ之皆總ヲカク僕ハ紺ノ直垂ニ銀薄ニテ文ヲ押ス皆調

度懸手蓋ツナヌキの任_ニ先規_一カ騎馬ハ常ノ籠手敷

隨兵日記云つなぬきの長さ一尺二寸おもての廣さ四寸二

分足のなかのゆひにかけ緒をすへし同つなぬきの皮とら

の皮あさらしの皮熊の皮を用へしこしらへやう條々口傳

あり

○豹ノ皮ノ貫

長享元年江州御動座記云常徳院殿様御動座之御出立之事(中略)皮之御連貫ニ御馬ハ河原毛也

○水豹之貫

相國寺供養記云次後陣隨兵一番治部大輔義重黒絲鎧_{白覆}地紅直垂_{唐織物紋桐}馬黒鞍内金々具足上帶貫水豹

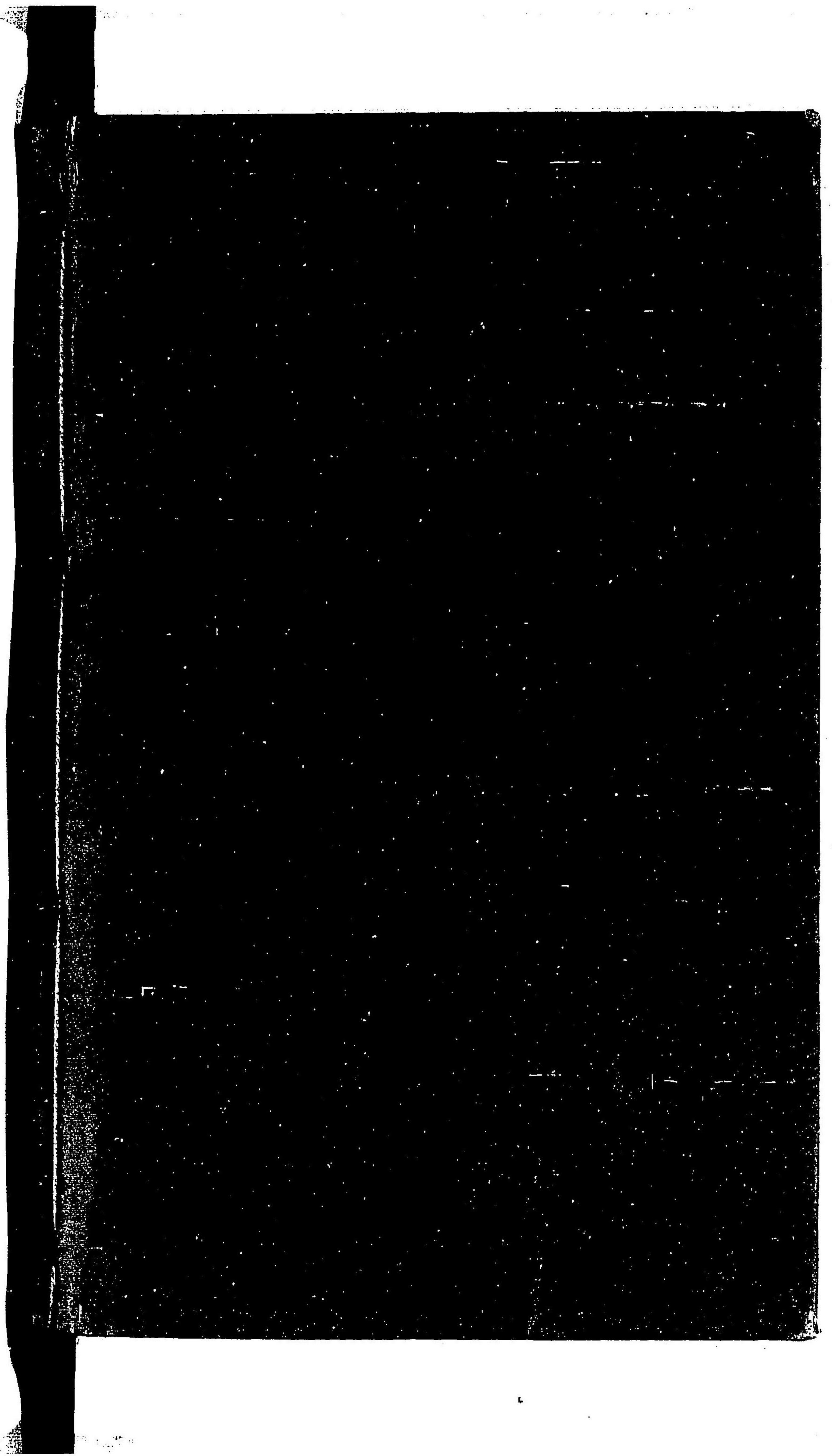
○獺糊ノ貫

相國寺供養記云路行列先陣隨兵六番土佐守高階師英黒絲白金物紅ノ直垂文輪達馬栗毛上帶引貫獺糊刀太刀梅花皮

192
53

衣服部附録四

二十



192
55

武家名目抄
卷十八